

川越市中心市街地活性化基本計画

平成27年 4月

埼玉県川越市

(平成27年 3月27日認定)

(平成28年 3月15日変更)

(平成29年 3月24日変更)

(平成30年 3月23日変更)

(平成30年11月29日変更)

(平成31年 3月26日変更)

(令和 2年 3月31日変更)

中心市街地の活性化を目指して



川越市は、江戸文化の歴史を今に残す城下町として「小江戸」と呼ばれ、埼玉県南西部地域の経済・文化の中心都市として発展してまいりました。

特に、本市の中心市街地は、第三次川越市総合計画において「都心核」に位置付けられるなど「川越の顔」といえる重要な地域であります。

平成21年6月に内閣総理大臣から認定を受けた前中心市街地活性化基本計画では、これまでに観光拠点となる施設整備やイベント実施等による観光誘客により、回遊性の向上、にぎわいの創出に一定の成果を得ました。

しかしながら、近年において観光客は増加傾向にあります。観光資源の集まる北部地域と商業機能の集積している南部地域の間に位置し、両地域をつなぐ結節地域では人の流れがあまりない状況にあります。また、この地域は空き店舗が散見されるなどの課題も残されています。

全国的に見ても、中心市街地の衰退は懸念される状況にあります。国においては少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため平成26年に「中心市街地の活性化に関する法律」を改正しました。中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うこととしております。

本市では、法改正の趣旨を踏まえ、民間投資の喚起に繋がる歴史的建造物の保存・活用に係る事業を推進するとともに、前計画に引き続き、中心市街地の道路等の都市基盤、市民の生活や活動の拠点となる都市福利施設、商業環境の整備、新たな観光資源の整備等を一体的に推進し、川越の魅力を活かした交流とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣から認定されました。

今後は本計画に基づき、市民・事業者・民間団体・行政がこれまで以上に連携して施設の整備活用、イベントの開催等を実施していくことで、川越市の中心市街地ならではのまちなみづくりやにぎわいの創出に向け努力してまいりたいと考えております。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年4月

川越市長 川合善明

目次

基本計画の名称	1
作成主体	1
計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 川越市のあゆみ	1
(1) 川越市の概要	1
(2) 川越の歴史	1
(3) まちづくりの変遷	3
[2] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取組	5
(1) 前計画の概要	5
(2) 前計画の数値目標の達成状況	6
(3) 前計画の効果と課題	10
(4) 新計画の必要性	10
[3] 中心市街地の現状分析	12
(1) 中心市街地の変遷	12
(2) 中心市街地の既存ストック状況の分析と有効活用方法の検討	12
(3) 中心市街地の現状に関する統計的データの把握・分析	13
[4] 市民ニーズ等の把握・分析	33
(1) 市民意識調査結果	33
[5] 中心市街地の課題の整理	38
(1) 既存ストックを活用した魅力の創出	38
(2) 多様な情報を一体的に発信する体制の構築	38
(3) 商店街の活性化	39
(4) 歩行者空間の整備	39
(5) 公共交通の利便性の向上	39
[6] 中心市街地活性化の方針等の設定	41
(1) 中心市街地活性化の必要性	41
(2) 上位計画等	41
(3) 活性化により目指す中心市街地の姿（基本的方針）	43
2. 中心市街地の位置及び区域	46
[1] 位置	46
[2] 区域	47
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	48
3. 中心市街地の活性化の目標	52
[1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標	52
[2] 数値目標	54

(1)「歩行者・自転車通行量」の数値目標	54
(2)「観光客の立ち寄り観光地点数」の数値目標	59
(3)「空き店舗数」の数値目標	62
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	65
〔1〕市街地の整備改善の必要性	65
〔2〕具体的事業の内容	66
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	82
〔1〕都市福利施設の整備の必要性	82
〔2〕具体的事業の内容	82
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	86
〔1〕街なか居住の推進の必要性	86
〔2〕具体的事業の内容	86
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	89
〔1〕経済活力の向上のための事業及び措置の必要性	89
〔2〕具体的事業等の内容	90
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	113
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	113
〔2〕具体的事業の内容	113
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	116
9. 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	117
〔1〕川越市の推進体制の整備等	117
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	119
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	123
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	126
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	126
〔2〕都市計画手法の活用	126
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	126
〔4〕都市機能の集積のための事業等	130
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	133
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	133
〔2〕都市計画との調和等	134
〔3〕その他の事項	135
12. 認定基準に適合していることの説明	138

様式第 4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：川越市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：川越市
- 計画期間：平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月まで(5 年)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 川越市のあゆみ

(1) 川越市の概要

川越市は、埼玉県南西部に位置し、面積 109.16 k m²、全体に平坦で、おおまかに北東部の水田地帯、中央部の市街地、南西部の畑作地帯に分けられる。

現在（平成 26 年 4 月 1 日）の人口は約 34 万 8 千人であり、都心から約 30 k m、電車で約 30 分の距離に位置し、ベッドタウン的要素を多く持っていながら、商品作物を生産する都市近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光業など充実した都市機能を有している。

また、江戸文化の歴史を今に残す希少な城下町と言われており、様々な面で密接に関係していた江戸の影響を受けたことから「小江戸」とも呼ばれている。

(2) 川越の歴史

長禄元年（1457 年）、上杉持朝の命により家臣の太田道真、道灌が川越城を築城した。その後、江戸時代を通じて、江戸城北辺の守りの要衝として、また多くの街道からの豊富な物資の集散地として重要な位置を占めていたため、江戸幕府は有力な大名を配置した。

その一人、松平伊豆守信綱は寛永 15 年（1638 年）の川越大火の後、城主となって城下町の整備を行い、十ヵ町四門前という町割を行い、現在も旧市街地の道路網などにはその形態を留めている。また、新河岸川を利用した舟運を起し、大消費地である江戸へ物資を運ぶことによる経済効果は大きく、商人のまちとして発達した。

明治時代になると、穀物の集散や簞笥や織物の特産品により、埼玉県内一の商業都市として発展した。

明治 26 年（1893 年）に川越の総戸数の 3 分の 1 以上を焼失する大火に見舞われた。その中で焼け残ったのが蔵造りの商家で、当時の商人たちは、豊かな経済力をもって次々に蔵造りの商家を建設し、その蔵造りの町並みが今も残っている。それは、この地域の住民たちがこの歴史的建造物を活用しながらこの地域の活性化に取り組んできた結果であり、「小江戸」川越を代



重要伝統的建造物群保存地区に
選定されている蔵造りの町並み

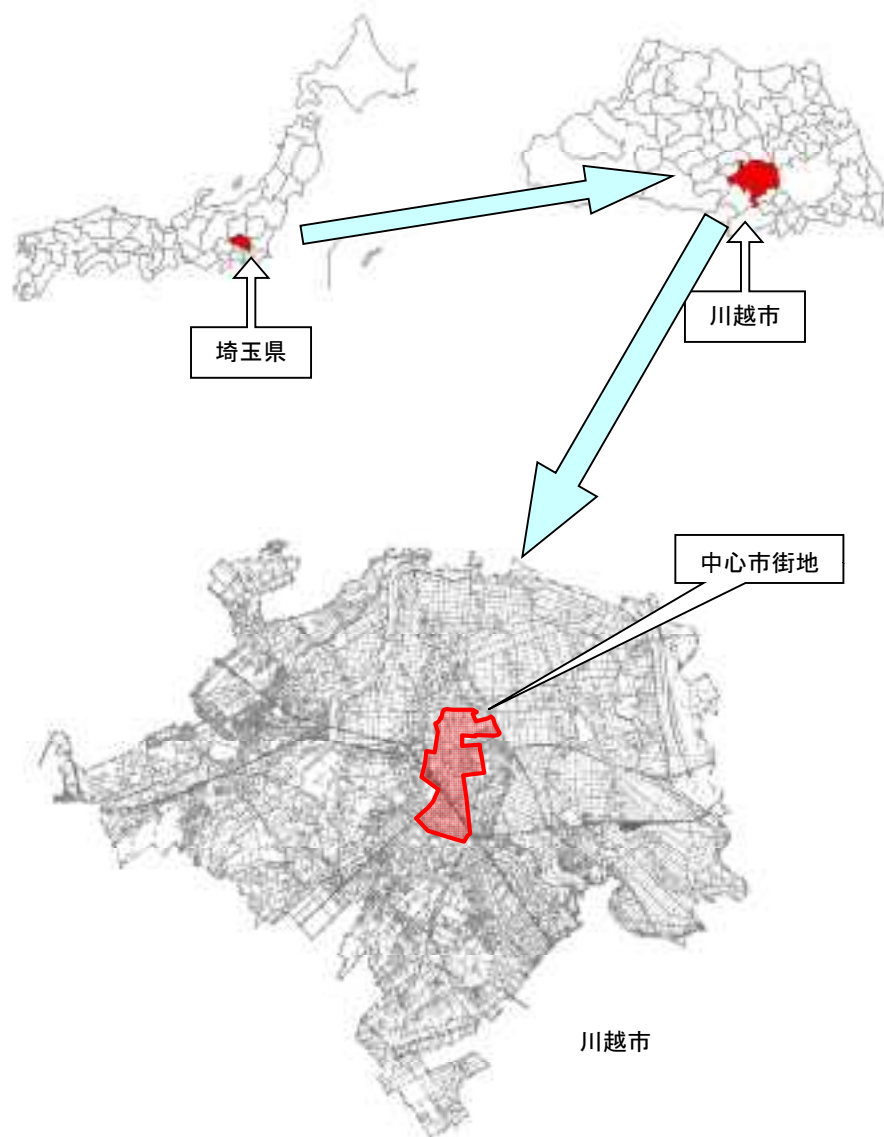
表する地域として多くの観光客でにぎわいを見せている。

大正 11 年（1922 年）には、県内初の市制を施行し、昭和 30 年に隣接する 9 ケ村と合併し、現在の川越市の市域となっている。

川越市は、埼玉県南西部地域の中心都市として発展し、近年では首都圏に位置する「歴史と文化の町」として脚光を浴び、古さと新しさが共生する魅力あるまちになってきている。

また、平成 11 年第 5 次首都圏基本計画において、川越市を中心とする地域が業務核都市に位置付けられるとともに、平成 15 年には、県内初の中核市に指定された。

平成 19 年 3 月には、天皇・皇后両陛下が国賓として来日されたスウェーデン国国王、王妃両陛下をご案内されるため本市に来訪されたことや、マスメディアによる川越の紹介をはじめ、平成 21 年 3 月から放送のNHK朝の連続テレビ小説「つばさ」を筆頭に、様々なドラマ、アニメの舞台となっている。また、2020 年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が市内で開催予定となっていることなどを受け、観光客にとっては「また訪ねたい街・川越」、住民にとっては「住んでよかったと思えるまち川越」と、魅力あふれるまちを目指した取組を進めている。



(3) まちづくりの変遷

川越の歴史的景観を代表する重厚な蔵造りの町並みを有する「一番街」は、川越駅から北へ約2kmの所に位置している。

昭和30年代後半から、商業の中心が川越駅、本川越駅周辺に移動したことから、蔵造りの商家の取壊しが始まった。昭和40年代後半になると、蔵造りの保存や伝統的な町並みを見直す傾向が強まり、学識者によって蔵造りの保存が提言され、川越青年会議所の活動、日本建築学会の提案コンペなどを通じて、その機運は一定の高まりを見せてきた。

そのような中で、市の文化財保護担当部門において、昭和50年度にいち早く「伝統的建造物群保存地区保存対策調査」を実施したが、この時点では地域住民に指定の理解が得られなかった。

昭和50年代に入ると、一番街の近隣に高層マンションの建設計画が起こり、地域住民が反対したにもかかわらず2棟が建設された。これにより、住民側も町並み環境の危機感と商業地としての衰退感を同時に味わうこととなった。

これに対して、市は昭和55年度、56年度に商業担当部門からの「北部商店街振興策」と、都市計画担当部門からの「町並みデザインコード調査」を行い、建築計画などを通して、随時、個別指導を行うようになる。

また、昭和56年には、蔵造りの商家16件を市の文化財として指定した。

昭和58年に設立された市民団体「川越蔵の会」は、それまでの文化財優先の町並み保存に対して、「商業活性化による景観保全」をスローガンに掲げ、「自己の商業力なくして歴史的建築物の維持はあり得ない。現代の店舗展開に歴史的建築物を最大限利用しなければ、町並み保存は成り立たない」という実践的なテーマを打ち出し、「なぜ人が来ないのか、ものが売れないのか」という課題検討から現在の町並み整備はスタートした。

このテーマを検討している最中、中小企業庁により「コミュニティマート構想」が打ち出された。川越一番街商業協同組合でもこれにエントリーすることになり、「川越一番街活性化モデル事業調査」が実施された。ここから商店街がまちづくりの実践者となっていくこととなる。昭和62年4月には、「川越一番街町づくり規範に関する協定書」を締結し、この協定書により「町並み委員会」を組織した。この委員会は、商店街の組織だが、関係自治会、研究者、専門家、行政により構成された。

また、町並みの個店改装に伴うルールとして、昭和63年に「町づくり規範」を策定し、町並み委員会の助言指導により、個店の改装を行ってきた。

この「町づくり規範」は、67の項目で構成されており、都市の形成から住・商環境の提案、建物や看板のあり方など、都市計画、建築計画に関する広範なパターンが示されており、先進的なルールとして評価されている。

そのような中で、行政では、昭和60年度から「歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）」に取組みはじめ、平成元年度から現在まで7路線が整備された。

また、平成9年に地元住民から町並み保存に対する要望書が提出され、平成11年4月に、一番街周辺地区を「伝統的建造物群保存地区」として都市計画決定し、12月には、文部大臣（当時）より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。

このように、地区住民が主体となって、商業の活性化と蔵造りの町並みの調和を図る

ための行動を起こしたのに対して、行政としても応援体制をとった結果、「小江戸川越」として、観光客が多数訪れ、活気ある町並みへと変化した。

一方、一番街に近接する地域に「大正浪漫夢通り」がある。ここは、かつて川越の中心として栄え、銀座通りと呼ばれていた地域であり、また、昭和 30 年代に造られた川越唯一のアーケード街であった。蔵造りの建物や町家造りの建物のほか、近代建築や洋風の外観をした店舗など多様な歴史的建造物が多く存在している。この地域についても、商店街が衰退していたことから、商店主、学識経験者、建築家、都市計画や商業に関する専門家、行政で組織する「大正浪漫委員会」を組織し、ワークショップを通じてアーケード撤去を決定し、併せて平成 6 年に「まちづくり規範」を制定した。平成 12 年度の電線類地中化の後、「歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）」により石畳の道となり、それに合わせた個店の整備等を進めている。

また、川越駅から北へ延びる新富町、サンロードの二つの商店街が現在の川越の中心の商店街となっているが、この地域のまちづくりは、新富町の「まちづくり協議会」を組織することから始まった。自治会、商店街、事業所からなるこの組織により、昭和 63 年に「新富町まちづくり協定」が締結された。この協定には、約 6m の道路幅に対し、一定の空間的余裕を確保することや建物自体にデザインの洗練度を求めること等が盛り込まれている。また、平成 3 年にはサンロード側も同様の協定が締結された。さらに、平成 7 年度にはモール化計画として電線類地中化等の検討が始まった。その結果、平成 9 年度にサンロード側から開始されたモール整備は、平成 11 年度に完成し、愛称クレアモールとなった。

また、クレアモールに並行する八幡通りと連携し、「クレアモール・八幡通り地区都市景観協議会」を組織し、「クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の指定により町並み景観の維持、向上に取り組んでいる。

本川越駅と蔵造りの町並みを結ぶ都市計画道路中央通り線周辺では、土地地区画整理事業と街路事業を連携して行う「中央通り沿道街区土地地区画整理事業」により街並みが更新されることから、中央通りらしい町並みを形成するため、平成 19 年に地元商店主や住民からなる「中央通りまちづくり委員会」が組織され、住民自ら守る自主ルールと道路整備への提案に関する検討を行っている。また、検討区域の権利者との意見交換を経て、「中央通りまちづくりルール」を平成 20 年に策定した。また、「クレアモール・八幡通り・中央通り地区都市景観協議会」を組織し、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域」に指定範囲を拡大して今後のまちづくりに取り組んでいる。

また、都市計画道路中央通り線では、「中央通り沿道街区土地地区画整理事業」区域と蔵造りの町並みの間の沿道において、「中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会」が平成 26 年に組織された。これは、地元住民、商店主、商店会からなる組織で、この地域の北側及び南側の都市計画道路の整備が進む中、今後のまちづくりについて検討を始めている。

[2] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取組

(1) 前計画の概要

- ・ 計画期間：平成 21 年 6 月から平成 27 年 3 月まで（5 年 10 月）
- ・ 区域面積：265ha
- ・ 基本コンセプト
「川越らしさを未来につなぐまちづくり」
- ・ 基本的方針
○歩いて回遊したいまちづくり
○活力とにぎわいのあるまちづくり
- ・ 数値目標の実績

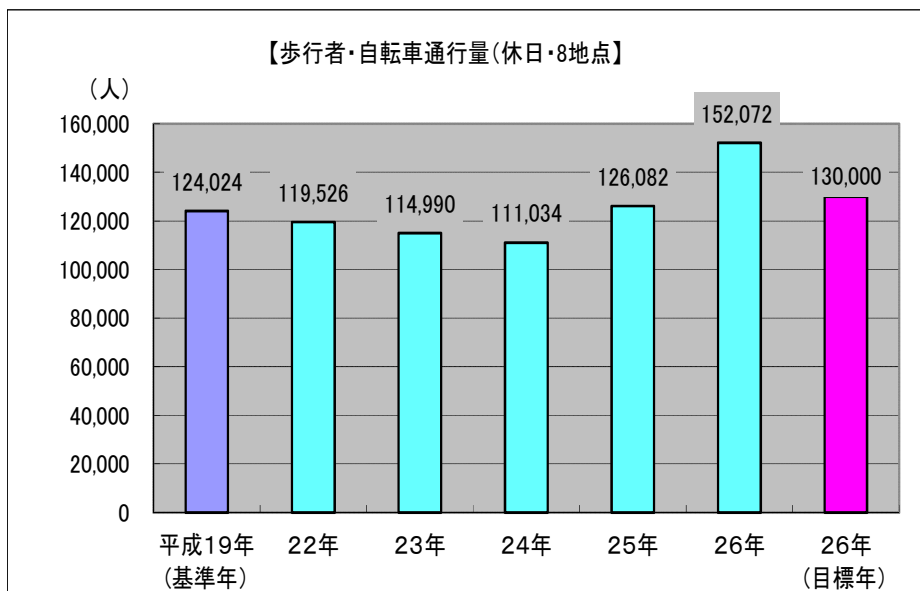
目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
回遊性の向上	歩行者・自転車通行量 (休日)(人)	124,024 (H19)	130,000 (H26)	152,072 (H26)
	歩行者・自転車通行量 (平日)(人)	70,420 (H19)	81,000 (H26)	83,920 (H26)
	滞在時間半日以上の 観光客割合(%)	51.6 (H17)	61.6 (H26)	55.4 (H25)
商業・サービス業の 充実	卸売・小売業、飲食業、 サービス業の事業所数 (事業所)	2,268 (H18)	2,310 (H26)	2,169 (H24)

(2) 前計画の数値目標の達成状況

目標 1 「回遊性の向上」

目標指標 1

・歩行者・自転車通行量(休日)(人)



年	人
H19	124,024 (基準値)
H20	—
H21	—
H22	119,526
H23	114,990
H24	111,034
H25	126,082
H26	152,072
H26	130,000 (目標値)

調査日：平成19年6月17日（日）晴れ

平成22年6月6日（日）晴れ

平成23年6月5日（日）晴れ

平成24年6月3日（日）小雨後晴れ

平成25年6月2日（日）曇り時々晴れ

平成26年5月25日（日）晴れ

調査時間：午前10時から午後7時

調査対象：中学生以上の歩行者及び自転車（50CC バイクを含む）

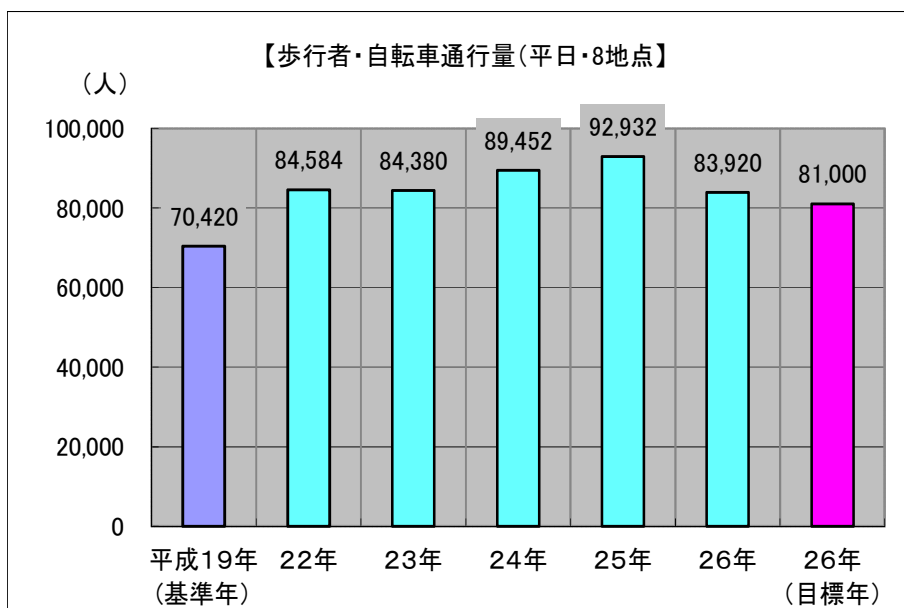
調査方法：調査地点の両方向の通行量について、毎時00分～15分及び30分～45分の各15分間の通行量を計測した数値を2倍し、1時間当たりの通行量を推計

調査主体：川越市産業振興課

「地域創造支援事業（鏡山酒造跡地）」や「郊外型駐車場整備事業」等の施設整備に加え、「川越まちなかコミュニティサイクル事業」の本格実施や「小江戸川越みどころ90観光コース」を策定したほか、「産業観光館管理運営事業（鏡山酒造跡地）」等により、休日のイベントが増加したことで、観光客や周辺住民のまちなかの回遊性が向上し、通行量の増加に繋がったと考えられる。

目標指標 2

・歩行者・自転車通行量(平日)(人)



年	人
H19	70,420 (基準値)
H20	—
H21	—
H22	84,584
H23	84,380
H24	89,452
H25	92,932
H26	83,920
H26	81,000 (目標値)

調査日：平成19年6月14日(木) 曇りのち雨

平成22年6月10日(木) 晴れのち曇り一時雨

平成23年6月9日(木) 晴れのち曇り

平成24年6月7日(木) 晴れ

平成25年6月6日(木) 曇り

平成26年5月29日(木) 晴れ後曇り雨

調査時間：午前10時から午後7時

調査対象：中学生以上の歩行者及び自転車(50CCバイクを含む)

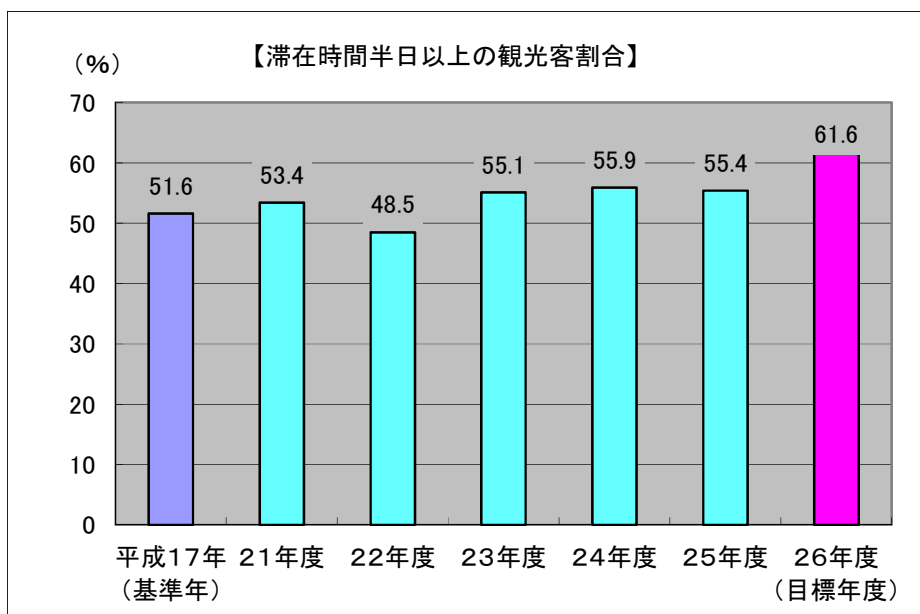
調査方法：調査地点の両方向の通行量について、毎時00分～15分及び30分～45分の各15分間の通行量を計測した数値を2倍し、1時間当たりの通行量を推計

調査主体：川越市産業振興課

「地域創造支援事業(鏡山酒造跡地)」や「郊外型駐車場整備事業」等の施設整備に加え、「川越まちなかコミュニティサイクル事業」の本格実施や「小江戸川越みどころ90観光コース」を策定したほか、「産業観光館管理運営事業(鏡山酒造跡地)」等により、観光客のほか、周辺住民のまちなかの回遊性が向上したことで、恒常的な通行量の増加に繋がったと考えられる。

目標指標 3

・滞在時間半日以上の観光客割合（％）



調査期間：1 年間

調査対象：観光客

調査方法：主要観光地点 4 ヶ所において、各地点を訪れる観光客に対し、聞き取りによるアンケート調査を実施

調査主体：川越市観光課

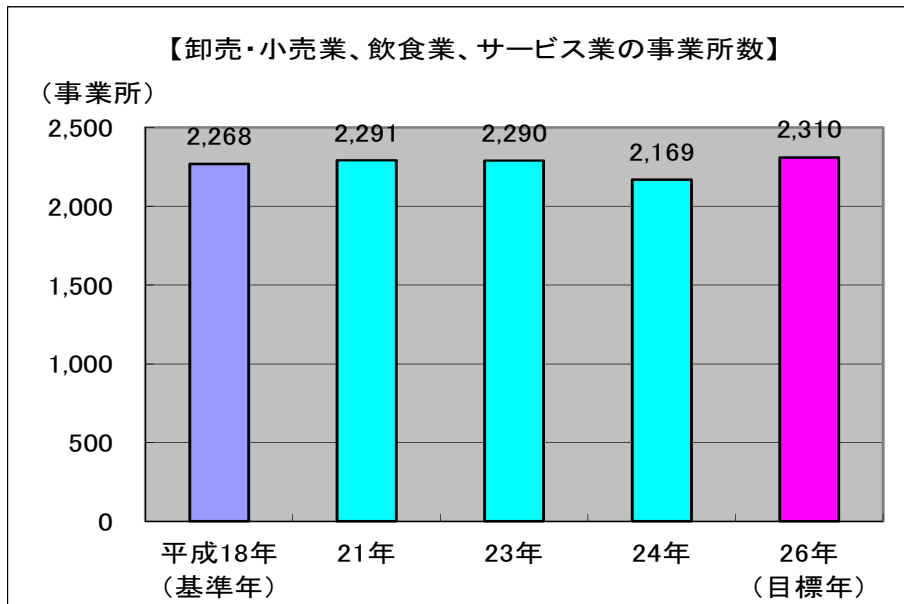
「地域創造支援事業（鏡山酒造跡地）」や「郊外型駐車場整備事業」等の施設整備に加え、「川越まちなかコミュニティサイクル事業」の本格実施や「小江戸川越みどころ 90 観光コース」を策定したほか、「産業観光館管理運営事業（鏡山酒造跡地）」をはじめ、各種のイベントを開催したことで、観光客のまちなかの回遊性が向上し、滞在時間半日以上の観光客割合は、計画策定時を上回ったものの、目標の達成には至らなかった。

要因として、観光バスを使った、立ち寄り型の観光ツアーを利用する観光客が増加していることが挙げられる。入込観光客数は増加傾向にある中で、長時間の滞在をしている観光客はあまり増えていないことが伺える。

目標 2「商業・サービス業の充実」

目標指標 1

・卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数（事業所）



年	事業所
H18	2,268 (基準値)
H20	—
H21	2,291
H22	—
H23	2,290
H24	2,169
H26	—
H26	2,310 (目標値)

調査方法：平成 18 年は「事業所・企業統計調査」（総務省統計局）

平成 21 年、24 年は「経済センサス」（総務省統計局）

平成 23 年は市の独自調査による推計（川越市中心市街地活性化推進室）

※業種分類について、調査ごとに区分が異なる場合がある。

計画に掲げていた「空き店舗対策事業」の効果が計画策定時の見込みを下回ったほか、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備効果が計画期間内に発揮できなかったことから、目標を達成できなかった。

ただし、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）については、平成 27 年 3 月に整備が完了したことから、前計画完了時点では事業所数が増加している。

(3) 前計画の効果と課題

前計画では、平成 26 年度を目標年度とし、82 事業に取組み、19 事業が完了、ソフト事業など 35 事業が実施中、28 事業が未完了、そのうち 6 事業が未着手となっている。

前計画で掲げた目標指標のうち、「歩行者・自転車通行量（休日）」及び「歩行者・自転車通行量（平日）」は目標を達成している。要因としては、川越市産業観光館（小江戸蔵里）や仲町観光案内所の利用増、川越城本丸御殿や川越城中ノ門堀跡といった観光資源の整備、鉄道 5 社による相互直通運転の開始等による交通利便性の向上やテレビ、雑誌等のメディア露出の増加等により誘客効果が向上したことが挙げられる。

一方で、全体としては通行量が増加しているが、北部地域、南部地域に集中しており、結節地域においては人の流れが少ない状況となっている。

また、「滞在時間半日以上の観光客割合」については、計画策定時を上回ったものの目標達成に至らなかった。計画策定時を上回った要因としては、観光資源の整備やライトアップ、まちバル、宵の市といった夕方から夜にかけてのイベントの取組等が挙げられるほか、コミュニティサイクルの実施や観光コースの策定等により、市内の回遊性が向上したことが挙げられる。一方で、川越城富士見櫓跡や旧川越織物市場といった施設の整備が実施できていないこと、バスツアー等の場合は立ち寄り型の短時間観光が多いこと、夕方から夜にかけてのイベントが昼間の誘客にうまくつながっていないこと等により、実施効果が地域的にも時間的にも限定的になっていると思われる。

基本的方針の「歩いて回遊したいまちづくり」に関しては、全体としては効果が上がっているが、北部地域と南部地域をつなぐ結節地域の活性化が不十分であり、回遊性を阻害していることが考えられる。

また、「卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数」は、計画期間内での目標達成に至らなかった。要因としては、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備完了が平成 27 年 3 月であったこと、また、チャレンジショップ等の空き地・空き店舗対策の取組が平成 25 年度から開始されたが、事業期間が短く、事業効果が数値に反映されなかったことが挙げられる。

ただし、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）については、平成 27 年 3 月に整備完了したことから、前計画完了時点では事業所数が増加している。

また、北部地域や南部地域と比べて、結節地域においては空き店舗が散見される状況が続いている。

基本的方針の「活力とにぎわいのあるまちづくり」に関しては、この結節地域において十分な事業効果が発揮されておらず、いかに有効な施策を講じるかが、今後の課題である。

(4) 新計画の必要性

前計画では、「歩いて回遊したいまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」ともに一定の効果があったと言えるが、結節地域等、局所的には効果があまり発揮されていない地域があり、中心市街地全体として活性化が図られているとは言い難い。前計画

の取組の効果があつた部分は継続するとともに、課題克服に向けて取組むべく、新計画を策定する。

前計画では、行政を中心とした大規模な施設整備、民間事業者を中心としたイベント実施等による観光誘客により、回遊性、にぎわいの創出を目指したが、新計画では、官民がこれまで以上に連携して施設の整備活用、イベントの実施に取り組むことで、さらなる中心市街地の活性化を促すこととする。

また、前計画の効果があまり発揮されていない結節地域について、新計画では特に活性化を促すことで、中心市街地全体の活性化に繋げていくこととする。

〔３〕 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の変遷

川越の市街地は、江戸時代より川越に富をもたらした新河岸川舟運が、明治 28 年に川越鉄道（現、西武新宿線）、大正 3 年に東上鉄道（現、東武東上線）が敷設されたことで衰退し、商業の中心が北部地域から南部地域へと移動し始め、市街地構造の変化を迎えることとなる。

昭和に入ると、川越耕地整理が市街地南部で行われ、市街地を南北に通る抜ける中央通りができたことで、商業の中心の南下に拍車がかかることになる。

戦禍を免れたことで、市街地自体の様相に大きな変化のないまま、昭和 30 年に隣接 9 ヶ村を合併し、現在の市域を形成する。また、川越駅、本川越駅周辺に大型店舗が進出し始め、現在の中心商業地の基礎を形成する。

そのため現在の中心市街地は、川越城跡、寺社、蔵造りの町並みなどがある北部地域と、鉄道三駅が集中し商業、業務の中心となっている南部地域により形成されている。

(2) 中心市街地の既存ストック状況の分析と有効活用方法の検討

① 歴史的、文化的資源、景観資源

中心市街地の北部地域には、江戸時代の歴史的遺産である川越城の城跡に一部現存する本丸御殿、中ノ門堀跡のほか、富士見櫓跡等の未整備の遺構が残っている。また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている蔵造りの町並みについては、江戸初期の城下町の町割の上に主として明治初期から末期に建築された重厚な蔵造り町家を中心に近代洋風建築等も含めた伝統的建造物が建ち並び、特色ある歴史的景観を良く伝えている。さらに大正時代を偲ばせる建物を現代に残す大正浪漫夢通りのほか、その付近には明治から昭和の時代に建てられた酒蔵跡地を活用した川越市産業観光館（小江戸蔵里）や、明治時代の産業遺構である旧織物市場や旧芝居小屋の跡地等もあることから、中心市街地には多数の歴史的、文化的資源が保存、蓄積されている。

これらは川越市民の誇りであり、今後もまちの資源として受け継ぐべきものであることから、中心市街地の活性化策を展開していく中で、配慮していくべきものである。

② 社会資本、産業資源

中心市街地の南部地域においては、川越駅や本川越駅、クレアモール等を中心に、昭和から平成にかけての商業施設等が集積している地域である。

また、川越駅や本川越駅は公共バスの始発地点となっており、それらを中心にマンションの建設も進んでいる状況である。

公共公益施設や都市福利施設については、中心市街地の区域内に市役所、消防署、商工会議所等が立地しているほか、クラスセ川越（文化的複合施設）、初雁公園（運動公園）や川越まつり会館等の集客性の高い施設が整備されているとともに、川越駅西口に埼玉県、民間事業者との複合拠点施設である西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備が平成 27 年に完了している。また、救急指定病院（4 箇所）、県立高等学校（2 校）等も立地しており、多様な都市機能が集積している。

公共交通については、JR 川越線川越駅、東武東上線川越駅、川越市駅、西武新宿線本川越駅の 3 線 3 駅が立地し、川越駅、本川越駅は東武バスウェスト、西武バス、イーグルバスの路線バス、学校や企業の送迎バスのほか、高速バスの発着点があり、公共交通の利便性が高い地域である。

(3) 中心市街地の現状に関する統計的データの把握、分析

① 人口、世帯数の状況

ア 人口、世帯数

平成 26 年の川越市全体の人口、世帯数については、前計画策定時の平成 21 年と比較して、人口が 4.9%、世帯数が 10.1%とそれぞれ増加している。一方、中心市街地の人口、世帯数については、人口が 4.5%、世帯数が 9.7%とそれぞれ増加しており、市全体の増加率と中心市街地の増加率は同程度となっている。

一方、中心市街地の 5 地区のうち、歴史的町並み地区において、世帯数、人口ともに減少が見られる。また、川越市駅周辺地区において、人口の減少が見られる。

【人口・世帯数の推移】		(単位: 世帯、人、%)				
区分		17年	21年		26年	
		数値	数値	伸び率	数値	伸び率
世帯数	川越駅西口周辺地区	2,957	3,173	7.3%	3,503	10.4%
	川越市駅周辺地区	1,388	1,433	3.2%	1,561	8.9%
	川越駅・本川越駅東地区	2,902	3,229	11.3%	3,643	12.8%
	中央通り周辺地区	2,450	2,547	4.0%	2,909	14.2%
	歴史的町並み地区	2,131	2,200	3.2%	2,192	-0.4%
	中心市街地計	11,828	12,582	6.4%	13,808	9.7%
	川越市合計	126,514	134,390	6.2%	148,007	10.1%
人口	川越駅西口周辺地区	6,353	6,632	4.4%	7,123	7.4%
	川越市駅周辺地区	3,119	3,046	-2.3%	3,012	-1.1%
	川越駅・本川越駅東地区	6,031	6,470	7.3%	6,837	5.7%
	中央通り周辺地区	5,468	5,493	0.5%	6,123	11.5%
	歴史的町並み地区	5,442	5,380	-1.1%	5,151	-4.3%
	中心市街地計	26,413	27,021	2.3%	28,246	4.5%
	川越市合計	328,415	332,360	1.2%	348,595	4.9%

注・人口、世帯数とも住民基本台帳によるもの(各年1月1日現在)

イ 昼夜間人口

平成7年の国勢調査を境に、昼夜間人口比率は増加傾向にある。

平成22年の国勢調査の昼間人口は332,876人、夜間人口は342,670人で、平成17年と比較すると、昼間人口は3.9%増加、夜間人口は3.3%の増加、昼夜間人口比率は0.6ポイントの上昇となっている。

その主な要因としては、流出人口と流入人口の差が減少傾向にあることなどにより昼夜間人口比率を押し上げている。

【昼夜間人口の推移】

(各年10月1日現在)

年	夜間人口 ※	流出人口	流入人口	流出人口－ 流入人口	昼間人口 ※	昼夜間人口比率
平成2年	304,426	95,545	73,547	21,998	282,428	92.8%
7	323,202	103,379	78,084	25,295	297,907	92.2
12	330,402	97,196	76,226	20,970	309,432	93.7
17	331,836	90,666	79,116	11,550	320,286	96.5
22	342,670	86,045	76,251	9,794	332,876	97.1

国勢調査人口の集計（一部加工）

年齢「不詳」を含まない。

※は労働力状態「不詳」を含む。

【15歳以上常住地及び従業・通学地】

(単位:人)

区分			17国調	22国調		
				数値	増減	伸率
常住地 による人口 ↑ 居住者は昼 間どこへ行く か	総数	計	184,727	172,130	▲ 12,597	-6.8%
		就業者	164,573	153,178	▲ 11,395	-6.9%
		通学者	20,154	18,952	▲ 1,202	-6.0%
	市内へ	計	94,686	78,015	▲ 16,671	-17.6%
		就業者	85,715	71,173	▲ 14,542	-17.0%
		通学者	8,971	6,842	▲ 2,129	-23.7%
	市外へ (流出)	計	90,041	94,115	4,074	4.5%
		就業者	78,858	82,005	3,147	4.0%
		通学者	11,183	12,110	927	8.3%
従業地・ 通学地 による人口 ↑ 昼間人口は どこから来て いるか	総数	計	172,685	152,879	▲ 19,806	-11.5%
		就業者	146,647	129,429	▲ 17,218	-11.7%
		通学者	26,038	23,450	▲ 2,588	-9.9%
	市内 から	計	94,686	78,015	▲ 16,671	-17.6%
		就業者	85,715	71,173	▲ 14,542	-17.0%
		通学者	8,971	6,842	▲ 2,129	-23.7%
	市外 から (流入)	計	77,999	74,864	▲ 3,135	-4.0%
		就業者	60,932	58,256	▲ 2,676	-4.4%
		通学者	17,067	16,608	▲ 459	-2.7%

国勢調査人口の集計

ウ 少子化率、高齢化率

平成26年の市全体と中心市街地の人口構成を見ると、年少人口は、市全体の13.1%に対し中心市街地は10.7%と構成比は低く、生産年齢人口は、市全体の63.6%に対し中心市街地は66.3%と構成比が高くなっている。また、老年人口は、市全体の23.3%に対し中心市街地は22.9%と構成比は同程度となっている。

また、平成26年と平成17年の住民基本台帳人口を比較すると、年少人口については、市全体では、1.2%の増加、中心市街地では0.5%の増加となっており、老年人口については、市全体では、55.5%と大幅に増加しているものの、中心市街地では、

24.8%となっており、市全体の増加率と比較するとそれほど大幅な増加とはなっておらず、市全体から見ると少子高齢化の進行度合いは低くなっている。

この主な要因は、生産年齢人口の増加率が市全体に比べ高く、中心市街地の中にマンションが建築されていること等から、中心市街地に子育て世代が増加していることの現れと推測される。

【年齢3区分による人口構成】

区分		全体人口		年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上	
		市全体	中心市街地	市全体	中心市街地	市全体	中心市街地	市全体	中心市街地
17年	人口	328,415	26,409	45,255	3,006	230,920	18,212	52,240	5,191
	構成比	100.0%	100.0%	13.8%	11.4%	70.3%	69.0%	15.9%	19.7%
21年	人口	335,240	27,022	44,792	3,079	221,368	18,207	69,080	5,736
	構成比	100.0%	100.0%	13.4%	11.4%	66.0%	67.4%	20.6%	21.2%
	伸率	2.1%	2.3%	-1.0%	2.4%	-4.1%	0.0%	32.2%	10.5%
26年	人口	348,595	28,265	45,810	3,021	221,571	18,768	81,214	6,476
	構成比	100.0%	100.0%	13.1%	10.7%	63.6%	66.3%	23.3%	22.9%
	伸率	4.0%	4.6%	2.3%	-1.9%	0.1%	3.1%	17.6%	12.9%
	趨勢比 対17年	6.1%	7.0%	1.2%	0.5%	-4.0%	3.1%	55.5%	24.8%

注. 各年1月1日現在の住民基本台帳人口

② 街なか居住に関する状況

中心市街地の区域内では、これまでコンスタントにマンションの建築が行われており、区域内の人口増加の大きな要因となっていたが、平成22年以降はマンションの供給ペースが、建築棟数、戸数ともに低下している状況にある。

【中心市街地のマンション建設状況】

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
棟数	0	3	4	3	1	1	2	2
戸数	0	109	210	336	91	34	93	50
建築累計戸数	2,374	2,483	2,693	3,029	3,120	3,154	3,247	3,297

(川越市)

③ 都市基盤整備等の状況

ア 市街地整備の状況

川越駅東口地区で昭和57年に川越駅前脇田町第1種市街地再開発事業(1.10ha)が、平成2年に川越駅東口第1種市街地再開発事業(1.80ha)が完了している。

また、川越駅西口地区では、川越駅西口土地区画整理事業(16.15ha)のうち、昭和52年に第1工区(9.95ha)が、平成19年に第2工区(6.20ha)が完了している。

第5次首都圏基本計画において、川越市及び周辺地域が東京都市圏の広域連携拠点として業務核都市に位置付けられ、川越駅西口周辺地区は業務施設集積地区としての整備

が期待される中で、埼玉県、民間事業者との共同事業である西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備が平成 27 年に完了している。

結節地域では、本川越駅から連雀町交差点の間で、中央通り沿道街区土地地区画整理事業（約 1.5ha）が区域決定され、平成 27 年度完了を目指し事業推進が図られている。

このように、市街地整備は南部地域の川越駅周辺を中心に実施されており、施行区域面積の中心市街地面積に対する割合は 8.0%と低い状況である。

また、市内の道路網については、中心市街地から放射状に伸びる構造となっているため、中心市街地への交通集中が問題となっている。都市計画道路の平成 25 年度末（平成 26 年 3 月 31 日現在）整備率は、市内 40 計画路線の計画延長 110.76km に対し、整備率 44.0%、整備延長 48.74km と低い水準である。これを中心市街地について見ると、20 路線で計画決定をしており計画延長 16.25km に対して、整備済延長 5.40km で、整備率は 33.2%と市域全体の整備率を下回っている。



【川越市都市計画マスタープランより抜粋】
※この図は都市計画道路及び構想路線等を含む

イ 土地利用の状況

中心市街地の用途地域指定の状況は、中心市街地面積約 255ha のうち約 54%が商業系、約 42%が住居系、約 2%が工業系、残りの 2%が都市計画公園、緑地の用途指定がされている。

実際の土地利用は、住居系利用が大半を占め、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺、クレアモール沿道、中央通り沿道に商業、業務系利用が集中している。

北部地域には、寺社地等が多く分布している他、市役所、学校等の公共施設が立地している。また、中央通り沿道に川越市伝統的建造物群保存地区（約 7.8ha）の都市計画決定がされている。

三駅周辺地区のうち、本川越駅から川越駅東口までの間のクレアモール沿道に大型店舗を含めた多くの商業施設が集積され、中心商業地を形成している。また、その商業地を囲むように住居系利用がされている。本川越駅から川越市駅の間は、両駅周辺で商業系の土地利用が図られている以外は、概ね住居系の利用で占められている。

また、川越駅西口周辺地区では、これまで川越駅南大塚線沿道に商業、業務系の集積

と飲食店等を中心にした小規模な店舗の集積が図られていたが、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）に商業施設が整備されたことで、商業、業務のさらなる集積が見込まれる。

中心市街地全体では、駅周辺やクレアモール沿道で3階以上の建築物が集中している以外は、2階以下の建築物が多く、建築密度は比較的低い。

中心市街地の工業施設は、小規模な施設が全域に住居と混在する形で点在している。

【川越市都市計画マスタープランより抜粋】

公園整備の状況は、都市計画決定をした街区公園が1箇所（脇田本町公園：面積0.06ha）、未決定の街区公園が4箇所（濯紫公園：面積0.38ha、御野立の森公園：面積0.06ha、通町公園：面積0.13ha、喜多院公園：面積0.20ha）、都市計画決定をした運動公園が1箇所（初雁公園：面積4.49ha）、未決定の歴史公園が1箇所（川越城中ノ門堀跡公園：面積0.11ha）、未決定の広場公園が1箇所（クレアパーク：面積0.13ha）、未決定の都市緑地が1箇所（川越駅東口緑地：面積0.06ha）の9箇所であって面積が5.62haとなっている。また、5箇所のポケットパーク（面積：0.05ha）、4箇所の児童遊園（面積：0.11ha）が整備されている。中心市街地の都市公園の整備率は2.10 m²/人となっており、市全域4.62 m²/人に比べて低いものとなっている。

中心市街地の緑は、中心市街地北部地域を中心に多数点在する寺社地内の緑やわずかに残る屋敷林等により潤いが保たれている。

ウ 公共交通の状況

中心市街地の鉄道については、JR川越線及び東武東上線「川越駅」、西武新宿線「本川越駅」並びに東武東上線「川越市駅」の三駅が位置する。

この鉄道三駅は都心への通勤等に利用されており、平成24年の一日平均の乗車人員については、東武東上線川越駅が6.1万人で最も多く、JR川越線川越駅が3.6万人、西武新宿線本川越駅が2.4万人、東武東上線川越市駅が1.7万人で合計13.8万人となっている。各駅の年間乗車客数を見ると、平成17年から平成20年までは増加傾向が見



られ、平成 21 年から平成 23 年までは減少傾向が続くが、平成 24 年には再び増加している。ただし、川越市駅については、平成 23 年に一時落込みが見られる以外、平成 24 年まで増加傾向となっている。

また、東西、南北に鉄道が走るため、踏切の箇所も多く、朝のピーク時には、中心市街地のとりわけ南北間の道路での交通渋滞が著しい状況となっている。

中心市街地のバス路線については、東武バスウエスト、西武バス、イーグルバスが乗入れ、川越駅、本川越駅を起点として市郊外へ伸びる路線網や観光用の路線を形成しており、市民及び観光客の移動手段の役割を担っている。

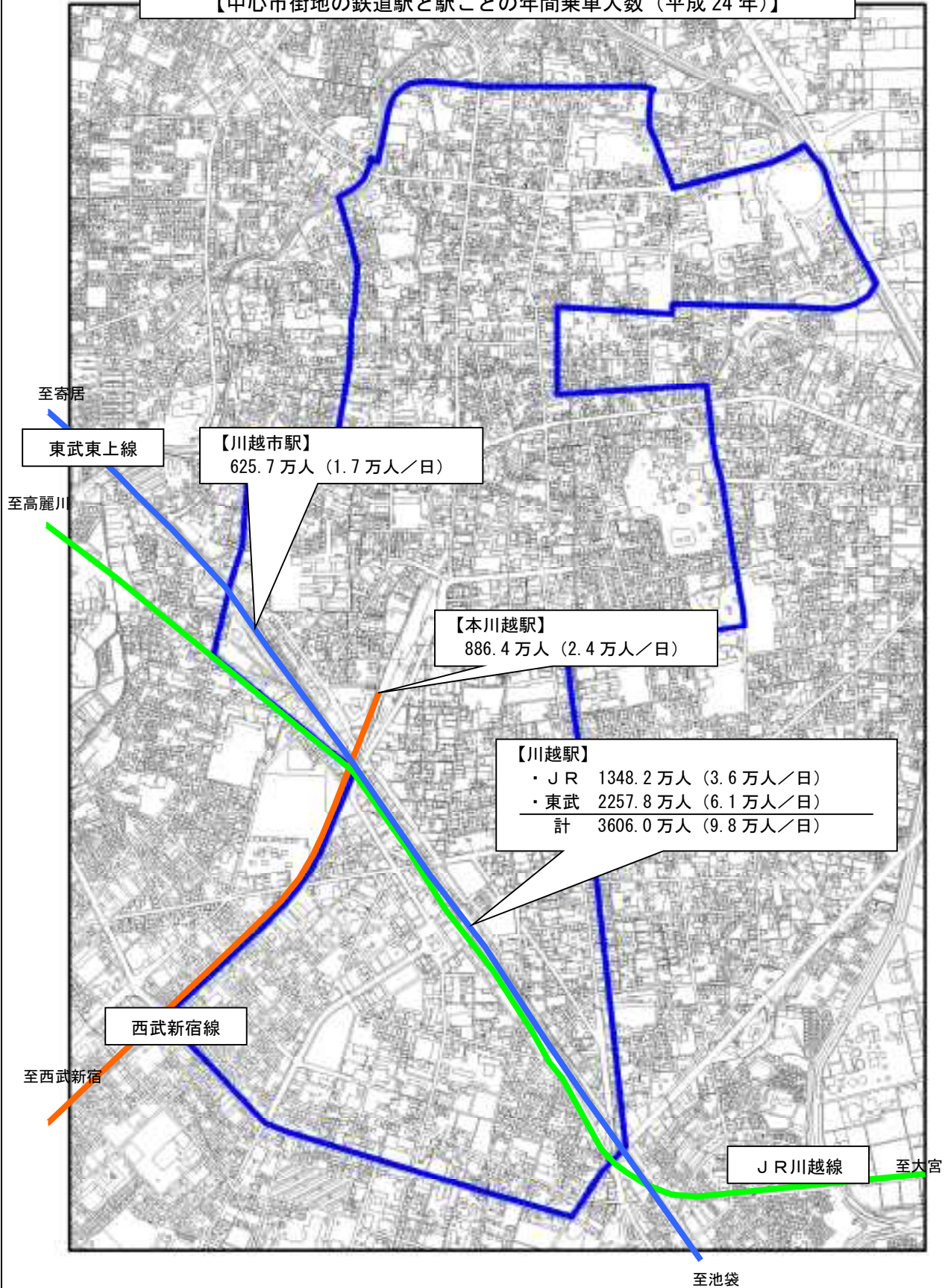
年間乗車客数

(単位:人)

区分	中心市街地区域内					中心市街地 以外の駅 (8駅)の計	合計
	東日本旅客鉄道	東武鉄道		西武鉄道	中心市街地 小計		
		川越駅	川越市駅	本川越駅			
平成15年	12,909,782	21,456,923	6,089,384	8,916,138	49,372,227	24,687,284	74,059,511
平成16年	13,037,290	21,538,239	5,975,925	8,811,912	49,363,366	24,458,333	73,821,699
平成17年	13,194,385	21,499,550	5,925,314	8,730,049	49,349,298	24,298,169	73,647,467
平成18年	13,503,727	21,631,874	5,946,563	8,772,849	49,855,013	24,337,480	74,192,493
平成19年	13,839,187	22,194,573	5,967,672	8,772,885	50,774,317	24,494,297	75,268,614
平成20年	13,847,791	22,442,793	6,114,637	8,907,639	51,312,860	24,593,519	75,906,379
平成21年	13,541,040	22,289,786	6,185,306	8,871,458	50,887,590	24,376,092	75,263,682
平成22年	13,425,018	22,231,917	6,220,082	8,745,202	50,622,219	24,144,790	74,767,009
平成23年	13,302,118	22,230,458	6,187,296	8,697,611	50,417,483	23,908,735	74,326,218
平成24年	13,482,002	22,578,845	6,257,933	8,864,413	51,183,193	24,183,990	75,367,183

各鉄道会社調べ

【中心市街地の鉄道駅と駅ごとの年間乗車人数（平成 24 年）】



④ 観光の状況

「小江戸」と呼ばれる本市には、「蔵造りの町並み」、「時の鐘」、「菓子屋横丁」など魅力ある観光資源が多くあり、それらは主に中心市街地内に位置している。また、氷川神社の祭礼である「川越まつり」等、イベントも豊富なことから、平成 25 年には年間約 630 万人の観光客が訪れている。平成 25 年度の観光アンケート調査の結果等によると、本市の観光客は、①ほとんどが日帰り観光客であり、観光時間については、半日までが全体の約 9 割を占め、さらに半日も満たないものが全体の約 45%を占めている、②50 歳以上の年齢層が約 6 割を占めており、無料休憩所の要望も多い、③平成 17 年調査と比べて、初めて川越市を訪れた観光客の割合が約 3 割から約 5 割に増加しているが、リピーターの割合も多く、特に、来訪回数が 4 回目以上という観光客が約 2 割を占めている、④来訪する交通手段については、鉄道と自家用車の利用が多いが、特に鉄道利用が 5 割を超えている、⑤観光案内所利用者数からも、外国人観光客は年々増加傾向にある等の特徴がある。また、中心市街地に立地する代表的な観光施設（川越まつり会館、蔵造り資料館、博物館、美術館、川越城本丸御殿）の入館実績を見ると、1 日平均で平日 670 人、休日 1,225 人（約 4:6）となっており、平日においても観光ニーズが相当数存在している。さらに、平成 25 年 3 月から、鉄道 5 社による相互直通運転が開始され、川越から横浜方面まで繋がり、交通の利便性が向上しているほか、2020 年の東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が、川越市で開催される予定となっており、集客等の効果が期待されている。

北部地域に位置する一番街周辺、とりわけ仲町交差点から札の辻交差点の間は、本市でも一番の観光スポットである「蔵造りの町並み」があるため、観光客の 9 割以上が訪れるエリアとなっている。そのため、車で訪れる観光客が駐車場を探すためのうろつきによる渋滞や、駐車場の空きを待つ車による渋滞が見受けられる状況である。特に土日祝日は歩行者の安全確保が難しい状態になっている。

また、札の辻交差点から郊外型駐車場の間は、交差点改良、道路整備、市役所駐車場の土日解放、観光バス乗降場の整備により、交通環境が改善されたものの、依然として自動車による渋滞が発生することがある。

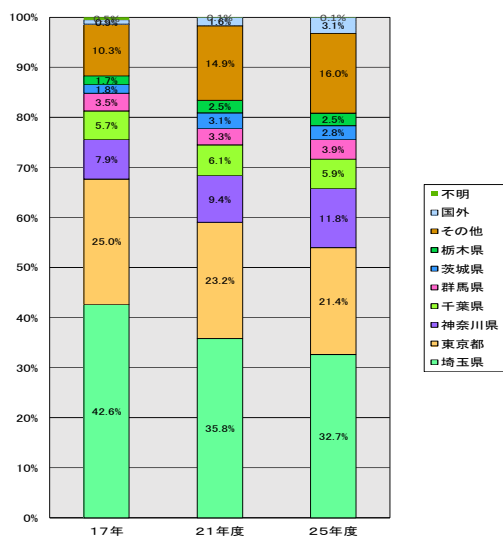
観光客が多く訪れる一番街周辺のトイレは道路に面していないため、観光客にわかりづらいものになっている。また、多目的、多機能トイレやおむつ交換台が少ないなど、利便性が悪いのが現状である。

一番街以外では、喜多院や川越城本丸御殿に立ち寄るほかは、多くの場所で観光客が立ち寄る割合が 10%を下回るといふ、非常に厳しい状況となっている。

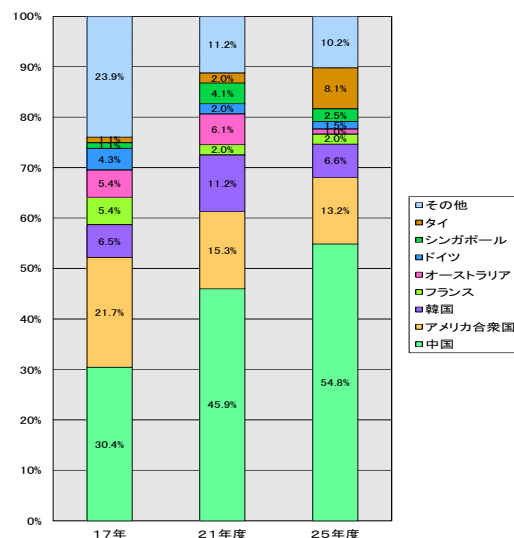
また、観光アンケート調査が示す観光客の消費活動の状況を比率でみると、平成 25 年度では、宿泊費を使わない（支出しない）人が全体の 98.2%、飲食費を使わない人が全体の 6.9%、土産品を買わない人が全体の 12.9%を占めている状況である。アンケートの調査時期、サンプル数、調査項目に多少の差異はあるため単純比較はできないが、前計画策定年度の平成 21 年度に実施したアンケート調査の類似項目と比較すると、宿泊をしない人は 0.3 ポイント減（98.5%）、食事をしない人は 2.9 ポイント減（9.8%）、土産品を買わない人は 1.1 ポイント増（11.8%）となっている。

【川越市観光アンケート調査結果】

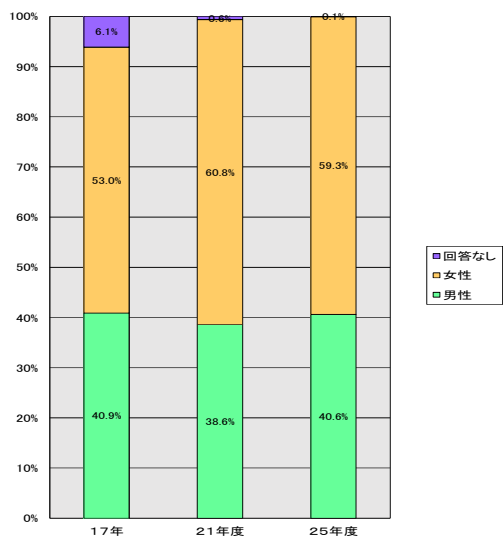
【出発地】



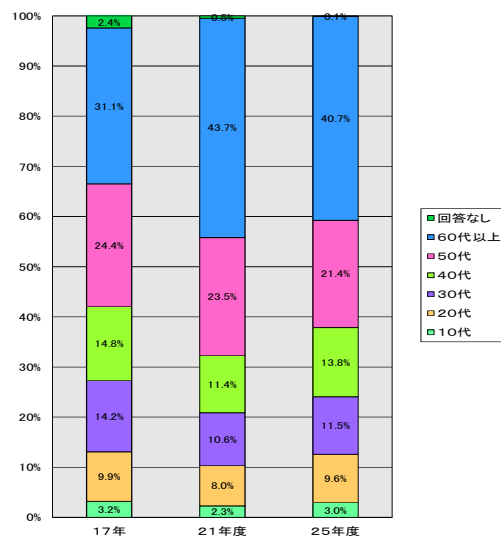
【外国人観光客の出発地内訳】



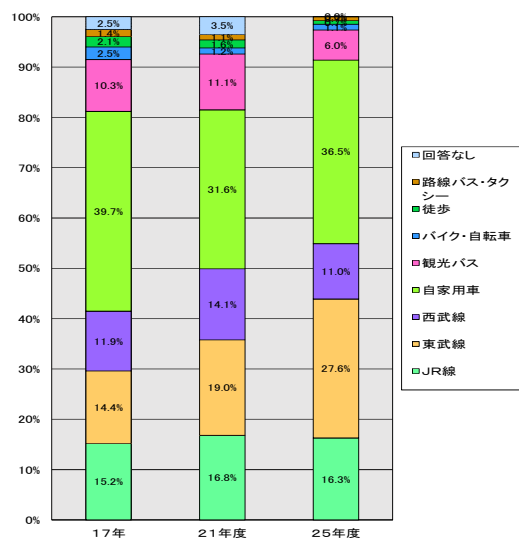
【性別】



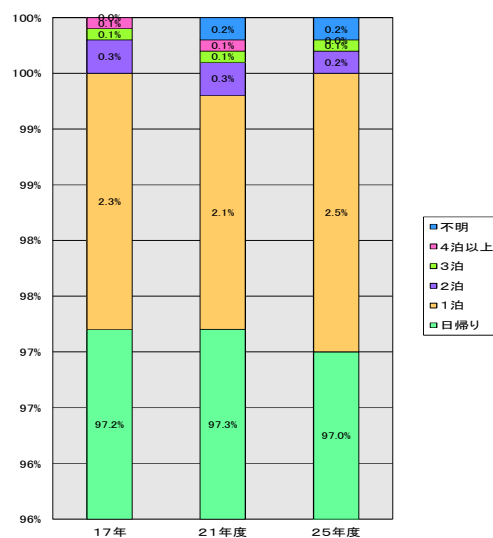
【年齢】

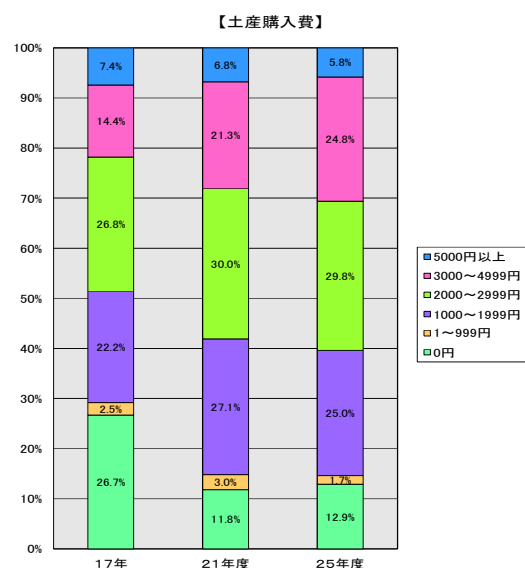
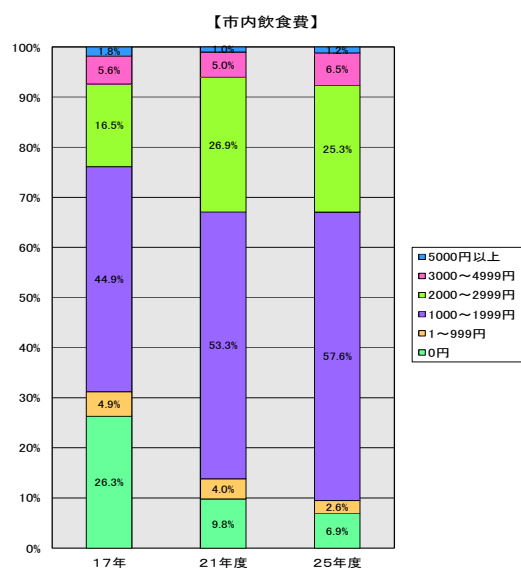
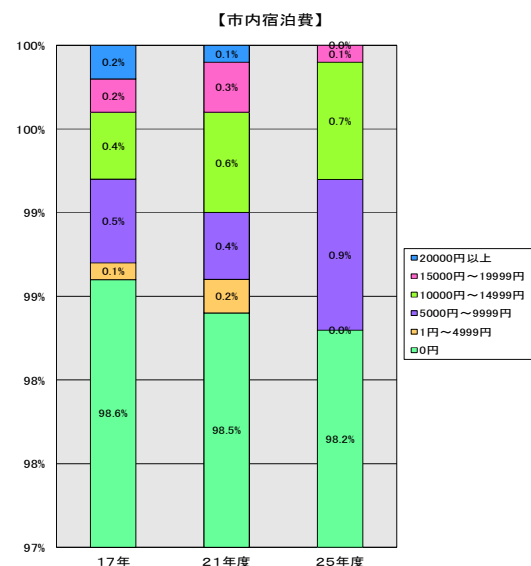
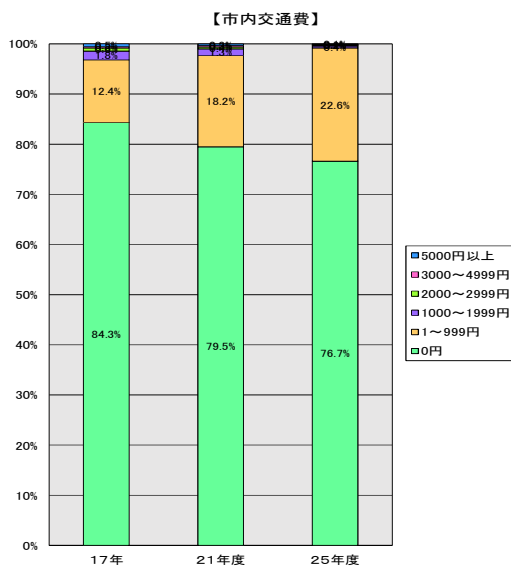
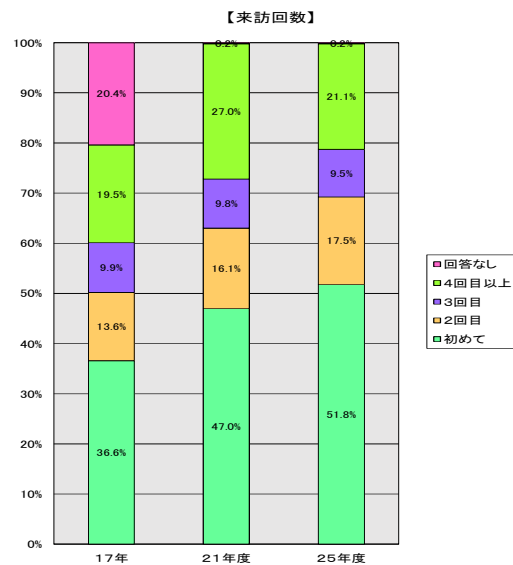
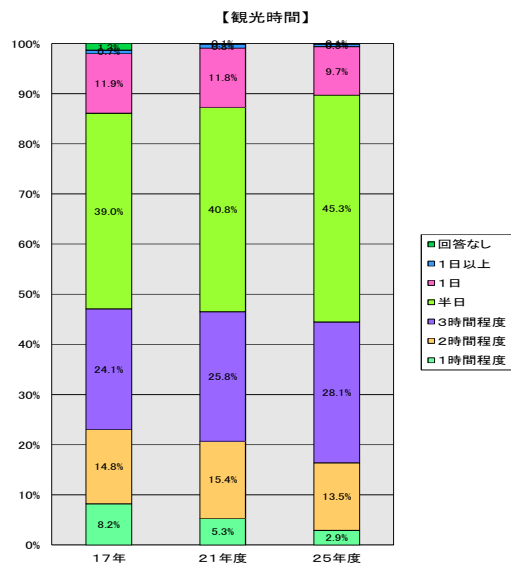


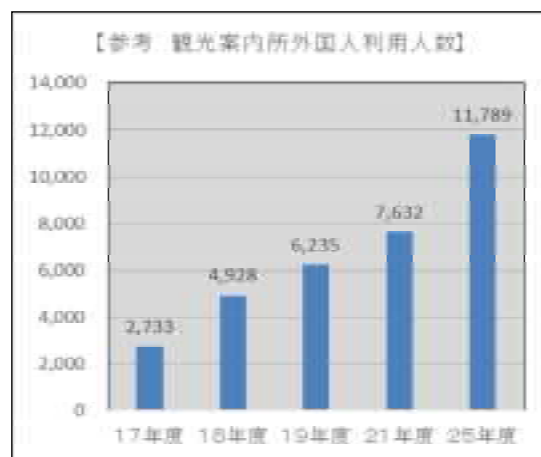
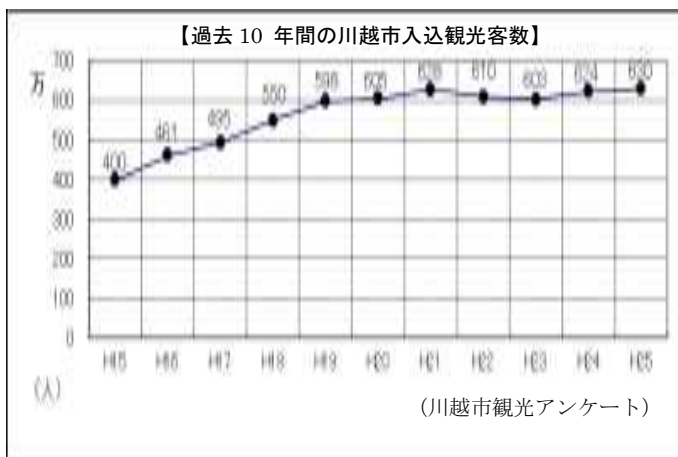
【交通手段】



【滞在期間】







⑤ 商業、にぎわいに関する状況

ア 小売業に関する事業所数、従業員数、年間販売額、売場面積

平成24年経済センサス活動調査によると、小売業は本市全体で2,075事業所、中心市街地は730事業所となっており、中心市街地の事業所数のシェアは35.2%を占めている。平成21年経済センサス基礎調査では、小売業は本市全体で2,240事業所、中心市街地は755事業所となっており、中心市街地の事業所数のシェアは33.7%を占めている。中心市街地の事業所数のシェアは上昇しているが、事業所数は本市全体、中心市街地ともに減少している。

平成19年度商業統計調査によると、小売業の商店数は本市全体で2,123店、従業員数17,148人、年間商品販売額約3,103億4千万円、売場面積309,076㎡となっている。これを中心市街地の商業集積地で見ると、商店数689店（シェア32.5%）、従業員数5,079人（シェア29.6%）、年間商品販売額約1,009億6千万円（シェア32.5%）、売場面積112,296㎡（シェア36.3%）となっている。

平成16年度の同調査と比較すると、中心市街地商業集積地で商店数10店（1.5%）の増加、従業員数31人（▲0.6%）の減少、年間商品販売額約65億9千万円（▲6.1%）、売場面積5,656㎡（▲4.8%）の減少となっている。

中心市街地の小売業の推移

		平成9年度		平成11年度		平成14年度		平成16年度		平成19年度		伸び率
		実数	シェア	実数	シェア	実数	シェア	実数	シェア	実数	シェア	
中心市街地	商店数	748	30.2%	簡易調査につき集計なし	—	717	30.4%	679	30.4%	689	32.5%	1.5%
	従業員数	4,993	31.0%		—	5,656	30.4%	5,110	28.5%	5,079	29.6%	-0.6%
	年間販売額	131,980	37.2%		—	116,816	36.0%	107,559	32.3%	100,964	32.5%	-6.1%
	売場面積	118,039	43.9%		—	119,933	41.5%	117,952	36.8%	112,296	36.3%	-4.8%
川越市全体	商店数	2,476	—	2,507	—	2,355	—	2,236	—	2,123	—	-5.1%
	従業員数	16,120	—	18,243	—	18,607	—	17,902	—	17,148	—	-4.2%
	年間販売額	355,167	—	335,726	—	324,699	—	333,082	—	310,348	—	-6.8%
	売場面積	268,839	—	282,972	—	288,881	—	320,170	—	309,076	—	-3.5%

注：実数単位／商店数：店、従業員数：人、年間販売額：百万円、売場面積：㎡

商業統計調査に基づく集計

中心市街地データは、同調査の商業集積地から中心市街地に存する商店街分を集計している。

		平成21年度		平成24年度	
		実数	シェア	実数	シェア
中心市街地	事業所数	755	33.7%	730	35.2%
川越市全体	事業所数	2,240	—	2,075	—

注. 経済センサスに基づく集計。

中心市街地については、同調査の商業集積地から中心市街地に存する小売事業所分を集計した。

経済センサスと商業統計調査では、名簿や調査方法の違いから、集計対象等が異なっている。

イ 大規模店舗の出店状況

中心市街地に立地する大規模店舗は、平成 17 年度以降、9 店舗 92,097 m²のまま変化はない。

一方、中心市街地以外に立地する大規模店舗は、平成 20 年度から平成 25 年度までに 10 店舗、店舗面積にして 42,061 m²の増加となっている。

また、隣接自治体における平成 21 年度以降の大規模店舗の出店は、9 店舗、23,378 m²増加している。平成 16 年度から平成 20 年度までの 17 店舗、137,376 m²と比べると増加傾向に鈍化がみられる。

【市内の大規模小売店舗一覧】

(単位:㎡)

No.	店舗の名称 (大規模小売店舗立地法上の名称)	所在地	中心 市街 地内	20年度(4月1日現在)		26年度(4月1日現在)		
				有無	店舗面積	有無	開店年月	店舗面積
1	丸広百貨店 川越店(丸広本社)	新富町2-6-1	○	○	26,156	○	S39.10	26,156
2	丸広百貨店・アトマルヒロ(アトレ)	脇田町2-21	○	○	21,129	○	H02.05	21,129
3	本川越ペパ(西武本川越ステーションビル)	新富町1-22-1	○	○	13,050	○	H03.09	13,050
4	川越マイン(川越駅前脇田ビル)	脇田町103	○	○	9,436	○	S57.11	9,436
5	丸井 川越ショッピングビル(川越モディ)	脇田町4-2	○	○	7,847	○	S48.11	7,847
6	まるひろ川越店アネックスA(旧 長崎屋サンショッピングセンター川越店)	新富町2-9	○	○	6,190	○	S49.03	6,190
7	ロヂャース 川越店	脇田新町11-11		○	5,006	○	S52.07	5,006
8	株式会社ヨカ堂 川越店	新富町1-1-20	○	○	4,193	○	S42.11	4,193
9	トイザらス 川越店	福田1015-1		○	3,057	○	H08.10	3,057
10	ライフ川越霞ヶ関店(旧 東武ストア霞ヶ関店)	霞ヶ関東1-1-12		○	3,034	○	H10.11	3,034
11	ヒノデビル	砂944-1		○	2,850	○	S62.06	2,850
12	ミニーマート神明町店(小川ビル)	神明町4-4		○	2,605	○	H17.12	2,605
13	川越いせはらショッピングプラザ	伊勢原町3-2		○	2,200	○	H09.05	2,200
14	フードパワーセンター-VALUE川越天沼店(長嶋ビル)	天沼新田104-6		○	2,103	○	H07.11	2,103
15	コジマ川越店	大塚新田3-1		○	2,038	○	H08.06	2,038
16	万代書店川越店(ラオックス川越店)	城下町12-1		○	1,973	○	H18.10	1,973
17	エコス川越霞ヶ関店	霞ヶ関北2-2-3		○	1,738	○	H17.01	1,738
18	ベルク(川越の場ショッピングセンター)	的場811-2		○	1,656	○	H04.10	1,960
19	ニューライフカクタ 川越店	的場831		○	1,494	○	S61.04	1,494
20	K SQUARE	脇田町9-3	○	○	1,493	○	H04.05	1,493
21	いなげや(山大ビル)	南台3-2-1		○	1,493	○	H07.12	1,493
22	いなげや 川越新河岸店(長谷川ビル)	砂新田89-1		○	1,443	○	S61.04	1,443
23	ザミットストア 霞ヶ関店(鈴木ビル)	的場2222-1		○	1,362	○	S49.12	1,362
24	ファッションセンターしまむら 的場店	的場新町15-4		○	1,350	○	H07.12	1,350
25	ザ・100YEN PLAZA ダイソー(サンパード長崎屋川越新宿店)	新宿町6-27-5		○	1,239	○	S54.10	1,239
26	マルカワ 川越店	脇田新町8-15		○	1,236	○	S53.05	1,236
27	ファッションセンターしまむら 川越新河岸店	砂新田74-2		○	1,159	○	H06.10	1,159
28	アルペン 川越店	松郷858-10外		○	1,120	○	H05.12	1,120
29	ファッションセンターしまむら 笠幡店	笠幡107-21		○	1,030	○	S60.10	1,030
30	ウニクス南古谷	泉町3-1外		○	21,759	○	H15.03	21,759
31	島忠川越店	松郷926-1外		○	15,925	○	H19.04	17,868
32	ヤオコー川越山田ショッピングプラザ	山田字東町2043-1外		○	6,538	○	H12.04	6,538
33	ケースデンキ川越本店(イトーセブ店舗ビル)	小仙波974-1外		○	3,801	○	H15.09	3,801
34	インテルかわはた 川越店	大仙波635-1外		○	3,360	○	S49.11	3,360
35	ドン・キホーテ 川越店	小仙波938-2		○	3,300	○	H19.06	3,300
36	ルミネ川越店(JR川越ビル)	脇田本町39-19	○	○	2,603	○	H16.02	2,603
37	ベルク川越東田町店	東田町4-7		○	2,160	○	H17.06	2,160
38	ヤオコー川越新宿店	新宿町5-20-1		○	2,036	○	H19.08	2,036
39	ベルク南古谷店	並木264-1外		○	1,870	○	H13.12	1,870
40	オザム笠幡店	笠幡3714-1外		○	1,390	○	H15.05	1,390
41	ホーレル高階	砂新田383-2		○	1,311	○	H10.04	1,311
42	サンドラッグ川越石原店(マルエツ石原店)	石原町2-54-2		○	1,198	○	S52.07	1,198
43	ニトリ川越店	豊田町3-12-1外				○	H23.11	7,722
44	ザ・マーケットプレイス川越の場	的場新町21-7外				○	H24.03	7,251
45	川越旭町ショッピングセンター(いなげや、しまむら)	旭町2-12-12外				○	H21.11	4,517
46	ザミット川越藤間店(川越藤間ビル)	藤間215-6外				○	H21.02	3,772
47	ベルク川越むさし野店	むさし野17-9				○	H23.06	2,198
48	ABCマート、ブックオフ(ホームズタウン川越店)	小仙波689-1外				○	H21.03	2,194
49	生鮮市場TOP川越店	小室385-1				○	H24.11	6,679
50	ケーヨーデイツー川越店	新宿町5-13-1外				○	H24.09	2,463
51	ベルク川越小仙波店	小仙波町3-16外				○	H25.03	1,912
52	テックランド川越店	氷川町45-1外				○	H26.01	3,353
53	コモディティ 上福岡店	藤間871		○	1,386			
54	いなげや川越旭町店(飯野ビル)	旭町2-12-6		○	1,422			
55	川畑家具(ジャパンホームセンター)	石田186-1		○	3,810			
川越市内大規模店舗面積計				45	204,549	52		242,239
中心市街地内大規模店舗面積計				9	92,097	9		92,097

【近隣自治体の大規模小売店舗】(埼玉県大規模小売店舗名簿(平成26年4月)より)

(単位:㎡)

No	自治体名	店舗の名称(大規模小売店舗立地法上の名称)	所在地	店舗面積	開店年月
1	狭山市	イオン狭山店	大字上奥富字上川原1126-1外	18,472	H14.10
2		イオン武蔵狭山店(狭山ショッピングデパート)	入間川3-30-1	16,691	S54.11
3		Market City 入曽	北入曽720-1	12,467	H12.12
4		狭山ショッピングプラザヤオコー	広瀬東2-41	7,132	H06.04
5		ベスタ狭山B	入間川1209	6,220	H19.09
6		ベスタ狭山A	入間川1025	5,906	H19.10
7		ヤマダ電機テックランド狭山店	上奥富59-1	4,640	H18.10
8		P C D E P O T 狭山本店	大字下奥富字坂上505-1外	3,691	H14.01
9		マルエツ入間川店(入間川ショッピングセンター)	中央2-1-1	2,656	S53.12
10		テックランド狭山富士見店	富士見1-28-7	2,643	H04.04
11		西友狭山市駅前店	入間川1-18-1	2,321	S47.11
12		スカイテラス	入間川1-3-2	2,186	H22.03
13		ヤオコー入曽店	水野字月見野463-1外	1,984	H15.01
14		Emio狭山市	入間川1-2792-1	1,920	H23.06
15		アイランド狭山(狭山モール)	入間川2-16	1,773	H24.11
16		ザ・ダイソー狭山店	広瀬東2-10-4	1,518	H17.11
17		Aコープ入間店	南入曽628-1	1,502	H06.12
18		コープ狭山台店(ボレール狭山台)	狭山台2-29-1	1,347	H10.04
19	ふじみ野市	ビバモール埼玉大井	西鶴ヶ岡1-3-15	24,439	H16.11
20		イオン大井店	ふじみ野1-2-1	24,240	H10.10
21		イトーヨーカ堂(上福岡東ショッピングプラザ)	大原2-1-30	16,393	H11.10
22		西友上福岡店	上福岡1-8-8	11,007	S59.11
23		ギガモール上福岡店	鶴ヶ舞2-2-17	8,062	H17.03
24		SHOPPING CENTER SOYOKA FUJIMINO	うれし野2-10-3	7,165	H05.11
25		カスミふじみ野店	西鶴岡2-3-1	6,233	H24.11
26		ココネ上福岡ショッピングプラザ	霞ヶ丘1-2-3外	4,417	H18.03
27		コジマNEW上福岡店(大築ビル)	上福岡5-1134-1	2,694	H13.12
28		ザ・100円ショップダイソー	上福岡4-6-1	2,164	H12.05
29		ヤオコー上福岡駒林店	駒林294	2,093	H18.01
30		ベルク大井緑ヶ丘店	緑ヶ丘1-5-49	2,020	H15.10
31		東武ストア上福岡店	上福岡1-7-26	1,825	S47.10
32		サンドラッグ・ツタヤ(釜家ビル)	大原1-1-15	1,498	H13.03
33		うれし野モール	うれし野2-161	1,434	H15.10
34		生鮮市場TOP(マミーマート苗間店)	苗間42-5	1,427	H01.04
35		ファッションセンターしまむら大井町店	鶴ヶ岡2-1-1	1,251	H07.02
36	鶴ヶ島市	マルス百貨店	上福岡1-6-4	1,100	S45.04
37		リブラフクオカ(山崎ビル)	鶴ヶ舞2-6-12	1,046	S60.12
38		ワカバウオーク	富士見1-2外	15,515	H16.06
39		カインズホーム鶴ヶ島店	三ツ木新町1-1-13	14,505	H14.05
40		ボボラ鶴ヶ島店(松原ビル)	鶴ヶ丘276-1	9,352	H18.09
41		バイシア鶴ヶ島店	三ツ木新町2-5-15	7,090	H17.06
42		大川家具鶴ヶ島店	三ツ木新町2-8-3	6,894	H16.06
43		ニトリ鶴ヶ島店	脚折町6-14-2	5,203	H18.03
44		コモディイイダ鶴ヶ島店	鶴ヶ丘65-1	3,277	H09.04
45		ベルクすねおり店	大字脚折字前原1513-1	2,593	H07.10
46		いなげや鶴ヶ島店(町田ビル)	脚折137-1	2,006	H04.09
47		ヤオコー本松南店	新町4-10-4	1,878	H14.09
48		ジェーソン鶴ヶ島店	膝折町6-33-1	1,843	H26.03
49		ギガマート鶴ヶ島店	上広谷40-7	1,762	S50.12
50		se r i a 生活良品鶴ヶ島店	鶴ヶ丘454-3	1,674	S50.08
51		ヤオコー若葉駅西口店	大字藤金852-1	1,626	H23.10
52		ファッションセンターしまむら鶴ヶ島店	上広谷438-1	1,225	H03.05
53		エコス川鶴店	松ヶ丘4-4	1,097	H02.06
54	坂戸市	イトーヨーカ堂坂戸店	日の出町5-30	8,492	S51.06
55		丸広百貨店(坂戸ビル)	薬師町28-1	7,194	S51.12
56		コモディイイダ(坂戸にっさいショッピングセンター)	にっさい花みず木4-16	5,227	H09.03
57		ヤマダ電機テックランド坂戸店(津野田興産貸店舗)	八幡1-17-35	4,575	H12.10
58		ヤオコー坂戸ショッピングプラザ	千代田2-6-70	3,450	H12.09
59		コジマNEW坂戸店	八幡2-5-31	3,000	H14.07
60		東武ストア北坂戸店	末広町2	2,806	S49.06
61		ベルク坂戸石井店	石井土地区画整理事業地内	2,686	H26.02
62		カインズホーム坂戸店	片柳2248-1	2,465	S59.12
63		マミーマート入西店(西館)	にっさい花みず木2-14-1外	2,272	H15.04
64		カワチ薬品坂戸店	石井2333-1	1,970	H11.02
65		マミーマート入西店(東館)	にっさい花みず木2-2-1外	1,872	H15.04
66		都市再生機構北坂戸団地中心施設	溝端町1	1,795	S48.09
67		ヤオコー坂戸泉店	泉町3-2-1	1,680	H10.07
68		オザム坂戸栄店(川越給食センター)	栄332-3	1,485	H10.11
69		マミーマート千代田店(わかばショッピングビル)	千代田3-4-1	1,448	S58.12
70		ホームランドヤサカ坂戸店	薬師町2373-1	1,428	S54.03
71		マミーマート東坂戸店(都市再生機構東坂戸団地中心施設)	東坂戸2-2-47	1,318	S52.04
72	日高市	カムイ坂戸店	片柳2211	1,287	H11.05
73		インテルナかわはた坂戸店	本町12-14	1,044	S54.10
74		ゲオ坂戸店	鎌倉町16-26	1,031	S62.01
75		バイシアひだかモール店	森戸新田88-5	17,107	H18.04
76		ファミリーまるひろ日高店(加藤・比留間・大沢ビル)	上鹿山53	4,840	H11.10
77		ヤオコー高麗川店	鹿山308-1	3,551	H24.09
78		ビバホーム日高店(ライフボックス日高店)	鹿山551-1	1,496	H03.04
79		オザム高麗川店(高麗川ビル)	野々宮36-3	1,474	H10.07
80	川島町	カインズホーム川島インター店	大字上伊草191-1外	11,320	H18.12
81		バイシアフロードセンター川島インター店	大字上伊草1175-1外	5,500	H18.12
82		葛屋書店	大字上伊草1275-1外	2,100	H18.12
83		ヤオコーしまむら(川島ショッピングプラザ)	大字中山1377-1外	1,800	H07.02
84		バイシアワールドスポーツ川島インター店	大字上伊草1080	1,560	H26.03

ウ 消費者動向

平成17年度と平成22年度の消費者動向調査の比較によると、消費者の動向は次のように変化している。

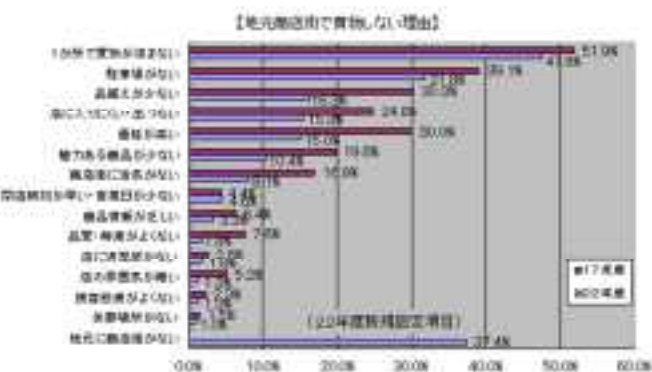
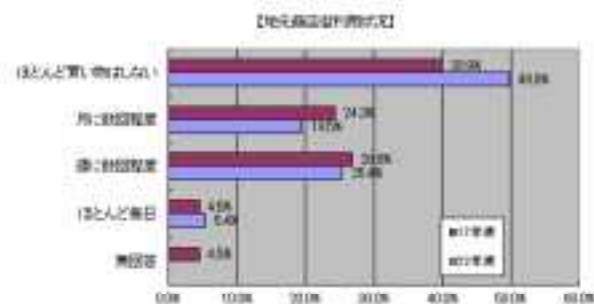
地元商店街で「ほとんど買い物はしない」比率が9.9ポイント上昇し、全体の約半数を占めている。「ほとんど毎日」の比率は0.9ポイント上昇しているが、「月に数回程度」及び「週に数回程度」の比率の合計は6.2ポイント下降している。

地元商店街で買物しない理由については、項目の順位に大きな変動はなく、「1 か所で買物が済まない」、「駐車場がない」、「品揃えが少ない」等の理由が上位を占めているほか、平成 22 年度に新設された「地に商店街がない」の比率が 37.4% と多くなっている。

日用品、食料品、果物、肉、魚、野菜などを主に買物に行く場所については、「食品スーパー」の比率が最も多く 8.4 ポイント上昇しているが、「一般の商店」は、1.0 ポイント減少している。

また、平成 22 年度に新設された「地元商店街が高齢化社会への対応として今後力を入れるべきと思うこと」については、小単位の販売や電話や F A X での注文、配達などが上位を占めている。

これらのデータは、市内全域でのデータであるため、中心市街地のみ
の状況とはいえないが、消費者の動
向についても商店街から郊外に向
かって拡大していることがうかが
える。



エ 商店街の空き店舗数の状況

中心市街地に位置する商店街、商店会のうち、年度対比が可能な 22 の商店街、商店会の空き店舗数は、平成 19 年には 70 店舗であったが、平成 24 年には 74 店舗と 5.7% 増加している。特に元町 1 丁目商和会が 140% 増と大幅に増加している。

また、川越名店街、立門前商栄会、川越駅東口商店会では、中心市街地平均の 3.5 店舗、埼玉県平均の 3.4 店舗（平成 23 年度商店街経営実態調査（平成 24 年 3 月）、埼玉県産業労働部）を 2 倍以上上回る高い水準で推移している。

元町 1 丁目商和会は中心市街地の北端、川越駅東口商店会は中心市街地の南端に位置している。また、川越名店街と立門前商栄会は結節地域に位置している。後述の歩行者・自転車通行量を見ると、周囲の通行量と比べて、当該商店街周辺の通行量は少なくなっている。

【中心市街地に位置する商店街の店舗数等の状況】

区分	商店街名	空き店舗数		伸び率 19→24 %
		H19.5	H24.12	
歴史的町並み地区	元町 1 丁目商和会	5	12	140.0%
	鐘つき堂商店街	0	2	—
	川越菓子屋横丁会	0	0	—
	川越一番街商業協同組合	12	2	-83.3%
	松江 2 商店会	0	—	—
	仲町商店街	3	3	0.0%
川越駅西口地区	川越駅西口商店会	—	5	—
川越市駅周辺地区	六栄会	0	4	—
	柳通り商店街	4	5	25.0%
	中原町商店街	0	2	—
	川越新富商店街振興組合	3	3	0.0%
川越駅・本川越駅東地区	川越サンロード商店街振興組合	2	3	50.0%
	八幡通り商店会	0	0	—
	川越駅前商店会	—	3	—
	川越駅東口商店会	10	9	-10.0%
	公栄会	—	—	—
	アトレテナント会	0	0	—
中央通り周辺地区	川越名店街	6	7	16.7%
	松江町松栄会	—	4	—
	大正浪漫夢通り商店街振興組合	2	2	0.0%
	立門前商栄会	8	7	-12.5%
	中央通り 2 丁目商店街	2	1	-50.0%
	連雀町繁栄会	2	3	50.0%
	広小路商栄会	1	0	-100.0%
	喜多院不動通り商店街	3	4	33.3%
	川越中央通り商店街	7	5	-28.6%

【参考】平成 19 年度と平成 24 年度調査のデータ比較可能な空き店舗の集計

区分	空き店舗数		伸び率
	H19.5	H24.12	
比較可能な商店街の計(21 商店街)	70	74	5.7%
比較可能な商店街の平均(21 商店街)	3.3	3.5	5.7%

注 1. 商店街名の網掛けは、H19 と H24 の比較が可能なもの。

注 2. 表中の「—」は、未回答。

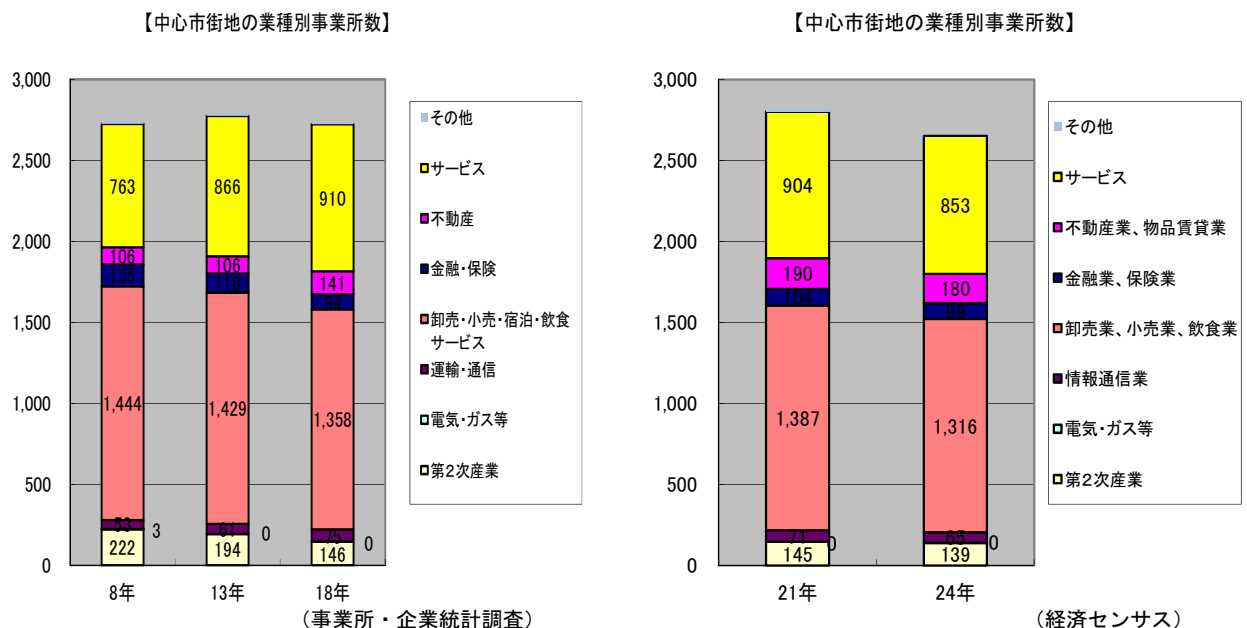
オ 業種別事業所数の状況

平成 21 年、平成 24 年経済センサスによると、中心市街地の事業所数は、平成 21 年から平成 24 年までの 3 年間で 122 事業所（▲5.3%）の減少となっている。

ほぼすべての業種で減少傾向が見られる中、主な減少要因は、卸売・小売・宿泊・飲食サービス業であり、71 事業所（▲5.1%）の減少となっている。

特に卸売・小売業や各サービス業は、にぎわい創出の要因となる業種であるが、事業所・企業統計調査によると卸売・小売・飲食業については平成 8 年から平成 18 年の間で減少傾向にあり、経済センサスによると類似項目の卸売・小売・宿泊・飲食サービス業については平成 21 年から平成 24 年の間で減少傾向にある。また、サービス業は平成

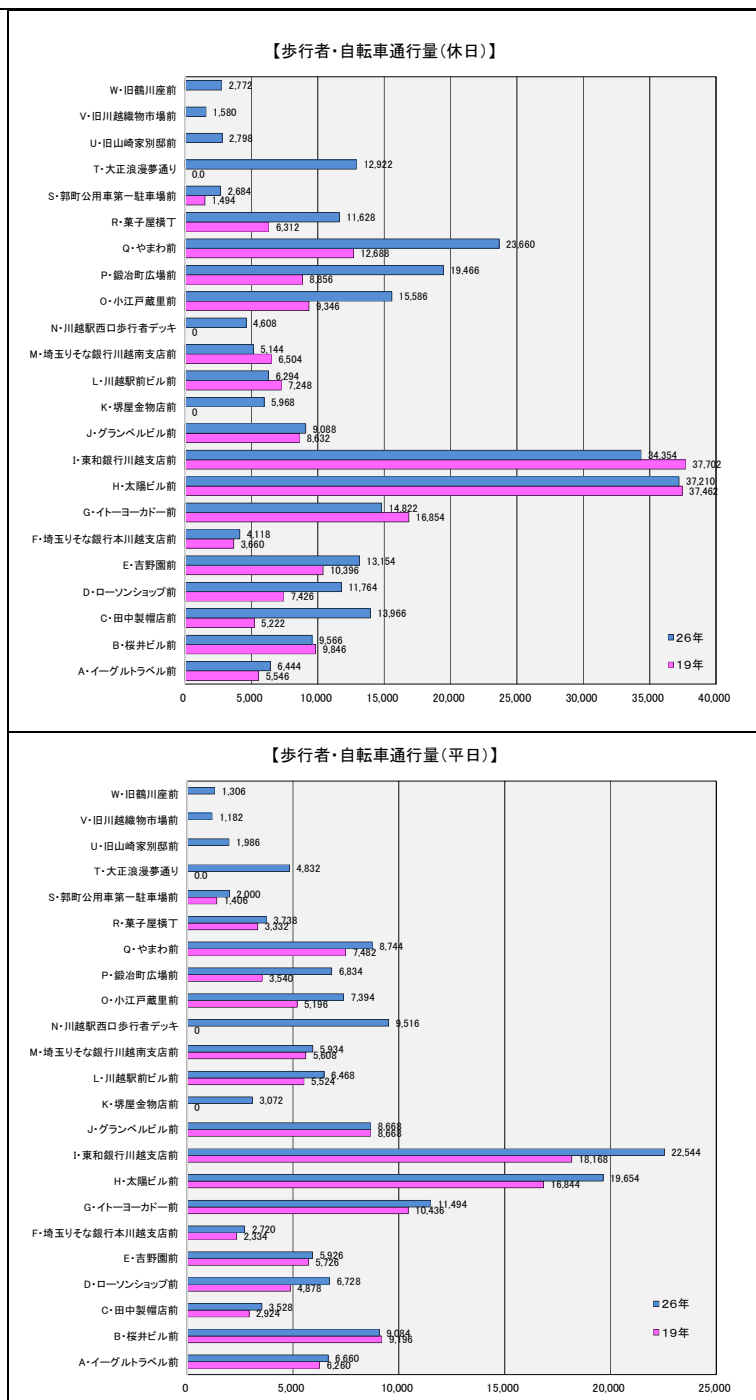
8年から平成18年までは増加傾向にあったものが、平成21年から平成24年の間では減少傾向となっている。



カ 歩行者・自転車通行量

中心市街地の歩行者・自転車通行量について調査結果を見ると、調査地点23地点のうち、やまわ前（Q地点）、菓子屋横丁（R地点）、鍛冶町広場前（P地点）、加藤仏壇仏具店前（C地点）、小江戸蔵里前（O地点）、ローソンスストア前（D地点）、太陽ビル前（H地点）、吉野園前（E地点）、堺屋金物店前（K地点）、大正浪漫夢通り（T地点）、旧鶴川座前（W地点）の11地点は、休日の通行量が平日の2倍前後となっている。これらの地点は、観光客が訪れる観光場所又は観光場所との間で通過する地点や買物客が訪れるクリアモールに存在していることから、観光客や買物客が休日によく訪れていることの現れと考えられる。

平日と休日の通行量の変化が少ない郭町公用車第一駐車場前（S地点）、桜井ビル前（B地点）、イーグルトラベル前（A地点）、川越駅前ビル前（L地点）、埼玉りそな銀行川越南支店前（M地点）、グランベルビル前（J地点）の6地点は、郭町公用車第一駐車場前（S地点）を除いて本川越駅又は川越駅近くに存在しているが、それぞれの駅の利用者による通行量が平日、休日ともほぼ一定に保たれていることによると考えられる。また、郭町公用車第一駐車場前（S地点）は、臨時観光バス駐車場と観光場所の間に位置しており、観光バスによる団体観光客が平日、休日に関係なく来訪していることによるものと考えられる。



歩行者・自転車通行量の多い地点は、商業地域である南部地域のクレアモールの東和銀行川越支店前（I地点）、太陽ビル前（H地点）が最も多く、次に観光地域である北部地域のやまわ前（Q地点）、本川越駅とクレアモールの間にあるイトーヨーカドー前（G地点）、一番街の南端にある鍛冶町広場前（P地点）となっている。このように、平成19年調査時点と順番こそ違うが、中心市街地の南部地域と北部地域に歩行者・自転車通行量が多い地点が存在している。一方、中間の結節地域である堺屋金物店前（K地点）、旧川越織物市場前（V地点）、旧鶴川座前（W地点）にかけては、南部地域の商業と北部地域の観光に誘引される形となって歩行者・自転車通行量が少ない、谷間の状態となっている。

歩行者・自転車通行量を平成19年と平成26年で比較が可能な調査地点17地点で比

較すると、平日においては、鍛冶町広場前（P地点）で約93%増、郭町公用車第一駐車場前（S地点）が約42%増と、北部地域の休憩できる広場と、一番街と郊外型駐車場の間にある地点のほか、前計画で結節地域の回遊性の向上を目的に整備した小江戸蔵里前（O地点）が約42%増と、前計画で整備した3地点の通行量が大幅に増加した。

休日については、埼玉りそな銀行本川越支店前（F地点）から北側については大幅に通行量が増加した。特に歴史的町並み地区の4地点では約80%以上の伸びを見せている。一方で、南側については、本川越駅と川越駅を結ぶ動線上の3地点（イトーヨーカドー前（G地点）、太陽ビル前（H地点）、東和銀行川越支店前（I地点））の通行量が減少しているほか、川越駅西口地区の川越駅前ビル前（L地点）、埼玉りそな銀行川越南支店前（M地点）、川越市駅周辺地区の桜井ビル前（B地点）の通行量が減少している。

減少した6地点はどれも駅の周辺にあり、そのうち、埼玉りそな銀行川越南支店前（M地点）が約20%と減少幅が大きい。また、商店が密集しているクレアモールの東和銀行川越支店前（I地点）、イトーヨーカドー前（G地点）、の2地点は10%前後の減少である。

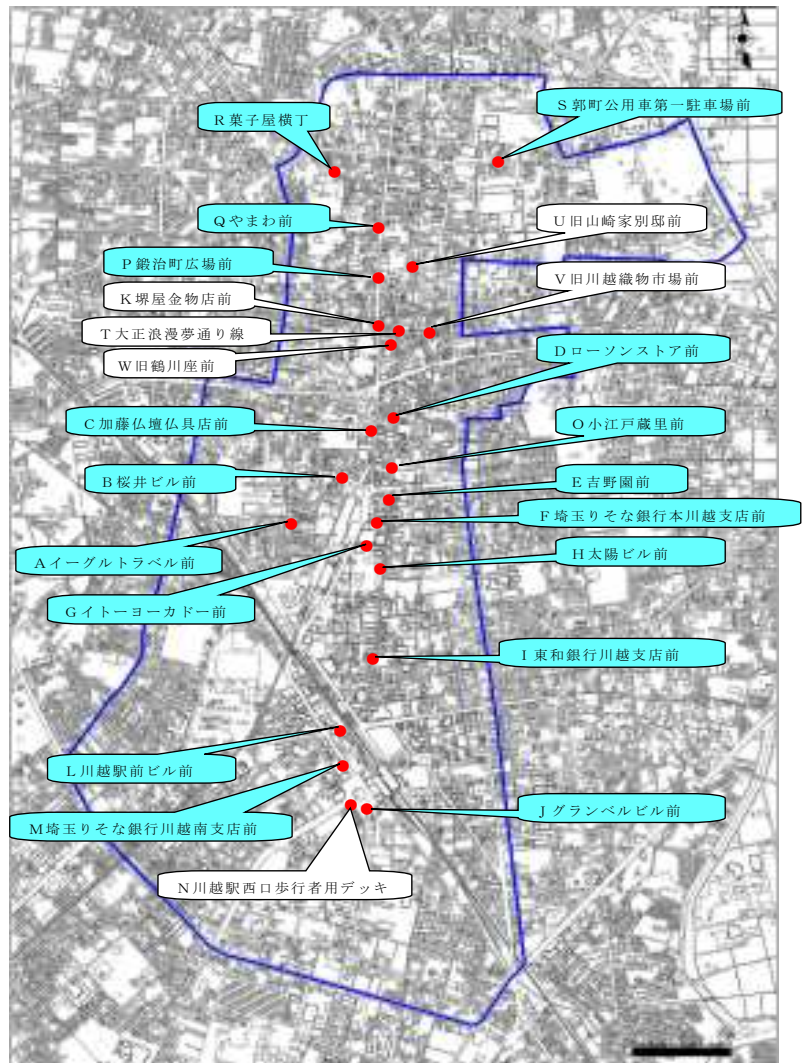
これらから、中心市街地の歩行者・自転車通行量は、観光客の増加というプラス要素はあるものの、買物客の減少や回遊性の低下といったマイナス要素も絡み合って推移しているといえる。

また、平日、休日とも通行量が増加し、周辺の通行量が軒並み10,000人を超える中、中央通り周辺地区の堺屋金物店前（K地点）、旧川越織物市場前（V地点）、旧鶴川座前（W地点）の通行量は著しく少ない。特に旧川越織物市場前（V地点）では、休日でも2,000人に満たず、また、堺屋金物店前（K地点）は、本川越駅と北部地域を繋ぐ中央通りに位置しているにも関わらず10,000人に満たない状況である。

比較的休日の方が数値が高いことから、周辺住民が多少通行しているものの、多くは観光客、買物客が通行しているものと考えられる。

【平成26年歩行者・自転車通行量調査地点一覧】

（網掛けは対比可能な調査地点）



【歩行者・自転車通行量調査】			(網掛けは対比可能な調査地点、単位:人)								
中心市街地 地区	調査地点	平日			休日			平日・休日合計			
		19年	26年	伸率(%)	19年	26年	伸率(%)	19年	26年	伸率(%)	
歴史的 町並み 地区	P 鍛冶町広場前	3,540	6,834	93.1%	8,856	19,466	119.8%	12,396	26,300	112.2%	
	Q やまわ前	7,482	8,744	16.9%	12,688	23,660	86.5%	20,170	32,404	60.7%	
	R 菓子屋横丁	3,332	3,738	12.2%	6,312	11,628	84.2%	9,644	15,366	59.3%	
	S 郭町公用車第一駐車場前	1,406	2,000	42.2%	1,494	2,684	79.7%	2,900	4,684	61.5%	
	U 旧山崎家別邸前	—	1,986	—	—	2,798	—	—	4,784	—	
川越駅 西口地区	J グランベルビル前	8,668	8,668	0.0%	8,632	9,088	5.3%	17,300	17,756	2.6%	
	L 川越駅前ビル前	5,524	6,468	17.1%	7,248	6,294	-13.2%	12,772	12,762	-0.1%	
	M 埼玉りそな銀行 川越南支店前	5,608	5,934	5.8%	6,504	5,144	-20.9%	12,112	11,078	-8.5%	
	N 川越駅西口歩行者用デッキ	—	9,516	—	—	4,608	—	—	14,124	—	
川越市駅 周辺地区	A イーグルトラベル前	6,260	6,660	6.4%	5,546	6,444	16.2%	11,806	13,104	11.0%	
	B 桜井ビル前	9,196	9,084	-1.2%	9,846	9,566	-2.8%	19,042	18,650	-2.1%	
川越駅・ 本川越駅 東地区	E 吉野園前	5,726	5,926	3.5%	10,396	13,154	26.5%	16,122	19,080	18.3%	
	F 埼玉りそな銀行 本川越支店前	2,334	2,720	16.5%	3,660	4,118	12.5%	5,994	6,838	14.1%	
	G イトーヨーカドー前	10,436	11,494	10.1%	16,854	14,822	-12.1%	27,290	26,316	-3.6%	
	H 太陽ビル前	16,844	19,654	16.7%	37,462	37,210	-0.7%	54,306	56,864	4.7%	
	I 東和銀行 川越支店前	18,168	22,544	24.1%	37,702	34,354	-8.9%	55,870	56,898	1.8%	
中央通り 周辺地区	C 加藤仏壇仏具店前	2,924	3,528	20.7%	5,222	13,966	167.4%	8,146	17,494	114.8%	
	D ローソンストア前	4,878	6,728	37.9%	7,426	11,764	58.4%	12,304	18,492	50.3%	
	K 堺屋金物店前	—	3,072	—	—	5,968	—	—	9,040	—	
	O 小江戸蔵里前	5,196	7,394	42.3%	9,346	15,586	66.8%	14,542	22,980	58.0%	
	T 大正浪漫夢通り	—	4,832	—	—	12,922	—	—	17,754	—	
	V 旧川越織物市場前	—	1,182	—	—	1,580	—	—	2,762	—	
	W 旧鶴川座前	—	1,306	—	—	2,772	—	—	4,078	—	
合計	対比可能地点(17地点)合計	117,522	138,118	17.5%	195,194	238,948	22.4%	312,716	377,066	20.6%	
	全23地点合計	—	160,012	—	—	269,596	—	—	429,608	—	

調査日: 平成19年6月17日(日)晴れ、6月14日(木)曇りのち雨

平成26年5月25日(日)晴れ、5月29日(木)晴れ後曇り雨

調査時間: 午前10時から午後7時

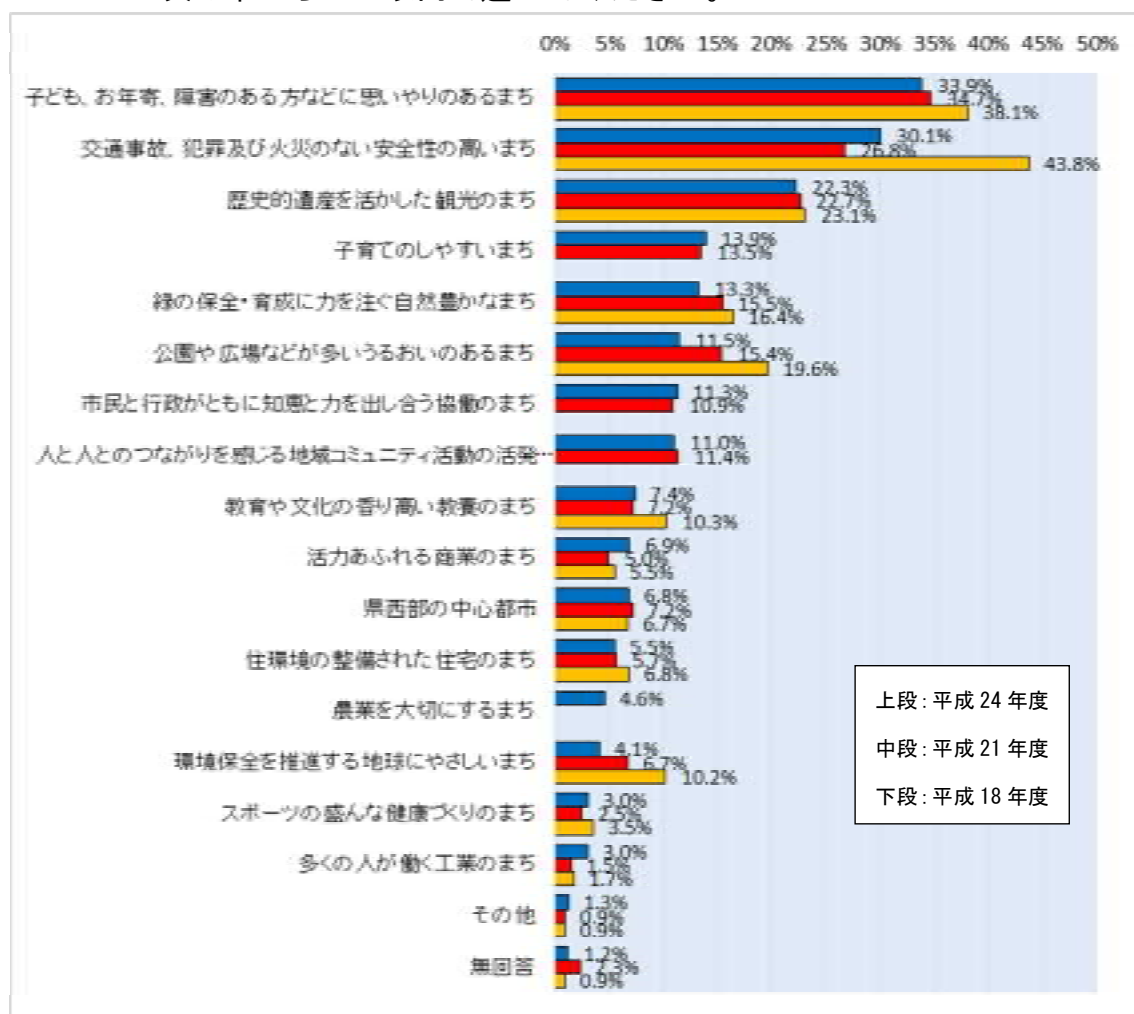
[4] 市民ニーズ等の把握・分析

(1) 市民意識調査結果

川越市では、3年に1回の市民意識調査を実施しており、平成24年度に実施した「第11回川越市市民意識調査」では、市内在住の20歳以上の男女3,000名を無作為に抽出し、郵送配布によるアンケート調査を実施した。調査結果のうち、中心市街地活性化のための施策に関する要望については次のとおりである。

① まちづくりについての要望

設 問 あなたは、川越市をどのようなまちにしたらよいと思いますか。
次の中から2つ以内で選んでください。

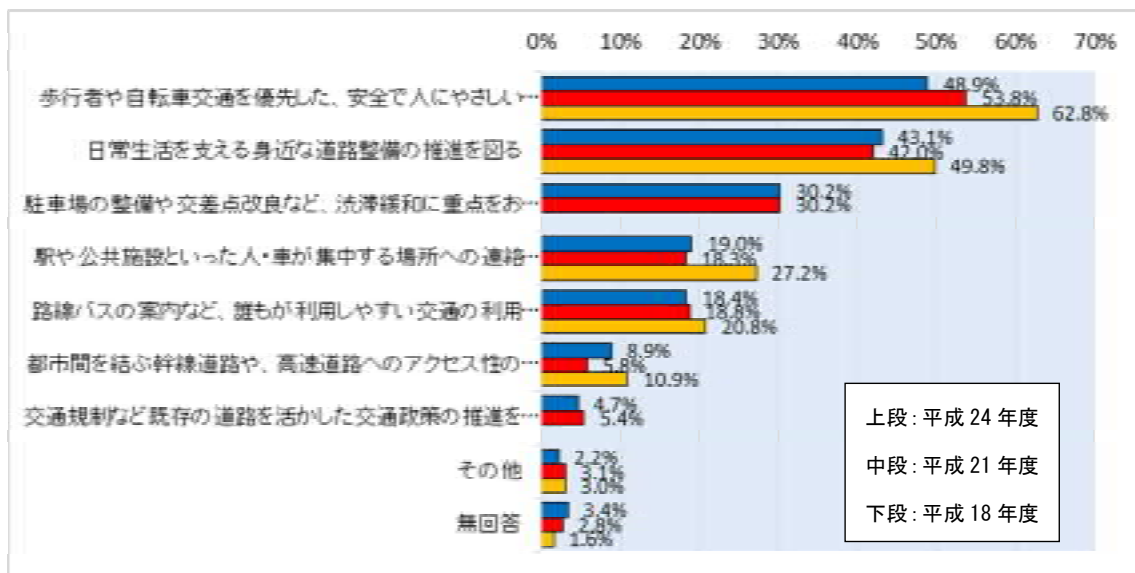


この設問については、「子ども、お年寄、障害のある方などに思いやりのあるまち」が最も多く、以下、「交通事故、犯罪及び火災のない安全性の高いまち」、「歴史的遺産を活かした観光のまち」、「子育てのしやすいまち」などの順となっている。市民としては、まず安全で安心したまちづくりを望んでいることがわかる。その一方で、「歴史的遺産を活かした観光のまち」は上位に安定して位置し続けており、誇れる文化的遺産のあるまちであるという意識が浸透していることがわかる。今後もこの分野を活か

したまちづくりが望まれていることがうかがえる。

② 道路交通政策についての要望

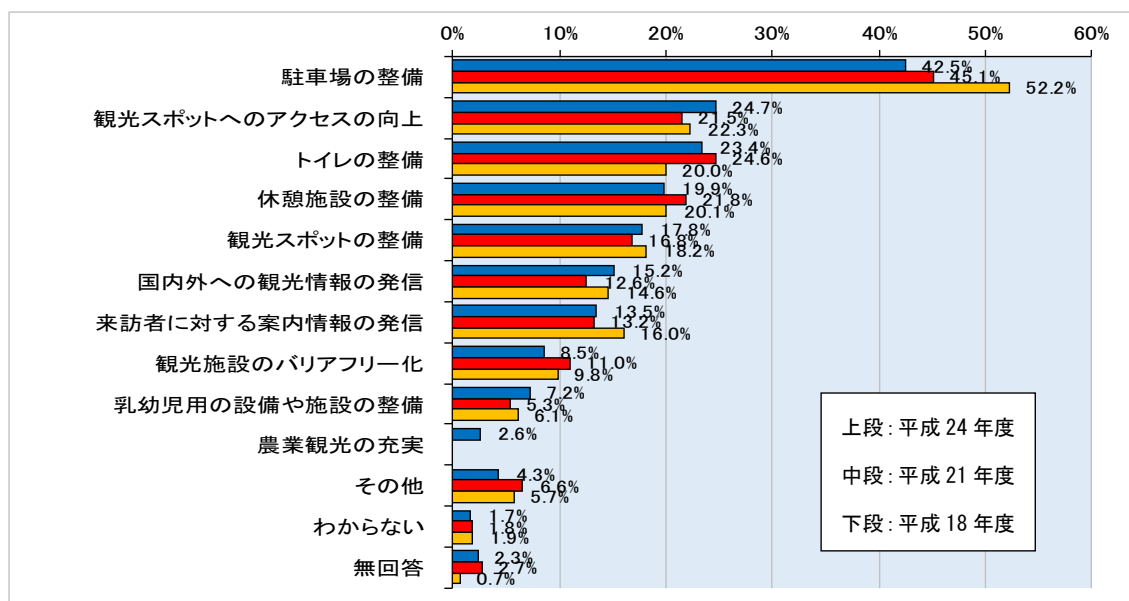
設 問 あなたは、ゆとりと豊かさが実感できる市民生活を確保するために、どのような方針に重点をおいて道路交通政策を推進すべきだと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。



この設問については、「歩行者や自転車交通を優先した、安全で人にやさしい交通政策の推進を図る」が前回同様最も多く、「日常生活を支える身近な道路整備の推進を図る」、「駐車場の整備や交差点改良など、渋滞緩和に重点をおいた交通政策の推進を図る」が続く。市民生活において、安全で円滑な道路交通政策が望まれていることがうかがえる。

③ 観光施策についての要望

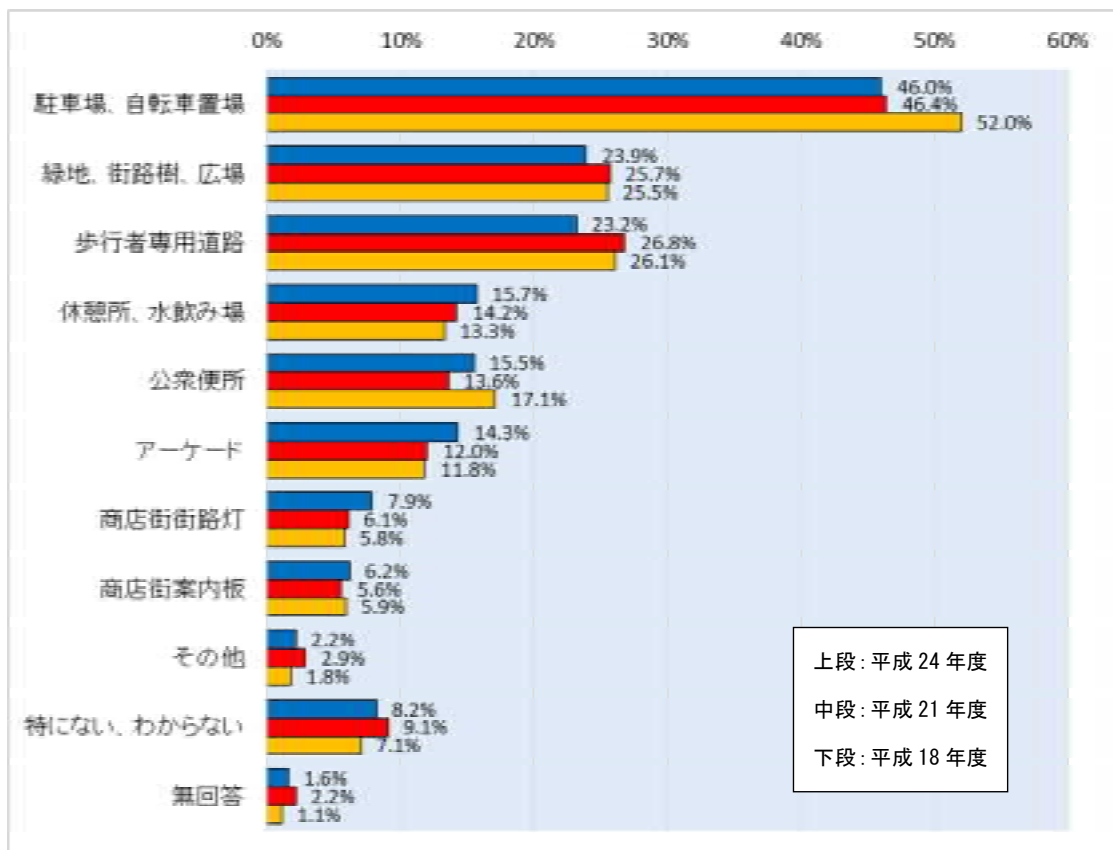
設 問 あなたは、ますます観光客が多く訪れる街になるためにどのような施策が必要だと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。



この設問については、これまで常に「駐車場の整備」が1位となっている。郊外型駐車場の整備や、市役所駐車場の休日の開放によって数値は下がっているものの、観光客が増加するなか、依然として中心市街地の駐車場は不足しており、特に休日には交通渋滞を引き起こしている。2番目の「観光スポットへのアクセスの向上」とも関連が深く、観光施策が中心市街地での道路交通政策とも密接な関係があることがわかる。

④ 商店街の施設についての要望

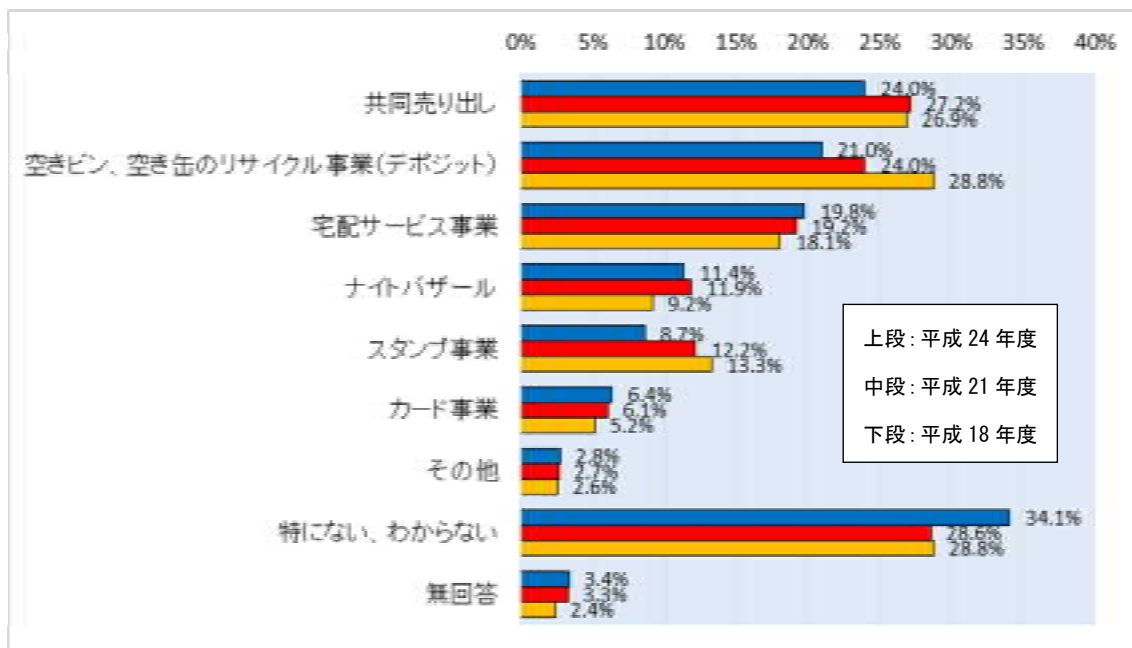
設 問 あなたは市内の商店街にどのような商業関連施設を設置してほしいですか。次の中から2つ以内で選んでください。



この設問においては、「駐車場、自転車置場」が圧倒的に多く、またこれまでの調査でこの傾向が続いている。商店街での駐車場、自転車置場不足が慢性的な問題となっていることがわかる。次に「緑地、街路樹、広場」、「歩行者専用道路」、「休憩所、水飲み場」が続いており、商店街に憩いの場としての機能が求められていることがうかがえる。

⑤ 商店街の事業・サービスについての要望

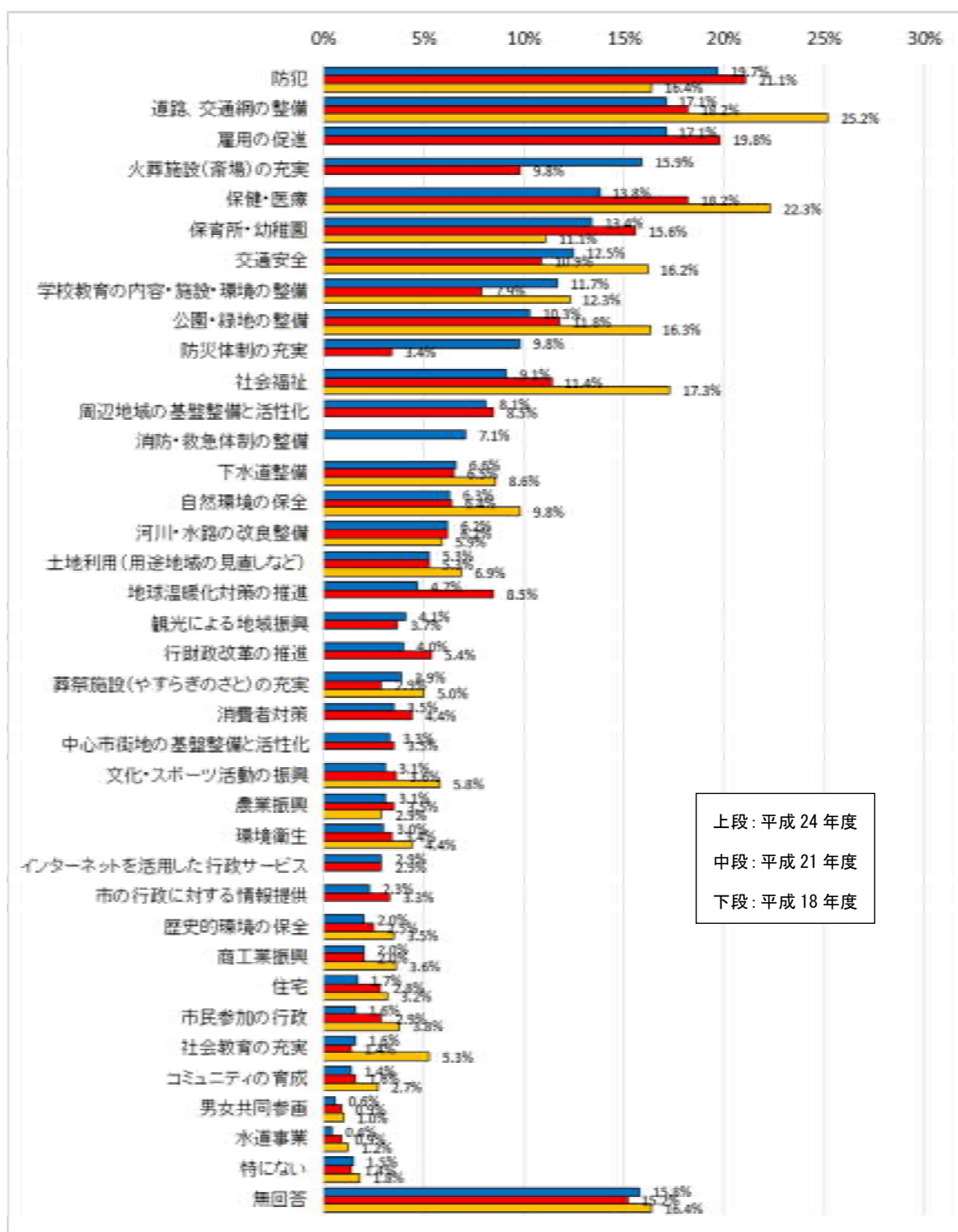
設 問 あなたは市内の商店街にどのような事業やサービスをしてほしいですか。
次の中から2つ以内で選んでください。



この設問については、「宅配サービス事業」、「カード事業」について微増だったものの、その他の選択肢については減少の方向で、「特になし、わからない」が圧倒的に多くなっている。選択肢以外の新たな事業やサービスを開発する必要性がうかがえる。

⑥ 市政全般で力を入れるべき施策

設 問 市政全般について、あなたが力を入れてほしい施策を3つ選んでください。



この設問については、「防犯」が最も多く選ばれている。「道路、交通網の整備」はポイントが減少したものの上位に引き続き選ばれており、総合的な道路交通政策の推進が求められている。ほとんどの項目で前年度と比較して減少しているが、「火葬施設(斎場)の充実」が増加しているほか、「防災体制の充実」、「消防・救急体制の整備」が多く選ばれていることから、東日本大震災以降防災に対する意識が高まったと考えられる。

[5] 中心市街地の課題の整理

これまでの現状やニーズの分析によると、

- ・ 中心商業地では休日の歩行者・自転車通行量が減少している。
- ・ 特定の地点で歩行者・自転車通行量が少ない。
- ・ にぎわい創出の主因となるべき商業（飲食業含む）の事業所数が減少している。
- ・ 商店街で空き店舗が増加している。
- ・ 郊外型大規模集客施設の出店が拡大している。

といった現状があり、今後の中心市街地の大きな懸念要素は一部で進行している「にぎわいの衰退」であるといえる。

にぎわいの創出には「まちの魅力の創出・強化」と「回遊性の向上」が必要であると考えられることから、そのことを踏まえ、この計画期間における中心市街地の活性化のための課題について次のとおり整理する。

(1) 既存ストックを活用した魅力の創出

- ・ 川越市の中心市街地ならではの「まち」の完成度・魅力を高めていくためには、中心市街地に存在する活用されていない歴史的、文化的資源を活用していく必要がある。
- ・ 中心市街地のエリアは、川越城の城下町として発展し、鉄道開通とともに市街地が徐々に南へ拡大した経緯があり、町並みが江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代、平成時代といったそれぞれの時代を感じられるまちとなっている。これらをまちの魅力として活用した独自のまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 北部地域の歴史的・文化的地域と南部地域の商業・業務地域の結節地域（谷間）で、歩行者・自転車通行量の少ない地点に位置する旧川越織物市場や旧鶴川座等の既存ストックを活用した新たなにぎわいを創出するとともに、地域の空き店舗等と連動した新たな価値を創造するまちづくりを進め、北部地域と南部地域の連携を強化していく必要がある。
- ・ これらを活かすには、まち歩きの楽しさの演出、仕掛けが必要である。



(2) 多様な情報を一体的に発信する体制の構築

- ・ 市政情報、観光情報のみならず、文化活動情報、商店街活動情報等の多様な情報を集積し、市民、観光客等に向けて広く情報提供する体制を構築し、来街への動機づけをする必要がある。
- ・ 中心市街地においても少子高齢化は進行しており、今後も増加が予想される高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためのサービスや、地域での子育ての支援等、様々なニーズに対応し、多様な情報を提供する体制を構築していく必要がある。

(3) 商店街の活性化

- ・ 居住者、買物客、観光客等の多様な交流を支えるためには、商店街の活性化が不可欠である。そのためには、各個店がここにしかない商品・サービスを開発・再発見し、それらを効果的にPRすること等で魅力ある個店の集合体としての商店街を形成していく必要がある。
- ・ 商店街で各種イベント等の地域に根差した独自の取組を実施することで、さまざまな人を商店街に呼び込み集客力の向上を図っていく必要がある。
- ・ 回遊性の向上のためには、町並みの整備をはじめ、空き地や空き店舗の活用、商店街に立地するマンションの低層階への商業施設の入居等により、商店街内や商店街同士の連続性を高める取組が必要である。
- ・ 商店街の持続的発展のためには、後継者等の人材の育成、経営支援、創業・開業支援等の取組が必要である。
- ・ 活性化の効果が市全体に波及するためには、市内の農業等他の産業との連携を図っていく必要がある。

(4) 歩行者空間の整備

- ・ 市民意識調査において、まちづくりや道路交通政策に対して、「子ども、お年寄、障害のある方などに思いやりのあるまち」、「交通事故、犯罪及び火災のない安全性の高いまち」、「歩行者や自転車交通を優先した、安全で人にやさしい交通政策の推進」が望まれている。
- ・ 安全でゆったりとしたまち歩きのためには、過度の人・車の集中を解消していく必要がある。
- ・ まち歩きの楽しさを演出し、回遊性の向上を図っていく必要がある。そのため、まちかど花壇、ストリートファニチャーの設置等で歩行者が歩いて楽しい潤いのある空間を演出していく必要がある。

(5) 公共交通の利便性の向上

- ・ 道路整備や駐車場の適正配置等により交通渋滞を緩和し、歩行者の安全確保や路線バスの定時性、利便性の向上を図る必要がある。

- ・ 中心市街地に位置する三駅周辺は、都市の拠点でもあるため、連携を強化する必要がある。特に本川越駅と川越市駅は共に始発駅でもあり、近接しているため乗換需要が高い。そのため、本川越駅西側の整備により、川越市駅との乗換え時間の短縮を図り利便性と交通安全性の向上を図る必要がある。
- ・ 川越駅、本川越駅はバス路線の起終点としてその役割を担っている。川越駅西口については駅前広場の改修を実施したため改善傾向にあるが、周辺では高速バス、送迎バスなどの乗入れが多く混雑している状況が続いているため、バスターミナルの再編や整備の検討が必要である。また、本川越駅及び川越市駅の駅前広場の整備について検討していく必要がある。

【課題の整理】

【衰退の懸念要素となる現状】

特定の地点での歩行者・自転車通行量の減少

商業の事業所数の減少

商店街空き店舗数の増加

郊外及び近隣市町の大規模集客施設の出店拡大

にぎわいの衰退



【衰退（懸念）要素を解消するための課題】

「まちの魅力の創出・強化」、「回遊性の向上」によるにぎわいの創出

既存ストックを活用した魅力の創出

- ・ 歴史的、文化的資源を活用したそのまち独自のまちづくり
- ・ 江戸～平成のそれぞれの時代を感じられる雰囲気をつくり、まちの魅力として活用
- ・ イベント等による新たな人の流れの創出のためのエリア内の連携強化
- ・ まち歩き楽しみの演出

多様な情報を一体的に発信する体制の構築

- ・ 観光、買物、文化等の様々な情報の発信
- ・ 高齢者向け情報、子育て支援情報の発信

商店街の活性化

- ・ 魅力的な個店の集合体としての商店街の形成
- ・ イベント等による商店街の集客力向上
- ・ 商店街内、商店街同士の連続性の向上
- ・ 人材育成、経営支援、開業・創業支援による持続的発展
- ・ 農業等他の産業との連携による市全体への効果波及

歩行者空間の整備

- ・ 社会的弱者に思いやりのあるまち、安全性の高いまち、歩行者・自転車交通を優先した人にやさしい交通政策へのニーズ
- ・ 過度の人・車の集中の解消
- ・ まち歩き楽しみの演出、歩行者空間の潤いの演出

公共交通の利便性向上

- ・ 道路や駐車場整備等による渋滞緩和で路線バスの定時性・利便性の向上
- ・ 鉄道駅の連携強化
- ・ 駅前広場等の整備検討

[6] 中心市街地活性化の方針等の設定

(1) 中心市街地活性化の必要性

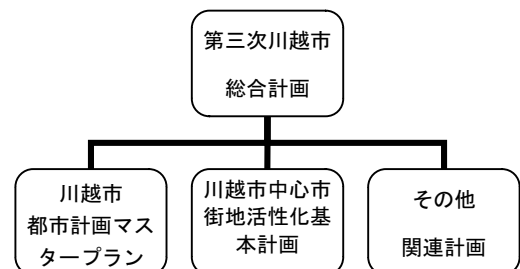
川越市の中心市街地は、本市の歴史、文化を今に伝えるまちであり、また、既存社会資本ストック等の状況を見ても、県南西部の中心都市として欠かせないまちである。

また、2020年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が、川越市内で開催予定となっており、これまで以上に観光客、特に外国人観光客が川越市を訪れることが想定される。

ハード面、ソフト面ともに「おもてなし」を整備し、「まちの顔」ともいうべき中心市街地の魅力を高めることで、来街の動機づけができる。そのことで発生する経済的、社会的波及効果は中心市街地のみならず市域全体に及ぶものである。

(2) 上位計画等

第三次川越市総合計画を上位計画に位置づけ、川越市都市計画マスタープラン等それらに関連する他の計画等との整合を図りつつ、本計画の各種事業を推進するものとする。



1) 第三次川越市総合計画（平成18年3月策定）

○将来都市像

「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」

○基本目標

【全体に共通する基本目標】

- ・協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

【分野別の基本目標】

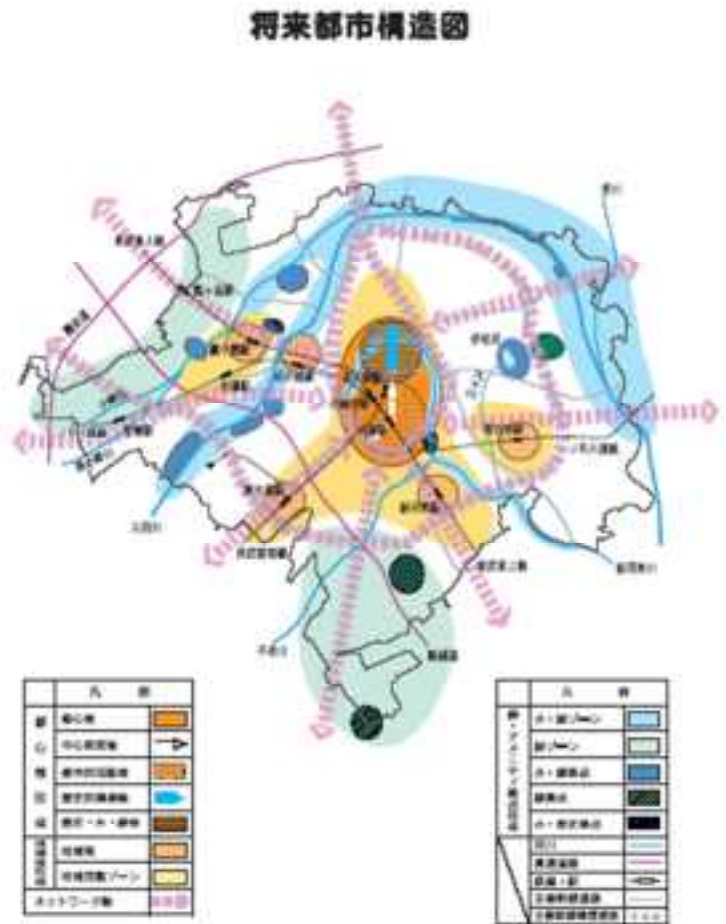
- ・ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 - 保健・医療・福祉 —
- ・学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち
 - 教育・文化・スポーツ —
- ・人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
 - 都市基盤・生活基盤 —
- ・にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち
 - 産業・観光 —
- ・人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
 - 環境 —
- ・人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
 - 地域社会と市民生活 —

当計画の中で、本市中央部の三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区は、業務や商業等の機能の充実に努め、また、歴史的な町並みが残る北部市街地は、商業と文化が調和する魅力ある都市空間を創造し、両地区を「都心核」と位置付け、本市の中心市街地を形成することとしている。

また、霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ることとしている。

さらに、この都心核と地域核をネットワーク化し、本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ることとしている。

このことから、都市機能が集積し地域核とのネットワークの中心に位置している都心核（中心市街地）が活性化することで、その波及効果は市全体に及ぶこととなるものである。



【第三次川越市総合計画より抜粋】

2) 川越市都市計画マスタープラン（平成12年3月策定、平成21年7月改定）

○将来都市像

「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち 川越」

○3つの共存・共生を目指す都市づくりの目標

- ・住と文化と職が共存・共生するまちづくり
- ・都市と集落が共存・共生するまちづくり
- ・歴史・自然と活力が共存・共生するまちづくり

当計画の中で、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺の商業、業務中心地を「都市的活動核」、北部市街地の伝統的な町並み景観が見られる地区を「歴史・水・緑核」とし、この三駅周辺地区から北部市街地に至る南北に長い中心市街地を「都心核」と位置付けている。この「都心核」については、川越市中心市街地活性化基本計画の中心市街地とエリアの考え方を同じにするものである。

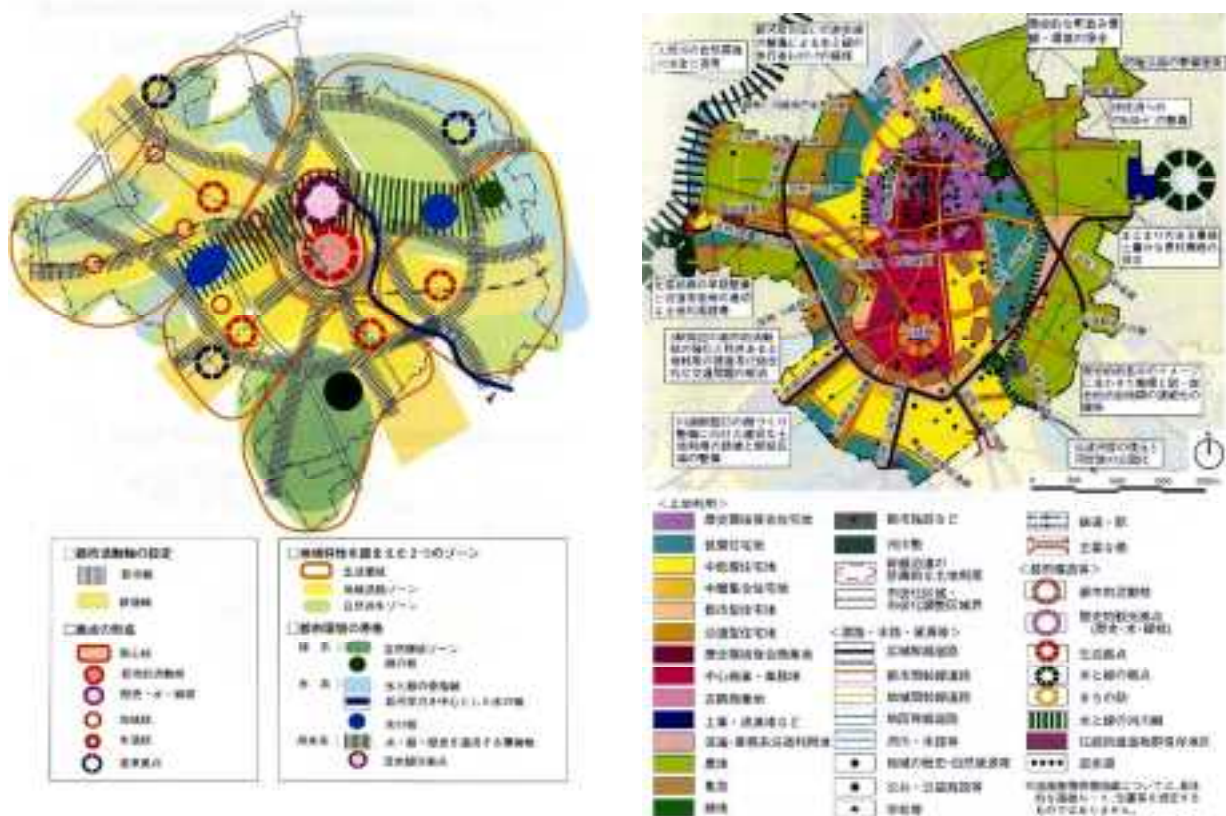
また、都市計画マスタープランの土地利用においては、三駅周辺については、県南西部地域の拠点となる中心商業・業務地の形成を図ることとされ、北部市街地については、川越らしさを代表する歴史的町並みを活用した商業観光地の形成を図ることとしている。

このことから、本市中心市街地は商業・業務等の活動の中心であり、また、川越らしさのアイデンティティーを併せ持つ、まさに「川越の顔」であるということが

できる。そのことから、この都心核（中心市街地）を活性化することが、川越市全体の活性化に必要不可欠なものであるといえる。

【将来都市構造】

【中心市街地の将来まちづくり方針図】



【都市計画マスタープランより抜粋】

(3) 活性化により目指す中心市街地の姿（基本的方針）

中心市街地の現状及び課題の分析や上位計画との整合を踏まえて、この計画における活性化の基本的な方針を定める。

【基本コンセプト】

「川越らしさを活かした交流とにぎわいのあるまち」

「川越らしさ」とは、歴史的町並み、歴史的・文化的資源等に観光客が多く集まる北部地域と、商業・業務の集積があり買物客が多く集まる鉄道駅を中心とした南部地域といった2核構造を持つ「古さと新しさが共生するまちの魅力」であり、また、広域的な視点では、川越業務核都市基本構想で広域的な商業・業務・交流拠点の形成が方針で示されるなど、「埼玉県南西部地域の中心都市としての役割」でもある。また、それは中心市街地で広くこれまでに培われ、継承されてきたものでもある。

そして、未来に渡って「川越らしさ」を持続的に成長させ、伝えていくためには、その構成要素の連続性をさらに発展させ、つながりを大切にしたいまちづくりが重要である。

前計画同様に、既存ストックを最大限活用し、南部地域は業務や商業・サービス等

の機能を充実、また、歴史的な建造物のある北部地域は商業・文化等の機能を高めた魅力ある都市空間の創造を通じて、交流とにぎわいの創出を図っていくこととする。そして、新計画においては、特にそれら両地域の結節地域及び周辺について、未活用の歴史的、文化的資産の活用、回遊性の向上に重点的に取り組むことで、北部地域と南部地域との連続性を高め、川越の顔としての「都心核」を形成し、中心市街地全体の活性化を図っていくこととする。

そして、この基本コンセプトに従い、次の事項を基本の方針とし、市民、民間団体、事業者等と行政との協働により取り組んでいくこととする。

① 魅力あるまちなみづくり

前計画で実施しているコミュニティサイクルやパークアンドライド等の施策と、歩行環境に配慮した幹線道路等の整備を効果的に実施し、交通渋滞を緩和することで、歩行者の安全性の確保、公共交通の定時性確保による利便性の向上等を図り、環境に優しく、居住者・来訪者等誰もが安心してまちなかを移動できる歩きやすいまちづくりを進める。また、歩行環境の改善は、本市を訪れる観光客に対しての「おもてなし」にも繋がる。

また、鉄道駅の新たな改札口の開設や、駅とバスロータリーを繋ぐエレベーターの改修等による、公共交通の利便性向上、商店街の活性化による南部地域から北部地域までの連続性の確保、新たなにぎわいスポットの創出・効果的配置等により、「点」と「点」を繋ぎ「面」的な整備をしていくことで、中心市街地の繋がりを強化し、更なる魅力の向上に努め、居住者や来訪者がつい足を伸ばしてしまいたくなる、魅力あるまちなみづくりを進める。

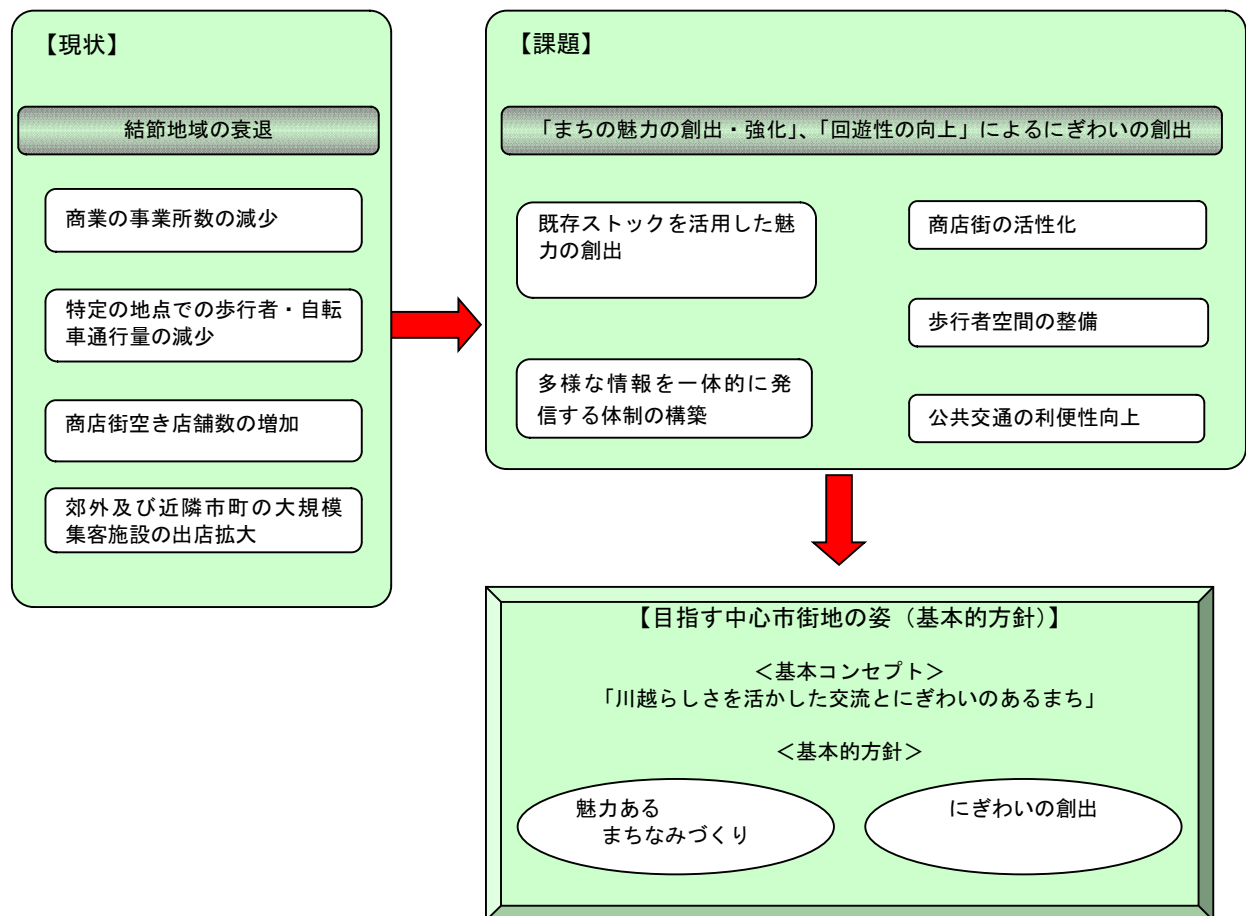
② にぎわいの創出

前計画で整備を進め、平成 27 年 3 月に整備が完了した西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）において、商業、文化芸術、生涯学習、創業支援といった、多彩なふれあいによる地域活力の向上に取り組むことで、県南西部地域をリードする拠点都市の中核を目指す。

また、前計画で商業、業務集積地域と歴史的、文化的地域の中間となる結節地域に位置する鏡山酒造跡地を改修し、川越市産業観光館（小江戸蔵里）として運用を開始しており、人の流れを呼び込み、周辺の活性化に寄与しているところだが、この結節地域には未活用の歴史的、文化的資産が残っており、これらを集客施設として整備することや、その周辺の中央通り等の基盤整備等により南部地域と北部地域を結節し、さらに、チャレンジショップ等の空き店舗対策や、地域のまちづくりルール策定等に取り組むことで商店街の連続性を高め、一つのコンセプトを持ったまちなみを形成し、活性化に繋げていく。

さらに、商店街等が主体となってコンサート、フリーマーケット、市等のさまざまなイベント等に取り組んでいるところだが、周知の図られていないイベント等も多数存在している。これらのイベント等にあっては周知を強化し、また、飽きを感じさせない新たな取組も不可欠となっている。これらの取組においては、地元住民、

商店主、関係団体等の協力が不可欠であり、地域がまとまることで、そこで暮らす人、商う人はもちろん、訪れる人を含めた多様な交流・サービスのある、川越市の中心市街地ならではのにぎわいを創出する。



2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕 位置

位置設定の考え方

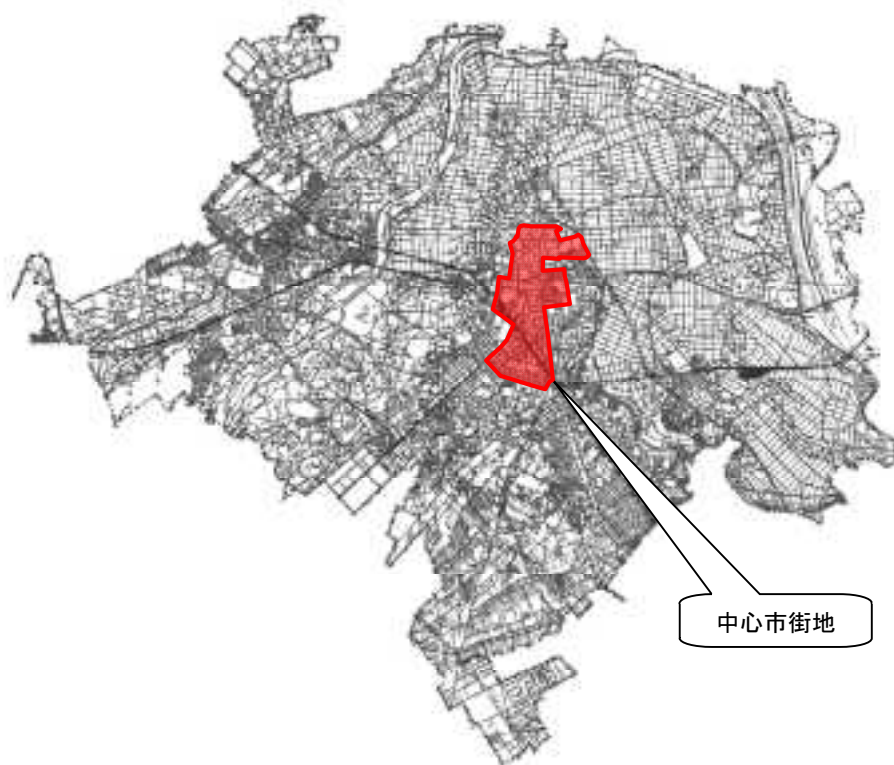
川越市は、埼玉県の中央部よりやや南部、武蔵野台地の東北端に位置している。東西 16.27 k m、南北 13.81 k m で、面積は 109.16 k m² である。西から東へ向けてゆるやかに傾斜しているが、全体的に平坦で、おおまかには北東部の水田地帯、中央部の市街地、南西部の畑地帯に分けられる。市庁舎の位置は、東経 139 度 29 分 20 秒、北緯 35 度 55 分 19 秒、海拔 18.5 メートルである。

本市中央部は、古くは新河岸川を利用した舟運を起こして江戸との物流を確立、商人の町としても発展し、現在でも当時の蔵造りの町並みを残し、多くの観光客が訪れる北部地域と、公共交通の発達により拡大した現在の中心商業地である南部地域から成り立っている。

この市中央部は、①商業機能や公共公益施設等が相当程度集積している、②観光都市のシンボルとしての側面を持ち「市の顔」となっている、③公共交通体系について、市域を通る 3 つの鉄道（J R 川越線、東武東上線、西武新宿線）すべてが乗入れ・交差するほか、道路網についても、国道 16 号や国道 254 号をはじめとした主要な幹線道路が中央部から放射状に伸びるなど、公共交通基盤の中心になっている、④市の上位計画である「第三次川越市総合計画」や「川越市都市計画マスタープラン」において「都心核」として市の中心と位置付けられている等の状況である。

これらのことから、この地域を本基本計画において中心市街地と位置付ける。

(位置図)



区域設定の考え方

○区域の範囲：商業、業務施設、公共公益施設等の主要な都市機能や歴史・文化的地区を中心市街地区域とするため、北は県道川越上尾線、南は国道 16 号、東は国道 254 号、市道 0004 号線及び商業用途地域境界、西は市道 1174 号線及び JR 川越線、西武新宿線で囲まれた範囲とする。

歴史的、文化的地域

両地域の結節地域

商業、業務集積地域

●永川神社

●市役所

菓子屋横丁

蔵造りの町並み

大正浪漫夢通り

●喜多院

●産業観光館
(小江戸蔵里)

中央通り

川越市駅

本川越駅

クレアモール

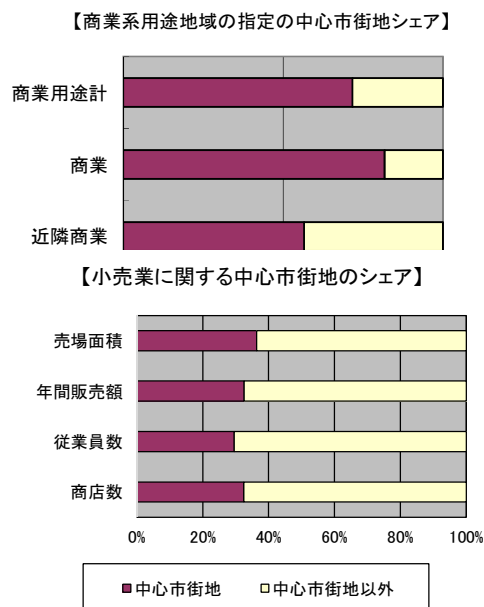
●クレアパーク

川越駅

●西部地域振興ふれあい
拠点(ウェスタ川越)

〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○用途地域の状況 川越市全体の用途地域の商業地域及び近隣商業地域の面積 191.3ha の内、中心市街地における商業地域及び近隣商業地域の面積は 137.2ha で、全体に対する割合は、71.7%となっている。特に、商業地域については、81.8%と他の地域と比較して相当数商業機能の集積がされている。 ○小売業の状況 平成 19 年度の商業統計調査による市全体に対する中心市街地の割合について、商店数は 32.5%、従業員数は 29.5%、年間販売額 32.5%、売場面積 36.3%となっており、中心市街地に商業機能が集積している。 ○都市機能等の立地状況 公共施設は、市役所等 8 施設が立地しており、医療機関は、入院設備を持っている病院が 6 施設、その他の診療所・医院が 108 施設立地している。また、県立高校は 2 校立地している。 また、公共交通は、J R 川越線・東武東上線川越駅、東武東上線川越市駅、西武新宿線本川越駅の三駅が立地している。 これらのことから、この地域は、商業、業務等の都市機能が相当数集積しており、本市の中心としての役割を果たしている地域である。 ○空き店舗数 中心市街地の空き店舗数は、合計で増加傾向を示している。商店街ごとに見ると増加数は少ないように見えるが、中心市街地全体に同様の傾向が見られており、特に、元町 1 丁目商和会、川越名店街、立門前商栄会、川越駅東口商店会では、中心市街地平均の 2 倍以上の空き店舗が存在している。
第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると	



認められる市街地であること

【中心市街地に位置する商店街の店舗数等の状況】

区分	商店街名	空き店舗数		伸び率 19→24 %
		H19.5	H24.12	
歴史的町並み地区	元町1丁目商和会	5	12	140.0%
	鐘つき堂商店街	0	2	-
	川越菓子屋横丁会	0	0	-
	川越一番街商業協同組合	12	2	-83.3%
	松江2商店会	0	-	-
	仲町商店街	3	3	0.0%
川越駅西口地区	川越駅西口商店会	-	5	-
川越市駅周辺地区	六栄会	0	4	-
	柳通り商店街	4	5	25.0%
	中原町商店街	0	2	-
	川越新富商店街振興組合	3	3	0.0%
川越駅・本川越駅東地区	川越サンロード商店街振興組合	2	3	50.0%
	八幡通り商店会	0	0	-
	川越駅前商店会	-	3	-
	川越駅東口商店会	10	9	-10.0%
	公栄会	-	-	-
	アトレテナント会	0	0	-
中央通り周辺地区	川越名店街	6	7	16.7%
	松江町松栄会	-	4	-
	大正浪漫夢通り商店街振興組合	2	2	0.0%
	立門前商栄会	8	7	-12.5%
	中央通り2丁目商店街	2	1	-50.0%
	連雀町繁栄会	2	3	50.0%
	広小路商栄会	1	0	-100.0%
	喜多院不動通り商店街	3	4	33.3%
	川越中央通り商店街	7	5	-28.6%

【参考】平成19年度と平成24年度調査のデータ比較可能な空き店舗の集計

区分	空き店舗数		伸び率
	H19.5	H24.12	
比較可能な商店街の計(21商店街)	70	74	5.7%
比較可能な商店街の平均(21商店街)	3.3	3.5	5.7%

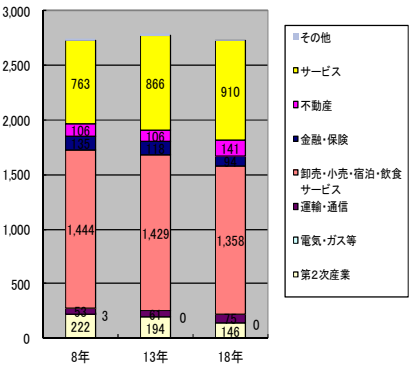
注1. 商店街名の網掛けは、H19とH24の比較が可能なもの。

注2. 表中の「-」は、未回答。

○事業所数の状況

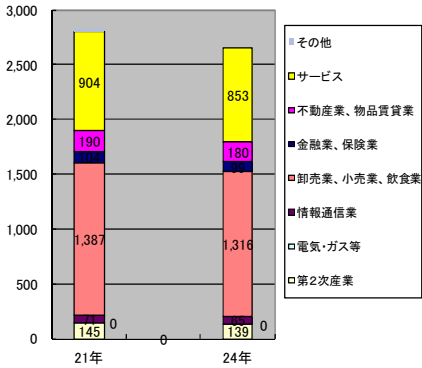
調査の手法が異なるため、単純な比較はできないが、平成8年から平成18年までの事業所・企業統計調査と平成21年、平成24年の経済センサスによると、中心市街地の事業所数は全業種合計で減少傾向を示している。また、にぎわいの要因となる卸売・小売・飲食業と卸売・小売・宿泊・飲食サービス業を比較すると、両調査ともに減少傾向となっている。また、サービス業については、平成18年までは増加傾向を示していたが、平成21年から平成24年では減少傾向となっている。

【中心市街地の業種別事業所数】



(事業所・企業統計調査)

【中心市街地の業種別事業所数】



(経済センサス)

これらのことから、当該地区は衰退する恐れがあることから、今後何らかの対策を講じる必要がある。

第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	○川越市総合計画との整合性 第三次川越市総合計画において、埼玉県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある活力に満ちた都市構造を構築するため、川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力ある中心市街地を形成することとされ、また、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備など、広域的な観点から交流とにぎわいのあるまちづくりを進め、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として地域経済の活性化を図るとされている。これらのことから、中心市街地の活性化が川越市及び周辺地域の発展にとって有効であることを示している。 ○川越市都市計画マスタープランとの整合性 当該地区は、川越市都市計画マスタープランの土地利用方針において、県南西部地域の拠点となる中心商業、業務地の形成を図るとされており、具体的には、市街地の再更新、商店街の近代化の推進や土地の高度利用による、三駅周辺地区の魅力ある商業空間の創出や立地特性を活かした商業、業務・交流機能の集積による広域商業拠点の形成を図るとされている。これらのことから、中心市街地の活性化が川越市及び周辺地域の発展にとって有効であることを示している。 ○業務核都市の位置付け 平成11年3月に策定された第5次首都圏基本計画において、川越市を中心とする地域が業務核都市に位置付けられ、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として育成整備することが必要とされている。また、川越駅周辺地区等の業務、商業、文化機能の集積を高めることとされていることから、中心市街地の活性化は、川越市及び周辺地域の発展にとって適切である。 また、業務核都市の中核的施設としての位置付けが期待されている西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）は、埼玉県、民間事業者との共同事業として、川越駅西口地区に産業支援の推進、地域住民活動・交流の促進、にぎわいの創出を目的として整備され、埼玉県南西部地域の中核的施設として、中心市街地及び周辺地域の発展にとって非常に有効であることを示している。 ○中心市街地の効率性と波及効果 当該中心市街地は、商業、業務の集積が高く、また、都市施設や観光資源等の既存ストックが集積している。これらを有効
--	---

	に活用して中心市街地の活性化を図れば、効率的な都市運営が可能になることの財政的メリットは大きい。 また、道路網の充実、コミュニティサイクルや郊外型駐車場の設置によるパークアンドライド等各種交通円滑化方策の実施による交通渋滞の緩和を図れば、環境負荷の低減に寄与するだけでなく、市民生活の向上をはじめ、観光都市としての魅力向上、県南西部の中心業務都市としての機能も向上することから、中心市街地のみならず川越市及びその周辺地域に波及効果がもたらされる。
--	---

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標

2つの基本の方針を受け、計画期間である平成27年4月から平成32年3月までの5年間の中心市街地活性化の目標と、その達成状況を把握するための目標指標を次のとおり設定する。なお、本計画は、前計画の基本的な枠組みを踏襲しつつ、その効果の更なる波及を目指して策定していることから、目標指標についても前計画の考え方を踏まえ、ほぼ同様の考え方で設定している。

① 回遊性の向上

前計画では、平日が減少傾向、休日が微増傾向であったこともあり、それぞれの歩行者・自転車通行量（8地点）を指標としていたが、北部地域及び南部地域については恒常的に多数の通行量が確保されている一方、中間に位置する結節地域においては、通行量が両地域と比較して少なく谷間の状態となっており、今後もこの傾向は変わらないと判断する。

このため、新計画ではこの結節地域のにぎわいの創出のための取組を実施していくこととし、その達成状況を計る指標として歩行者・自転車通行量を採用する。なお、歩行者・自転車通行量については、新計画において実施する事業箇所付近に調査地点を設け、平日と休日の計測値を平均化したものに対して目標を設定するものとする。

目標指標＝歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）

本市では特徴のある観光事業を心掛け、観光客の誘客と滞在時間の延長に取り組んできた。前計画では、その効果が現れ、滞在時間の延長には成功したものの、目標の達成には至らなかった。

そこで、滞在時間が長い観光客は、立ち寄り観光地点数が多いことから、本計画では、来訪した多くの観光客が多数の観光スポットを回遊することによって、まさに一層のにぎわいをもたらすための事業に取り組むこととし、その達成状況を計る指標として観光客の立ち寄り観光地点数を採用する。

目標指標＝観光客の立ち寄り観光地点数

② 商業・サービス業の活性化

にぎわいのあるまちでは、人を惹きつける核となる機能があり、その周辺には店舗が立ち並び、イベント等の実施等によって魅力的なまちなみを形成している。本市では、未活用を含む歴史的、文化的資源がまちなかに多数残っており、これらの資源の活用を含めた連続性のあるまちなみを形成し、イベント等による魅力的でにぎわいのあるまちづくりを目指している。前計画では、その達成状況を計る指標として、にぎわいをもたらす機能である卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数を設定していたが、本計画では、連続したまちなみの形成の観点からその達成状況を計る指標として空き店舗数を採用する。

目標指標＝空き店舗数

【現状】

結節地域の衰退

商業の事業所数の減少

特定の地点での歩行者・自転車通行量の減少

商店街空き店舗数の増加

郊外及び近隣市町の大規模集客施設の出店拡大

【課題】

「まちの魅力の創出・強化」、「回遊性の向上」によるにぎわいの創出

既存ストックを活用した魅力の創出

商店街の活性化

歩行者空間の整備

多様な情報を一体的に発信する体制の構築

公共交通の利便性向上

【目指す中心市街地の姿（基本的方針）】

＜基本コンセプト＞

「川越しさを活かした交流とにぎわいのあるまち」

＜基本的方針＞

魅力ある
まちなみづくり

にぎわいの創出

【目標及び目標指標】

回遊性の向上

（目標指標）

- ・歩行者・自転車通行量
（平日・休日の平均）
- ・観光客の立ち寄り観光地点数

商業・サービス業の
活性化

（目標指標）

- ・空き店舗数

〔2〕数値目標

目標として掲げた「回遊性の向上」と「商業・サービス業の活性化」は、それぞれ独立したものではなく、相互に連係して中心市街地の活性化が図られるものであるが、その目標指標について、フォローアップの考え方により目標値の達成状況を把握し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じることとする。

(1)「歩行者・自転車通行量」の数値目標

① 数値目標

中心市街地の歩行者・自転車通行量は、減少している地点はあるものの観光客の増加等により増加傾向である。

歩行者・自転車通行量の目標値は、減少傾向にある南部地域の通行量の回復、新たなにぎわいの創出、結節機能の強化等の効果を総合的に測定するために効果的と考えられる8地点（A、C、H、K、N、O、Q、T）に絞って設定するものとする。

目標とする数値については、観光客等による通行量の増加傾向は、今後も続くと見込まれることから、本計画期間においては、増加傾向の維持を目指すこととする。

平成19年から平成26年までに、中心市街地の対比可能な17地点全体で、平日・休日の平均値は20.6%増加していることから、平成31年までの計画期間で、現況の約20%増加に、新たな取組による効果を見込んで目標値とする。

平日・休日の歩行者・ 自転車通行量の平均	平成26年現況値	平成31年目標値
	91,882人	110,000人

② 歩行者・自転車通行量の状況

平成26年に実施した調査地点のうち、平成19年との対比可能な17地点（調査地点A～J、L、M、O～S）の歩行者・自転車通行量を比較すると、平日は17.5%の増加、休日は22.4%の増加となった。

増加率の高い地点は、P地点（鍛冶町広場前）、S地点（郭町公用車第一駐車場前）、O地点（小江戸蔵里前）といった、前計画期間内に新たに整備した観光施設の周辺地点のほか、Q地点（やまわ前）、R地点（菓子屋横丁）の北部地域や、C地点（加藤仏壇仏具店前）、D地点（ローソンスストア前）の、北部地域へ向かう通り沿いの調査地点となっている。

一方で、L地点（川越駅前ビル前）、M地点（埼玉りそな銀行川越南支店前）、B地点（桜井ビル前）、G地点（イトーヨーカドー前）では減少傾向が見られる。

また、K地点（堺屋金物店前）、V地点（旧川越織物市場前）、W地点（旧鶴川座前）では、減少傾向が見られる地点と比較しても、通行量が少ない状況が続いている。

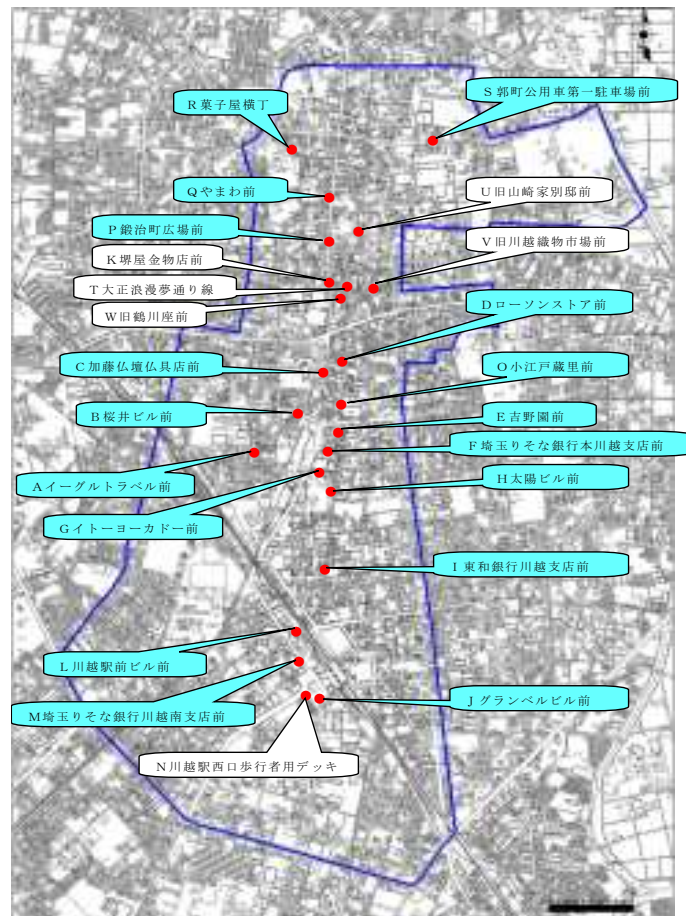
【歩行者・自転車通行量調査】		(網掛けは対比可能な調査地点、単位:人)								
中心市街地 地区	調査地点	平日			休日			平日・休日合計		
		19年	26年	伸率(%)	19年	26年	伸率(%)	19年	26年	伸率(%)
歴史的 町並み 地区	P 鍛冶町広場前	3,540	6,834	93.1%	8,856	19,466	119.8%	12,396	26,300	112.2%
	Q やまわ前	7,482	8,744	16.9%	12,688	23,660	86.5%	20,170	32,404	60.7%
	R 菓子屋横丁	3,332	3,738	12.2%	6,312	11,628	84.2%	9,644	15,366	59.3%
	S 郭町公用車第一駐車場前	1,406	2,000	42.2%	1,494	2,684	79.7%	2,900	4,684	61.5%
	U 旧山崎家別邸前	—	1,986	—	—	2,798	—	—	4,784	—
川越駅 西口地区	J グランベルビル前	8,668	8,668	0.0%	8,632	9,088	5.3%	17,300	17,756	2.6%
	L 川越駅前ビル前	5,524	6,468	17.1%	7,248	6,294	-13.2%	12,772	12,762	-0.1%
	M 埼玉りそな銀行 川越南支店前	5,608	5,934	5.8%	6,504	5,144	-20.9%	12,112	11,078	-8.5%
	N 川越駅西口歩行者用デッキ	—	9,516	—	—	4,608	—	—	14,124	—
川越市駅 周辺地区	A イーグルトラベル前	6,260	6,660	6.4%	5,546	6,444	16.2%	11,806	13,104	11.0%
	B 桜井ビル前	9,196	9,084	-1.2%	9,846	9,566	-2.8%	19,042	18,650	-2.1%
川越駅・ 本川越駅 東地区	E 吉野園前	5,726	5,926	3.5%	10,396	13,154	26.5%	16,122	19,080	18.3%
	F 埼玉りそな銀行 本川越支店前	2,334	2,720	16.5%	3,660	4,118	12.5%	5,994	6,838	14.1%
	G イトーヨーカドー前	10,436	11,494	10.1%	16,854	14,822	-12.1%	27,290	26,316	-3.6%
	H 太陽ビル前	16,844	19,654	16.7%	37,462	37,210	-0.7%	54,306	56,864	4.7%
	I 東和銀行 川越支店前	18,168	22,544	24.1%	37,702	34,354	-8.9%	55,870	56,898	1.8%
中央通り 周辺地区	C 加藤仏壇仏具店前	2,924	3,528	20.7%	5,222	13,966	167.4%	8,146	17,494	114.8%
	D ローソンスストア前	4,878	6,728	37.9%	7,426	11,764	58.4%	12,304	18,492	50.3%
	K 堺屋金物店前	—	3,072	—	—	5,968	—	—	9,040	—
	O 小江戸蔵里前	5,196	7,394	42.3%	9,346	15,586	66.8%	14,542	22,980	58.0%
	T 大正浪漫夢通り	—	4,832	—	—	12,922	—	—	17,754	—
	V 旧川越織物市場前	—	1,182	—	—	1,580	—	—	2,762	—
	W 旧鶴川座前	—	1,306	—	—	2,772	—	—	4,078	—
合計	対比可能地点(17地点)合計	117,522	138,118	17.5%	195,194	238,948	22.4%	312,716	377,066	20.6%
	全23地点合計	—	160,012	—	—	269,596	—	—	429,608	—

調査日: 平成19年6月17日(日) 晴れ、6月14日(木) 曇りのち雨

平成26年5月25日(日) 晴れ、5月29日(木) 晴れ後曇り雨

調査時間: 午前10時から午後7時

【平成 26 年歩行者・自転車通行量調査地点一覧】 (網掛けは対比可能な調査地点)



③ 数値目標の考え方

この基本計画に基づく事業の効果の測定のため、以下の点によりA、C、H、K、N、O、Q、Tの8地点に対して目標を設定する。

- ・南部地域と北部地域の結節
- ・中心商業地の通行量の回復
- ・主要観光地域の回遊性の向上
- ・地域の新たなにぎわいの創出

ア) 西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）

川越駅西口において埼玉県、民間事業者との共同事業により西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備が平成27年3月に完了した。本拠点施設内には、県地方庁舎、多目的ホール、文化芸術振興施設（大ホール）、市民活動・生涯学習施設等の公共施設のほか、民間にぎわい施設などが整備され、大規模な集客が期待されることから通行量の増加が見込まれる。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・5-2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業

【取組による増加分】

本拠点施設に整備される各種施設のうち、大規模な集客が期待されるホールと民間商業施設を推計の対象とする。

- ・1日当りの利用見込数

i) 民間商業施設

<休日>

17,677 m²の商業施設に入居しているテナントの用途による床面積を見ると、物販施設約7,310 m²となっていることから、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示16号）」により算出した数値を休日の利用見込数とする。

$$950 \text{ 人} \times 7 \text{ 千 m}^2 = 6,650 \text{ 人 (休日の利用見込数)}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{店舗面積当り1日來客数：} 1,100 - 30S \text{ (} S < 5 \text{)} \\ 950S \text{ (} S \geq 5 \text{)} \end{array} \right] \quad (\text{単位：人/千 m}^2, S \text{ は売場面積})$$

<平日>

周辺地域の歩行者・自転車通行量は、平日・休日の差が見られ、これは近隣の大学、会社の送迎バス利用者と考えられるが、買物客は、休日に比べ平日は減少すると想定される。そのため、平日の利用見込数については、商業の中心となっているG、H、Iの3調査地点の平日・休日の通行量比（38：62）を買物客の比率とみなし、平日の利用見込数を推計する。

$$6,650 \text{ 人} \times 38 \div 62 \div 4,075 \text{ 人 (平日の利用見込数)}$$

ii) ホール

ホールについては、そこで実施されるイベントの内容により利用者（集客）が左右されるため、休日・平日を同数として、客席数から類似施設の平均実

績に基づき推計する。なお類似施設は、越谷コミュニティセンター他 3 施設とし、条件を近づけるため、埼玉県内にある、都心からの距離及び客席数の近い施設を選択した。

$$1,712 \text{ 席} \times 69.7\% \text{ (類似施設平均満席率)} = 1,193 \text{ 人}$$

- ・ 1 日当りの徒歩・自転車による利用見込数

徒歩・自転車による利用については、観光客の来街データのうち鉄道及び路線バス、バイク・自転車、徒歩の割合 57.4% から、施設予定地が駅の近くに立地していることによる通行量の増加を見込む。

- ・ 1 日当りの徒歩・自転車による増加数

$$\text{平日} \quad (4,075 \text{ 人} + 1,193 \text{ 人}) \times 57.4\% = 3,023 \text{ 人 (A)}$$

$$\text{休日} \quad (6,650 \text{ 人} + 1,193 \text{ 人}) \times 57.4\% = 4,501 \text{ 人 (B)}$$

$$(A) + (B) = 7,524 \text{ 人} \div 2 = \boxed{3,762 \text{ 人}}$$

イ) 旧鶴川座・旧川越織物市場整備による効果

買物客の多い南部地域と観光客の多い北部地域の間位置する結節地域に、新たな集客、交流機能を有した施設を整備し、回遊の拠点とする。歴史的、文化的建造物にギャラリー、コミュニティスペース等を整備することから、多方面の交流が期待でき、通行量の増加が見込まれる。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・ 4- 8 歴史的地区環境整備街路（立門前線）
- ・ 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討
- ・ 7- 1 旧鶴川座再生・利活用事業
- ・ 7- 6 旧川越織物市場保存整備事業

【取組による増加分】

i) 旧鶴川座

旧鶴川座は、「まちのにぎわい拠点」としての機能を継承し、交流機能を有する商業施設として整備する。そこで実施されるイベントの内容により利用者（集客）が左右されるため、休日・平日を同数として、川越市やまぶき会館の実績に基づき推計する。

- ・ イベント開催

$$150 \text{ 席} \times \text{稼働率 } 70\% \times \text{満席率 } 54\% \times 1 \text{ 回転} = 56 \text{ 人 (A)}$$

ii) 旧川越織物市場

旧川越織物市場は、文化創造インキュベーション機能、交流拠点機能を整備する。通常の交流機能利用のほか、入居者及び関係者等によるイベント等の開催が想定される。なお、交流機能利用については、川越市立美術館の利用実績、イベント等の開催については、旧川越織物市場の暫定活用として過去開催したイベントの実績に基づき推計する。

<フリースペース利用に係る来場者>

$$\begin{aligned} & \text{想定来場者数 } 4000 \text{ 人} \div \text{稼働日 } 307 \text{ 日 (週休 1 日、年末年始休)} \\ & = 13 \text{ 人 (B)} \end{aligned}$$

＜イベント利用者＞

- ・入居者による定期イベント（月 1 回程度開催）

$$\text{想定来場者数 } 400 \text{ 人/日} \times 12 \text{ 日} = 4,800 \text{ 人 (C)}$$

- ・入居者等による定期イベント（年 2 回（4 日間）程度開催）

$$\text{想定来場者数 } 1,000 \text{ 人/日} \times 4 \text{ 日} = 4,000 \text{ 人 (D)}$$

- ・地域イベント（年 3 回程度、お祭り等想定）

$$\text{想定来場者数 } 400 \text{ 人/日} \times 3 \text{ 日} = 1,200 \text{ 人 (E)}$$

- ・その他団体によるイベント（月 1 回程度開催）

$$\text{想定来場者数 } 400 \text{ 人/日} \times 12 \text{ 日} = 4,800 \text{ 人 (F)}$$

$$((C) + (D) + (E) + (F)) \div 31 \text{ 日} \div 477 \text{ 人 (G)}$$

- ・1 日当りの徒歩・自転車による利用見込数

施設周辺に駐車場が少なく、施設の付近で計測していることから、利用者の全員を徒歩・自転車による利用として推計する。

- ・1 日当りの徒歩・自転車による増加数

$$(A) + (B) + (G) = \boxed{546 \text{ 人}}$$

ウ) 産業観光館管理運営事業（鏡山酒造跡地）

前計画で取組んだ産業観光館管理運営事業（鏡山酒造跡地）の集客、交流、活動の場としての機能を効果的に発揮し、北部地域と南部地域の結節機能を向上させることで、回遊の拠点としてさらなる通行量の増加が見込まれる。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・4-22 連雀町新富町線道路整備事業
- ・7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業

【取組による増加分】

$$\text{平成 26 年通行量調査平日・休日の平均 (O 地点) } 11,490 \text{ 人} \times \text{想定増加率 } 3\% = \boxed{344 \text{ 人}}$$

エ) 総合的な取組による効果

前計画に引き続き、川越市自転車シェアリングや道路整備等による歩行環境改善に取組むとともに、商店街等を中心としたイベント等の取組による回遊性の向上を見込むほか、近年のマスメディアへの露出増、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う観光客増による通行量の増加分 20%を見込む。

【当該事業に関連して実施する主な事業】

- ・4- 7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・4-13 中央通り地区整備事業
- ・4-20 中央通りまちなみ整備

・7-38 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの支援

【取組による増加分】

平成 26 年通行量調査平日・休日の平均(8 地点) 91,882 人 × 20% = 18,376
人

以上、ア) からエ) により、歩行者・自転車通行量(8 地点)について、平成 31 年目標値 110,000 人に対し、110,648 人となり数値目標が達成できる。

④ フォローアップの考え方

計画期間中において、毎年度歩行者・自転車通行量調査を実施するとともに、歩行者・自転車通行量に関係する施設等の利用者数の動向等をもとに進捗状況の確認を適宜行い、その状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じるものとする。

また、目標年の平成 31 年において、歩行者・自転車通行量調査により目標値の達成状況を検証し、効果を確認するものとする。

(2)「観光客の立ち寄り観光地点数」の数値目標

① 数値目標

平成 11 年に蔵造りの町並み一帯が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。この重要伝統的建造物群保存地区を中心とした観光地点としては、平成 11 年の観光アンケートでは 75%程度の観光客が訪れていたものが、平成 25 年度調査では 90%以上の観光客が訪れる、正に本市観光の中心地として定着している。

一方で、その他の観光地については、平成 25 年度観光アンケート調査によると、蔵造りの町並みの西に位置する菓子屋横丁は約 90%、同じく東南に位置する喜多院を訪れる観光客が約 55%、同じく東に位置する川越城本丸御殿を訪れる観光客が約 38%、同じく南に位置する蓮馨寺、川越市産業観光館(小江戸蔵里)を訪れる観光客は 2%台と、多くの観光客が蔵造りの町並みの周辺で観光の用を済ませ、周辺の観光地を訪れることは少なくなっている。結果、蔵造りの町並みを含む観光施設の立ち寄り地点数は 4.27 か所となっている。

観光客の立ち寄り観光地点数の目標値は、平成 25 年度の 4.27 か所を維持しつつ、さらなる回遊性を見込んで 4.50 か所とする。

観光客の立ち寄り 観光地点数	平成 25 年度現況値	平成 31 年度目標値
	4.27 か所	4.50 か所

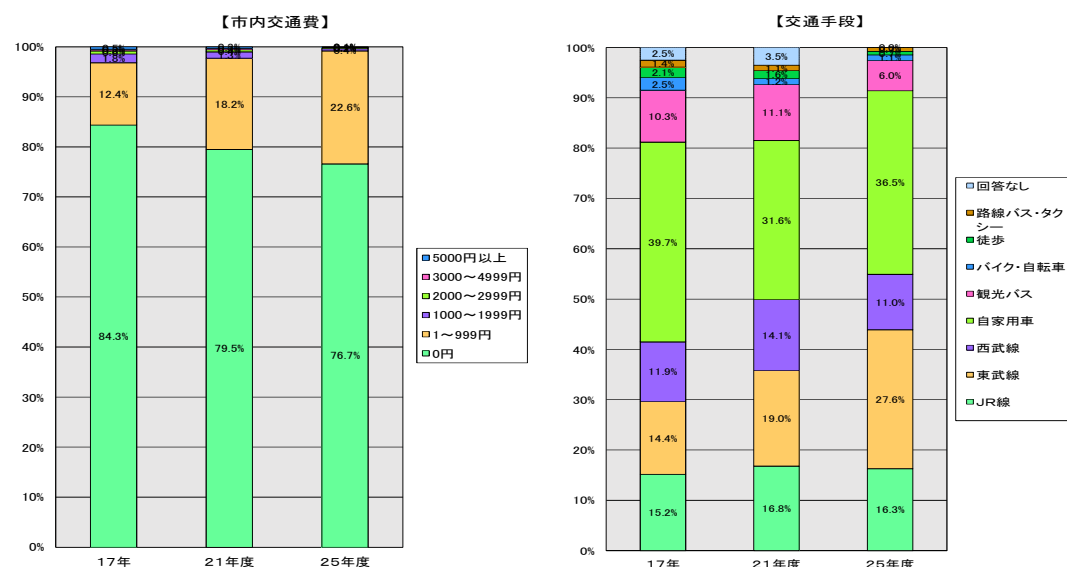
② 観光客の状況

本市を訪れる観光客は、前計画策定年の平成 21 年は年間 628 万人だったものが平成 25 年は年間 630 万人と 2 万人の増加となっている。その特色は、来訪回数が 4 回以上というリピーターが 2 割程度存在する一方、半日以内の短時間の観光を繰り返す立ち寄り観光客が圧倒的に多いこと等がある。

観光アンケート調査における観光客の観光時間を見ると、半日以上滞在する観光客は、平成 21 年度の 53.4%から平成 25 年度の 55.4%と 2.0%増加している。観光時間は伸びてきているものの観光時間半日以上観光客割合の増加傾向は鈍化している。

観光アンケート調査の立ち寄り観光施設調べによると、観光客に最も人気がある施設等は、蔵造りの町並み、時の鐘、菓子屋横丁であり、次に人気があるのは喜多院、川越城本丸御殿となっている。平成 25 年度調査によると、観光客は、一人あたり平均 4.27 か所の施設等を訪れていることから、蔵造りの町並み、時の鐘、菓子屋横丁の 3 か所に喜多院あるいは川越城本丸御殿と、川越まつり会館等周辺にある施設を訪れている観光客が多いと考えられる。

また、平成 25 年度観光アンケート調査によると、本市へ来訪する際の交通手段では、63.5%の観光客は自家用車以外の交通手段で来訪している。また、市内交通費にどれくらいお金を使うかの質問では、76.7%が 0 円と回答しており、市内観光においては徒歩・自転車による移動が大半であると言える。



③ 数値目標の考え方

基本計画において、川越城富士見櫓跡、旧鶴川座、旧川越織物市場といった新たな観光施設等の整備のほか、観光振興計画を推進する。

これらの観光施設に繋がる道路の整備事業として、本川越駅と喜多院を結ぶ都市計画道路本川越駅前通線、南部地域と北部地域を繋ぐ連雀町新富町線、結節地域にある都市計画道路立門前線等の整備に取組み、また、中央通り地区整備事業による道路拡幅整備と沿道街並み整備といった道路整備に合わせたまちなみ整備に取り組む。さらに川越市自転車シェアリングを推進することで交通円滑化を図り、観光客の回遊しやすい環境を整えることとする。

また、まちゼミや川越観光ツアーの企画・実施等により、川越の魅力を発信・伝達することで集客を図る。

以上の事業推進により、中心市街地を次のとおり地域ごとの特色によって、北部地域、南部地域、結節地域の 3 域に分けて考えることとする。

北部地域は、各種観光施設や、それを生かしたイベント等により、観光客を誘客することとし、来訪した観光客が他の地域へ足を運びやすくするための施策を実施する。

南部地域は、鉄道3線が乗入れるほか、高速バスや路線バスの発着点であることから、川越の玄関口としてふさわしい基盤整備を行い、観光客の来訪を推進する。

結節地域は、北部地域と南部地域の間地点にある旧川越織物市場や旧鶴川座の整備や、前計画で整備した川越市産業観光館（小江戸蔵里）の利用促進のほか、ニーズに合わせた適切な情報の発信により、住民及び観光客の誘致を図り、南部地域と北部地域の結節を強化する。

それぞれの地域の魅力を高めることで、回遊性の向上を図り、立ち寄り観光地点数の増加を推進することとする。

計画期間内の目標としては、旧川越織物市場と旧鶴川座が、集客施設としてオープンすることによるエリア外の観光施設への波及効果を見込み、目標を設定する。なお、検証にあたっては、平成25年度観光アンケート（総数6,370人）を基準とする。

ア) 旧鶴川座、旧川越織物市場の整備による増加見込み

観光アンケートによると、観光客のほとんどは、蔵造りの町並み、時の鐘、菓子屋横丁の3か所を訪れるほか、約55%の観光客が喜多院を訪れている。また、蔵造りの町並み周辺と他の地域の間移動の際には、多くが中央通り、あるいは大正浪漫夢通りを通過することが想定される。このうち約7割の観光客が観光スポット間の移動を徒歩あるいは自転車で行っていることから、旧鶴川座、あるいは旧川越織物市場へ立ち寄る観光客の増加を見込む。なお、前計画で整備を行った小江戸蔵里前の歩行者・自転車通行量が整備前後で58%増加していることから、想定増加率を同程度と見込む。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・7- 1 旧鶴川座再生・利活用事業
- ・7- 6 旧川越織物市場保存整備事業

【取組による増加分】

< 駅方面から蔵造りの町並み方面への移動 >

総数 6,370 人 × 鉄道利用者 54% × 蔵造りの町並みを訪れる観光客割合 95% × 徒歩あるいは自転車利用者 76% × 旧鶴川座、旧川越織物市場を訪れる想定観光客割合 58% = 1,440 人 (A)

< 蔵造りの町並み方面から駅方面への移動 >

総数 6,370 人 × 路線バス・タクシー、観光バス利用者 6% × 駅方面を訪れる観光客割合 58% × 徒歩あるいは自転車利用者 76% × 旧鶴川座、旧川越織物市場を訪れる想定観光客割合 58% = 97 人 (B)

(A) + (B) = 1,537 人

イ) 川越市産業観光館（小江戸蔵里）の利用推進による増加見込み

川越市産業観光館（小江戸蔵里）は平成 22 年 10 月にオープンし、平成 25 年度で 3 周年を迎え、観光アンケートによると、総数の約 2.9%の観光客が訪れている。今後も年間 1.0%程度の増加を見込む。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・ 4-22 連雀町新富町線道路整備事業
- ・ 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業

【取組による増加分】

$$\text{総数 } 6,370 \text{ 人} \times \text{平成 31 年度の想定立ち寄り割合 } 6\% = \boxed{382 \text{ 人}}$$

ウ) 蓮馨寺周辺活性化の取組による増加見込み

蓮馨寺周辺では、吞龍デーという縁日が毎月 8 日に開催されてきた経緯がある。平成 26 年度からは、境内での縁日だけでなく、周辺商店街でも、吞龍デーに合わせて吞マルシェというイベントを開催しており、旧鶴川座、旧川越織物市場の整備効果と合わせ、観光客の増加を見込む。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・ 4- 8 歴史的地区環境整備街路（立門前線）
- ・ 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討

【取組による増加分】

$$\cdot \text{ア) より } 1,537 \text{ 人} \times \text{観光客が蓮馨寺に立ち寄る割合 } 2.5\% = \boxed{38 \text{ 人}}$$

《合計》

$$\cdot (\text{平成 25 年度観光客の施設立ち寄り人数 } 27,204 \text{ 人} + \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} = 29,161 \text{ 人}) \div \text{観光アンケート回答数 } 6,370 \text{ 人} = 4.57$$

以上、ア) からウ) により、観光客の立ち寄り観光地点数について、平成 31 年度目標値 4.50 か所に対し、4.57 か所となり数値目標が達成できる。

④ フォローアップの考え方

計画期間中において、施設整備事業、観光振興計画事業等の進捗状況を把握しながら、観光アンケート調査から観光客の立ち寄り地点数が増加しているか検証し、状況に応じて各事業促進の改善措置を講じるものとする。

また、目標年度である平成 31 年度において、観光アンケート調査により目標値の達成状況を検証し、事業実施の効果を確認する。

(3) 「空き店舗数」の数値目標

① 数値目標

中心市街地の空き店舗数について、平成 19 年 5 月調査と平成 24 年 12 月調査を

比較すると、全体では4店舗（5.7％）の増加となった。

空き店舗については、経営面での課題のほか、後継者不足や居住上の問題等様々な課題がある。これらについては、商店主、商店街、商工会議所等と連携しつつ、チャレンジショップや人材育成、起業支援等の取組を行い、空き店舗に店舗を出したいと思わせるようなまちづくりを推進する。

空き店舗の目標については、平成19年5月の現況値を回復し、更なる改善を見込み目標値とする。

空き店舗数	平成24年度現況値	平成31年度目標値
	74店舗	64店舗

② 空き店舗数の状況

中心市街地全体としては、平成19年5月調査時点で70店舗だったものが、平成24年12月時点で74店舗と、4店舗増加している。これを商店街ごとに見ていくと、元町1丁目商和会が同5店舗から12店舗で7店舗増と、最も増加しているほか、中心市街地平均の3.5店舗を2倍以上上回る商店街が、川越駅東口商店会（9店舗）、川越名店街（7店舗）、立門前商栄会（7店舗）の3商店街が挙げられる。また、平均を上回った商店街は21商店街中8商店街となっている。

③ 数値目標の考え方

商店街の連続性の向上、新たな業務・商業の集積、多様なサービスの提供等に寄与する事業を実施することにより、数値目標を達成するものとする。

ア) 旧川越織物市場整備による増加見込み

結節地域において平成31年度に整備予定の旧川越織物市場には、交流機能と文化創造インキュベーション機能が導入される予定であり、入居者が一定期間経過後に市内の空き店舗に入居し、独立することを想定している。

交流機能により、入居中に独立後の計画を検討しやすく、空き店舗所有者等とのマッチングもしやすくなる。

なお、入居年数を1年とし、前計画で実施したチャレンジショップ事業の実績から入居者の3分の1程度が新規に出店するものとする。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・7-6 旧川越織物市場保存整備事業

【取組による増加分】

$$\cdot \text{入居者} 8 \text{人/年} \times \text{卒業後の新規出店割合} 1/3 \times 5 \text{年} = \boxed{13 \text{店舗}}$$

イ) 空き店舗対策事業

前計画でも実施したチャレンジショップ事業等による起業支援により空き店舗等への新規出店が見込まれる。

空き店舗対策については、前計画期間中ではチャレンジショップ事業の効果として3店舗が入居し、うち1店舗が中心市街地内で開業していることから、本計

画期間においても同数程度の新規出店を見込む。

【当該事業に関連して実施する事業】

- ・7- 2 チャレンジショップ事業
- ・7-11 空き店舗情報登録制度
- ・7-12 空き店舗対策事業
- ・7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
- ・7-14 テナントミックス事業
- ・7-15 経営力向上・創業等支援
- ・7-16 若手人材育成事業

【取組による増加分】

$$\begin{aligned} &\cdot \text{チャレンジショップ店舗卒業後の新規出店見込み 1 店舗/年} \times 5 \text{ 年} = \\ &\quad \boxed{5 \text{ 店舗}} \end{aligned}$$

ウ) トrendによる空き店舗の増加分

上記事業の効果の一方で、これまでの推移にあるように、今後も空き店舗が増加することが想定される。また、上記事業により新規に出店した事業者において、起業後の廃業が想定される。これらの想定を空き店舗の増加要因として見込む。

- ・平成 19 年度から平成 24 年度までの 5 年間の空き店舗増加率 5.7% $\times$ 平成 24 年度空き店舗数 74 店舗 = $\boxed{4 \text{ 店舗}}$
- ・上記事業による開業数 18 店舗 $\times$ 開業 1 年後の企業の廃業率 27.2% (中小企業白書 (平成 18 年)) = $\boxed{4 \text{ 店舗}}$

《合計》

$$\cdot \text{平成 24 年空き店舗数 74 店舗} - \text{ア} - \text{イ} + \text{ウ} = 64 \text{ 店舗}$$

以上、ア) からウ) により、空き店舗数について、平成 31 年度目標値 64 店舗に対し、64 店舗となり数値目標が達成できる。

④ フォローアップの考え方

毎年度中心市街地の空き店舗数の調査の実施により、目標値の達成状況を把握し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じるものとする。

また、目標年度である平成 31 年度において、目標値の達成状況を検証し、事業実施の効果を確認する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

本市は、古来より城下町として栄えるとともに江戸との物資の集散地として繁栄し、今においても中心市街地の北部地域周辺には蔵造りの町並みが残る重要伝統的建造物群保存地区や喜多院、氷川神社等の寺社及び川越城跡など歴史的、文化的資源が多く残っており、観光資源ともなっているが、有効的に活用されていないものもある。これらの歴史的、文化的資源、観光資源に対して文化財指定制度、文化財登録制度、景観重要建造物、都市景観重要建築物制度等の様々な制度を広く周知し、積極的な保存活用を促していく必要がある。

また、これらの観光資源をまちの活性化に有効に活用するためのPR活動を行ってきたが、より多くの来訪者、再訪者を増やすため、中心市街地全体の回遊性の向上及び中心市街地の交通渋滞の解消や歩行者の歩きやすさの向上を図るため、道路等の公共施設整備改善の必要がある。

また、中心市街地内の都市的な魅力や生活利便性の向上を図る道路ネットワークの早期構築の必要性もある。

このような中で中心市街地全体を見ると、土地区画整理事業、市街地再開発事業の完了面積の割合が8.0%と低い状況にある。道路について、市内全体の都市計画道路の整備率は、前計画時に比べ7.5ポイント上昇して44.0%となった。中心市街地の整備率は、重要伝統的建造物群保存地区の歴みち路線の整備や三田城下橋線、川越駅南大塚線の整備によって33.2%と8.1ポイント上昇したが、市内全体の整備率に比べれば依然として低いことから更なる整備推進が必要である。

街の空間的な魅力向上について、蔵造りの町並みとして観光の拠点となっている重要伝統的建造物群保存地区と交通拠点の1つである本川越駅を連絡する中央通りにおいて、駅側区間については沿道街区土地区画整理事業の推進により都市的な整備を行うと共に、蓮馨寺周辺区間については、昭和の面影を残す建築物を新たに景観資源として位置付け、北部地域から南部地域にかけて明治、大正、昭和、平成と各時代のにぎわいの連続を演出することで町並みに留意した整備を行う必要がある。

また、川越城富士見櫓跡を復元整備し、美術館・博物館・本丸御殿等を併せた初雁公園周辺区域を一体的に整備すること等によって、エリアの広がり、つながりを創出する。

本川越駅と川越市駅における利便性の向上を図るため、本川越駅西側の整備により、川越市駅との乗換え時間の短縮を図り利便性と交通安全性の向上を図る必要がある。

川越駅西口周辺は、前計画で駅前広場や西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備を実施し、本市の新たな玄関口として再整備されたが、更なる魅力向上を図るため、公共用地の有効活用や基盤整備を推進する必要がある。

川越駅東口については、平成2年に整備されたペデストリアンデッキの耐震化や経年劣化したエレベーターの改修を行い更なる利便性や安全性の向上を図る必要がある。

本川越駅付近から川越駅東口にかけては、本市で最も近代的な商店が密集しているクレアモールが存在しているが、川越駅西口は、現状では、川越駅東口に比べ商業、業務機能

の集積が少ないことから、都市計画マスタープランに位置づけられた県南西部地域の中核拠点地区の形成に向けて、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の運営のほか、大規模公有地の活用、都市計画道路等都市基盤の整備を推進し、さらなる商業、業務機能の集積を図っていく。

そのほか、災害時における避難場所としての活用により防災機能を向上し市民生活の安全を図るだけでなく、まちの回遊時の休憩場所として、街区公園等の整備も必要である。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-26 市道 0009 号線 ●事業内容 ・道路整備 延長 250m 幅員 11m ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 1526 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	
●事業名 4-27 市道 1526 号線	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交	●支援措置の内容	

●事業内容 ・道路整備 延長 150m 幅員 12m ●実施時期 平成 29 年度～33 年度		通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 0009 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	
●事業名 4-28 川越駅西口歩行者用デッキ ●事業内容 ・歩行者用デッキ 延長 96m 幅員 7m ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口市有地利活用において整備する新たな拠点へのメインアクセスルートとなるものである。 ・新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地への安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	
●事業名 4-29 川越駅西口歩行者用デッキシェルター ●事業内容 ・整備面積 684 m² ●実施時期 平成 29 年度～31 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口歩行者用デッキ等に設置するシェルターであり、新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地へのメインアクセスルートにおいて、安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区））	

年度		与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●実施時期 平成 29 年度 ～31 年度	
●事業名 4-30 川越駅東口駅前広場（市道 0007 号線） ●事業内容 ・駅前広場ロータリー一部の整備 整備面積 6,000 m² ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・川越駅東口第一種市街地開発事業として平成 2 年に完成してから 23 年の月日が過ぎ、その間、川越駅東口は「川越市の玄関口」として多くの人々が利用する駅となった。しかし、歩道幅や車道部の段差等が現在のバリアフリー基準を満たさないため、改修が必要である。 ・交通広場の改修を行うことにより、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	
●事業名 4-31 川越駅東口駅前広場サイン ●事業内容 ・案内情報板の設置 地上部 8 基 デッキ部 15 基 ●実施時期 平成 31 年度～32 年度	・川越市	・川越駅東口は、「川越市の玄関口」として多くの人々が利用する駅であり、海外からの観光客が多く到着するターミナルであることから、これらの利用者に対するサイン整備が必要である。 ・サインの再配置や多言語対応等を行うことにより、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 31 年度～32 年度	
●事業名 4-32 川越駅東口歩行者用デッキ床タイル ●事業内容 ・デッキ部床タイル敷設替 整備面積 1,500 m²	・川越市	・川越駅東口第一種市街地開発事業として平成 2 年に完成してから 23 年の月日が過ぎ、その間、ペDESTリアンデッキ床面の経年劣化や破損が進んでいるほか、転倒事故を予防することを含め、バリアフリー基準に適合した床面に改修することが必要である。 ・歩行者支援施設の整備と併せ、基本方針である「魅力あるまちなみづ	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区））	

●実施時期 平成 30 年度～32 年度		くり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●実施時期 平成 30 年度～32 年度	
●事業名 4-33 川越駅東口歩行者用デッキ歩行支援施設 ●事業内容 ・駅前広場デッキ部の整備 整備面積 1,500 m² ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	・川越市	・川越駅東口第一種市街地開発事業として平成2年に完成してから23年の月日が過ぎ、その間、ペデストリアンデッキ施設の経年劣化が進み、耐震性の検討も必要である。 ・また、デッキ上に歩行者シェルターを設置し、歩行者動線を整備することで、安全性と利便性の向上を図る必要がある。 ・デッキ床面の整備と併せ、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	
●事業名 4-34 川越駅東口駅前広場公衆便所 ●事業内容 ・公衆便所 1 棟 面積 51 m² ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	・川越市	・公共交通利用者の多い川越駅東口に24時間利用可能なトイレを設置することにより、利便性の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	
●事業名 4-35 川越駅東口駅前広場エスカレーター ●事業内容 ・エスカレーター 2 基 ●実施時期 平成 31 年度	・川越市	・東口デッキ上にアクセスするには、階段を利用するか近接の商業施設のエスカレーター等を利用しなければならないため、新たにエスカレーターを設置し、デッキ上へのアクセスをよくすることにより、利便性の向上を図る必要がある。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区））	

			●実施時期 平成 31 年度	
●事業名 4-36 川越駅西口歩行者用デッキエスカレーター ●事業内容 ・エスカレーター 1 基 ●実施時期 平成 31 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口市有地利活用において整備する新たな拠点へのメインアクセスルートとなるものである。 ・新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地への安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 31 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-1 本川越駅西口開設工事 ●事業内容 ・本川越駅西口開設 ・駅舎改造工事 ●実施時期 平成 17 年度～27 年度	・川越市	・本川越駅には、西側に出入口が無いため、川越市駅との間を 1 日約 9,000 人にもおよぶ乗換え利用者や近隣住民が大きく迂回している。 ・西武鉄道と協議し、本川越駅駅舎の一部を改造し、西口の開設を行う。併せて（仮称）本川越西口駅前通り線の整備を行うことにより、駅へのアクセス性が向上するとともに本川越駅と川越市駅間の乗換えに要する歩行距離が約 820m から約 400m に、また、所要時間が 11 分から 5 分とそれぞれ約半分に短縮され、周辺住民や両駅間利用者の利便性、安全性が向上する。 ・当事業により、本川越駅の東西地区及び改札が 1 階の平面でつながり、駅の交通結節機能の強化、周辺の拠点性の向上、にぎわいの創出を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与す	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（道路事業） ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心市街地地区）） ●実施時期 平成 27 年度 平成 26 年度	

		る中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-2 市道 1311 号線ほか（(仮称) 本川越西口駅前通り線） ●事業内容 ・本川越駅西口駅前広場の新設 敷地面積 2,000 m² ・連絡道路の新設 延長 120m 幅員 14m ●実施時期 平成 17 年度～27 年度	・川越市	・本川越駅には、西側に出入口が無い ため、川越市駅との間を 1 日約 9,000 人にもおよぶ乗換え利用者や近隣住 民が大きく迂回している。 ・本川越駅の西口開設と併せて駅前広 場及び連絡道路の整備を行うことに より、同駅へのアクセス性が向上する とともに本川越駅と川越市駅間の乗 換えに要する歩行距離が約 820m から 約 400m に、また、所要時間が 11 分から 5 分とそれぞれ約半分に短縮 され、周辺住民や両駅間利用者の利便 性、安全性が向上する。 ・都市基盤整備が進むことにより、周 辺の土地利用の増進やにぎわいの創 出を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみ づくり」、「にぎわいの創出」に寄与 する中心市街地の活性化に必要な事業 である。	●支援措置 の内容 ・社会資本 整備総合交 付金（道路 事業） ・社会資本 整備総合交 付金（都市 再生整備計 画事業（川 越市中心市 街地地区）） ●実施時期 平成 27 年度 平成 22 年度 ～26 年度	
●事業名 4-4 都市計画道路 市内循環線（脇田町） ●事業内容 道路整備、電線類 地中化 延長 306m 幅員 16m ●実施時期 平成 11 年度～30 年度	・川越市	・川越駅東口への交通アクセスの確保 のための街路整備。 ・交通渋滞の緩和や定期バス路線の定 時性の確保による利便性の向上を図 る。 ・電線類を地中化することによる景観 の向上、及び防災機能の向上も図れ る。 ・本事業により、公共交通機関を併用 した徒歩での回遊性の向上が期待で きることから、基本方針である「魅力 あるまちなみづくり」に寄与する中心 市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 の内容 ・防災・安全 交付金 （道路事業 （街路）） ・社会資本 整備総合交 付金（都市 再生整備計 画事業（川 越市中心市 街地地区）） ●実施時期 平成 27 年度 ～30 年度 平成 23 年度 ～24 年度	

●事業名 4-5 都市計画道路 市内循環線(宮下町) ●事業内容 ・道路整備 延長 400m 幅員 16m ●実施時期 平成 22 年度～	・川越市	・本路線は、中心市街地の北部地域に入る玄関口の1つとなる道路であり、交通渋滞を緩和する役割と、歴史的な町並み地区と観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭い箇所があり、歩道も未整備となっている。 ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・防災・安全 交付金 (道路事業 (街路)) ●実施時期 平成 28 年度～31 年度	
●事業名 4-6 都市計画道路 本川越駅前通線 ●事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m ●実施時期 平成 22 年度～30 年度	・川越市	・本路線は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、歩道も未整備となっている。 ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・防災・安全 交付金 (道路事業 (街路)) ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心市街地地区)) ●実施時期 平成 27 年度～29 年度 平成 22 年度～26 年度	
●事業名 4-8 歴史的地区環境整備街路(立門前線) ●事業内容 ・道路整備 (美装化) 延長 200m 幅員 6m	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みと調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	

●実施時期 平成 23 年度～		 【整備イメージ】	●実施時期 平成 29 年度 ～31 年度	
●事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線） ●事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長150m 幅員5m～6.9m ●実施時期 平成 23 年度～27 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みと調和のとれた景觀に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。  【整備イメージ】	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度	
●事業名 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 ●事業内容 ・景観重要建造物・都市景観重要建築物の外観保全に関する工事費の助成	・川越市	・景観重要建造物及び都市景観重要建築物は、伝統的建造物群保存地区以外の地域において指定される景観上重要な建造物で、エリア内に点在しており、新たな観光資源としても期待される。 ・積極的に外観整備を支援する事で、川越の歴史的町並みの保全形成に厚みを持たせる効果がある。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわ	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度	

●実施時期 平成 12 年度～		いの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣	・川越市	・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における都市景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度	
●事業名 4-12 新築修景補助事業	・川越市	・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度	
●事業名 4-16 川越駅西口周辺地区整備	・川越市	・川越駅西口周辺部は、埼玉県南西部地域の拠点都市として、商業、業務機能集積地区に位置付けられている。 ・過去の土地地区画整理事業において、第 1 工区、第 2 工区の整備が完了し、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備が平成 27 年に完了する。 ・当地区の骨格道路である都市計画道路川越所沢線については、都市計画道	●支援措置の内容 ・防災・安全交付金（道路事業） ●実施時期	

号の検討・整備 ●実施時期 平成 19 年度～		路中央通り線と併せて、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）や今後利活用が見込まれる川越駅西口市有地への交通需要対応及び交通円滑化のため整備の必要性が高い。また、新宿町 3 丁目交差点等の交通渋滞解消、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	平成 28 年度～31 年度	
●事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備事業 ●事業内容 ・道路整備（路面美装化）、の事業化に向けた検討・合意形成 延長 350m 幅員 5.8～7.6m ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・クレアモールの川越駅東口から本川越駅前通線までの間は、電線地中化及びショッピング・モール化が図られ、快適な買物空間となっている。 ・一方、この通りの本川越駅前通線以北の連雀町新富町線は、未整備区間となっていることから、町並みや商店街が分断され、まちのにぎわいと集客力に欠けている。 ・このため、連雀町新富町線の路面の美装化などを図り、快適で魅力的な歩行空間を形成する必要がある。 ・また、この通りに立地する鏡山酒造跡地に整備した川越市産業観光館（小江戸蔵里）と併せて、一体的なまちづくりを行うことにより、まちのにぎわいと活力の創出を図る。 ・更に、モール化された大正浪漫夢通り線とのアクセスが確保され、川越駅東口から歴史的町並み地区まで歩行者ネットワークが形成されることにより、まちの回遊性が高まる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 ●事業内容 ・伝統的建造物等家屋整備 ・伝統的建造物保存対策調査 ・伝統的建造物群保存地区防災計画策定事業 ●実施時期 平成 12 年度～	・川越市	・伝統的建造物群保存地区の保存整備を図るため、伝統的建造物の保存修理に対してその費用を助成する。 ・また、特定された伝統的建造物及び特定候補物件に対して、個別調査を実施し、具体的な修理方法を検討する。 ・地域コミュニティの強化や地区内伝統的建造物の耐震対策などを推進するため、平成 13 年度に策定した防災計画を平成 28 年度に見直し、さらに周知を図る。 ・本事業により、伝統的建造物群保存地区の保存整備と町並みの連続性や魅力が向上することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業） ●実施時期 平成 12 年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-13 中央通り地区整備事業 ●事業内容 ・中央通り沿道街区土地区画整理事業 整備面積 1.5ha	・川越市 ・埼玉県	・本川越駅から都市計画道路 3・4・3 中央通り線（県道本川越駅停車場線）を通じて、川越市の観光の拠点である蔵造りの町並みの残る一番街につながる結節地域である「中央通り地区」の整備を進める。 ・沿道街区土地区画整理事業と連携した街路築造工事により、都市計画道路である県道の拡幅整備と沿道の街並み整備を同時に行い、沿道商店		

・都市計画道路「3・4・3 中央通り線」街路事業 延長 300m 幅員 20m ・連雀町交差点整備事業 延長 60m 幅員 20m ●実施時期 平成 19 年度～32 年度		街の活性化、土地利用の増進、慢性的な交通渋滞の緩和、歩行者の安全性の向上及び祭事におけるオープンスペースの確保等を図る。 ・本事業により、中心市街地の町並みの連続性が向上し、歩行環境も改善することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-14 三駅周辺地区整備 ●事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関とのまちづくり協議 ・中央通り線（川越駅南大塚線～市内循環線）の整備に向けた地元・関係機関との調整及び整備方針の検討 ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等の来街者の玄関口として多くの人に利用されており、交通結節点の機能を持っている。 ・周辺地区の都市基盤整備は三駅間の連携を考慮しながら一体的に推進し、駅機能、交通結節点の強化並びに交通円滑化を図り、都市的な魅力と利便性の向上を図る必要がある。 ・本川越駅西口の開設整備に合わせて、周辺地区のまちづくりについて地区住民、関係機関と協議検討を行う必要がある。 ・川越市駅周辺は、駅東口の駅前広場や都市計画道路市内循環線等の基盤整備が未整備であることや、西口が開設されていないことなどから、交通アクセス機能が弱く、商業機能等の集積が十分に図られていない状況となっている。よって本川越駅西口開設後の川越市駅の利用者及び川越市駅から本川越駅西口間の沿道商店街へのまちづくり意識調査等を行		

		うなど、今後の川越市駅周辺整備の方向性を検討するための基礎的な調査を行う必要がある。 ・都市計画道路中央通り線については、都市計画道路川越所沢線と併せて、国道 16 号から川越駅西口・本川越駅を經由し、中心市街地北部地域に至る中心軸を成す重要な路線であるとともに、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化による賑わいの創出が期待される路線である。 ・現在、この西口区間については、事業化に向けた地元・関係機関とまちづくり協議を進め、整備方針の検討を行う必要がある。 ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用 ●事業内容 ・川越駅西口市有地の利活用による新たな拠点の整備 ●実施時期 平成 21 年度～	・川越市	・現在暫定的に利用している市有地（約 9,080 m²）について、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）や周辺のまちづくりと連携し、多様な機能（行政機能、民間機能、安全と潤いの機能、自転車駐車場、バス等発着機能）を有する新たな拠点を整備する必要がある。 ・本事業により、川越駅西口地区へ商業、業務、交通結節点機能等の集積が進むことから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討 ●事業内容 ・まちづくり協議	・川越市	・本区間については、地元商店会の活性化を検討する協議会の立上げを契機に議論が行われ、昭和 8 年整備開通した道路沿道に残る街並みを生かしたまちづくりの検討を行ってきた。 ・今後は、川越市地区街づくり推進		

・無電中化検討 ・歩道のバリアフリー化検討 ●実施時期 平成 27 年～31 年度		条例による地区街づくり協議会の登録を行い、市と協働した街並みに関するルールの方針を策定を目指す。 ・道路の景観形成及び歩きやすさの向上のため、中央通り沿道の無電柱化、歩道のバリアフリー化について、道路管理者（県）と協議を行い整備に向けた検討を行う必要がある。 ・本事業により、町並み整備だけでなく、中心市街地の南北地域の結節も強化されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-20 中央通りまちなみ整備 ●事業内容 ・中央通り沿道街区土地地区画整理事業と併せたまちづくりルールの方針の策定と町並み整備 ●実施時期 平成 21 年度～32 年度	・川越市	・良好な都市景観を形成するため、沿道街区土地地区画整理事業による中央通り地区の整備と併せてまちづくりのルールの方針を策定し、沿道の町並み整備を促進する。 ・また、商店街の活性化施策の導入を図り、衰退している商店街の活性化を促進する。 ・本事業により、町並み整備だけでなく、中心市街地の南北地域の結節も強化されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備） ●事業内容 ・市道 1320 号線の高質化整備 延長 210m 幅員 7.5m ●実施時期	・川越市	・市道 1320 号線は、川越市駅と本川越駅の間を結ぶ市道で、1 日約 9,000 人の乗換え利用者や近隣住民が利用しているが、幅員が狭く歩行者及び自転車と自動車が幅轆し、朝夕の通勤・通学時には危険な状況となっている。 ・川越市駅周辺地区整備やその他周辺都市計画道路等の整備進捗に合わせて、市道 1320 号線の高質化を進めることにより、周辺住民や両駅間利用者の利便性、安全性が向上する。		

平成 20 年度～		・また、本事業は、他事業等の整備進捗と合わせて一体的に行うことで周辺の土地利用の増進等が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-23 松江町交差点改良事業 ●事業内容 ・詳細設計 ・交差点暫定改良 ・延長 30m ●実施時期 平成 24 年度～	・川越市	・2つの都市計画道路が交差する当該交差点は東京川越線が未整備ということもあり、南北方向に交通渋滞を引き起こしている。 ・改良による交通渋滞の軽減により、北部地域における他の交通施策の検討及び実施に寄与する。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-24 街区公園等整備事業 ●事業内容 ・街区公園の整備 ◎設置場所 ・小仙波町2丁目 敷地面積 4,343 m² ●実施時期 平成 31 年度～32 年度	・川越市	・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。 ・誰でも同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備 ●事業内容 ・川越城富士見櫓復元 敷地面積 1,421 m²	・川越市	・川越城富士見櫓は、天守閣のない川越城において天守閣の代わりの代表的な櫓であった。 ・富士見櫓を県史跡である川越城跡のシンボルとして復元整備する。 ・本事業により、川越城跡に新たな観光資源を創出するとともに歴史教育の場として活用できることから、		

・ 史跡公園整備 敷地面積 857 m² ● 実施時期 平成 12 年度～		基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
---	--	---	--	--

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には、小中学校・高等学校が7校、市民会館・やまぶき会館のホール、民間の美術館、博物館、ミニギャラリーが点在している。川越駅東口には、図書館のほか本市の国際交流の拠点である国際交流センター、女性の相談に応じるカウンセリングルームなど女性活動支援のひろばが設置された複合施設「クラッセ川越」が立地している。

医療に関しては、4つの救急病院をはじめ100を越える個人医院・歯科医院をはじめとする医療機関が立地している。

また、子育ての情報交換や悩み事の問題解決をする場として、川越市子育て支援センター(西部地域振興ふれあい拠点(ウェスタ川越)内)1箇所、つどいの広場2箇所、わくわく広場(公共施設内への出張支援)1箇所を設置している。

中心市街地の人口構成については、市全体と比べ年少人口比が低く、また、老年人口比が高くなっており少子高齢化が進行している。

年少人口の減少率で見ると、市全体に比べ中心市街地の年少人口の減少率は低くなっている。これは、中心市街地における分譲マンションの建設が続いており、子育て世帯による購入が影響しているものと思われる。こうした分譲マンションを購入した世帯は、周りに親や友人など、子育てについて相談できる人がいないケースが多だけでなく、近所付き合いなど地域コミュニティが希薄となり、地域活動の停滞等が懸念されるところである。

このようなことから、中心市街地における子育ての支援が喫緊の課題となっているほか、地域住民をはじめとし来訪者等の多様なふれあいの場所・機会の提供により、新たなコミュニティの醸成を図っていく必要がある。

川越駅西口地区については、川越業務核都市基本構想における整備方針の中で、「導入すべき機能及びその配置方針」として、面整備による都市再生、空閑地の活用を通じて、特色ある学校教育施設やシルバーサービス拠点、地域住民の活動支援施設等の展開を図る。また、業務系機能として、県西部地域に立地する企業の中枢管理部門オフィス、県西部地域を対象とする支社・支店機能、SOHOや多様な人材を活用した職住近接型のオフィス、産業育成や産業情報発信・広域産学交流・異業種交流のための産業支援施設等の展開を図ることとされている。

なお、その中核的施設に位置付けられた西部地域振興ふれあい拠点(ウェスタ川越)については、県南西部地域の特色や資源を活かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するとともに、にぎわいの創出を図る複合拠点施設として、民間の参画を得て整備した。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 5-3 子育て安心施設整備事業 ●事業内容 ・子育て安心施設の整備 床面積 1,822.76 m² 導入機能 ①保育機能（送迎保育ステーションなど）、②子育て支援施設、③乳幼児相談、産前・産後相談の場、④健康教育・健康相談の場、⑤地域包括支援センター ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	・川越市	・これからのまちづくりに必要な都市機能の集約や、子育て世代の利便性を高めるため、駅周辺に子育て安心施設を設置する。 ・保育機能や相談機能とともに、子育て世代を中心に多世代が集う場の充実を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心三駅周辺地区)) ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 5-1 地域子育て支援拠点事業	・川越市	・子育て中の親の、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備を行うことによって、地域子育て支援の充実を図り少	●措置の内容 ・子ども・子育て支援交	

●事業内容 ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 ●実施時期 平成 19 年度～		子化傾向の改善につなげることができる。 ・中心市街地の区域においては、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）内の川越市子育て支援センターに広場を開設しているほか、公共施設内への出張支援を行ったり、民間事業者による新規子育て支援施設の設置を検討していく。 ・中心市街地にこのような施設を設置することにより、来街者が増え、にぎわいの創出につながることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。	付金（地域子育て支援拠点事業） ●実施時期 平成 27 年度～	
●事業名 5-3 子育て安心施設整備事業（再掲） ●事業内容 ・子育て安心施設の整備 床面積 1,822.76 m² 導入機能 ①保育機能（送迎保育ステーションなど）、②子育て支援施設、③乳幼児相談、産前・産後相談の場、④健康教育・健康相談の場、⑤地域包括支援センター ●実施時期 平成 30 年度～令和 3 年度	・川越市	・これからのまちづくりに必要な都市機能の集約や、子育て世代の利便性を高めるため、駅周辺に子育て安心施設を設置する。 ・保育機能や相談機能とともに、子育て世代を中心に多世代が集う場の充実を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・次世代育成支援対策交付金 ●実施時期 令和元年度～2 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必 要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 5-2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業 ●事業内容 ・川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の管理・運営。 ●実施時期 平成 26 年度～	・川越市	・西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）は、川越駅西口において川越市、埼玉県、民間事業者が共同で整備する複合拠点施設で、地域の産業支援、地域住民の活動・交流の促進、にぎわいの創出を図ることなどを目的としている。 ・公共施設の管理運営は指定管理者（民間事業者）が一元的に行い、民間施設も含めた相互の連携により相乗効果を発揮し、地域のにぎわいや活力の創出を目指す。 ・市が整備する文化芸術振興・市民活動拠点施設は、市民や近隣市町住民の芸術文化活動の拠点として、良質な鑑賞機会や発表の場を提供する文化芸術振興施設、市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習の場と機会を提供する市民活動・生涯学習施設、男女共同参画に関する各種講座や相談業務等を実施する男女共同参画推進施設により構成される。 ・本事業により、この地域のにぎわいが創出され、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

本市では、近年の地価下落にともない、中心市街地の川越駅及び本川越駅を中心として民間の分譲マンションの建設が続いていること等から、人口・世帯数は増加傾向で推移している。平成26年における中心市街地の人口を見ると、平成21年に比して4.5%の増加であり、世帯数は9.7%の増加である。ただし、人口については、5つの地区のうち川越市駅周辺地区及び歴史的町並み地区は、反対にそれぞれ▲1.1%、▲4.3%の減少となっている。これらの地区は、公共交通機関の利便性の低さや、駅からの距離といった住環境等に理由があると考えられる。

また、マンションなど高層建築物が集中しているところ以外は、ほとんどが2階建以下の建築物であり、木造建築物が多い現状にある。

さらに、第三次川越市総合計画策定時の本市全体の人口見込では、平成27年以降の人口の減少傾向も見込まれている。

これらのことから、中心市街地の街なか居住については、マンション建設だけに依存するのではなく、現在の居住者が、引き続き住み慣れた場所に居住できるような環境整備も必要である。

また、居住環境の整備にあたっては、魅力向上の観点からも町並みへの配慮も必要である。商店街の一角にマンションが建設される例もあるが、居住者の利便は良いが、商店街の分断要因ともなるため、低層階に商業施設等を入居させることで、居住環境と商店街の魅力を両立するような取組が必要である。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必 要性	支援措置の 内容及び実	その他 の事項
------------------	------	-----------------------	----------------	------------

			施時期	
●事業名 6-1 建築物耐震化促進事業 ●事業内容 ・既存木造住宅の無料簡易耐震診断 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断費用の一部助成 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物の耐震改修費用の一部助成 ●実施時期 平成 20 年度～	・川越市	・中心市街地の区域には旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）の建築物が密集する区域があり、地震時には倒壊の危険性があり、応急活動や避難活動を困難にする危険性が高いと考えられる。 ・そのため、建築物所有者等が主体的に建築物の耐震化に取り組めるよう、無料の簡易耐震診断の実施、又は、専門家による耐震診断に対する費用の一部助成により支援していく。 ・本事業は、住み慣れた地域に安心して住み続けることに資するものであり、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・防災・安全交付金（住宅環境整備事業） ●実施時期 平成 23 年度～32 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 6-2 住環境改善事業 ●事業内容 ・高齢者の居宅改善・整備等のための支援 ・居宅改善費用への助成 ・高齢者住宅整備資金の貸付	・川越市	・中心市街地においても、居住者の高齢化が進んでいる。 ・今後増加が見込まれる高齢者についても、介護予防を兼ねて自力で、出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できることを目的として実施している。 ・高齢者が居宅の改善を必要としている場合に、一定の要件のもと、その費用の一部助成、又は、高齢者が子供達と共に住める住環境の整備等のための資金を貸付して支援してい	●支援措置の内容 ・在宅高齢者居宅改善費助成事業（要介護認定を受けた者に該当していない方のみ） ●実施時期 【居宅】	

●実施時期 【居宅】 平成 6 年度～ 【貸付】 昭和 52 年度～		く。 ・本事業により、街なか居住の促進に資するとともに、多様な世代の交流も期待できることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	平成 6 年度～ 【貸付】 昭和 52 年度～	
●事業名 6-3 住宅改修支援事業 ●事業内容 ・住宅改修費用の一部助成 ●実施時期 平成 12 年度～	・川越市	・街なか居住推進のためには、マンション建設だけに依存するのではなく、現在居住している人が継続して住み続けるための取組が必要である。 ・そのため、現在居住している住宅を改修する場合に、一定の要件のもと、その費用の一部を助成する。 ・また、要件の 1 つとして、改修工事の施工者を市内業者に限定することで、市内経済の活性化にも資する。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・川越市住宅改修補助金 ●実施時期 平成 12 年度～	
●事業名 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発 ●事業内容 ・商店街に面した高層共同住宅を新築する場合に、低層階に店舗の入居を促進させ、商店街の連続性を保つ ●実施時期 平成 20 年度～	・川越市 ・商店街	・中心市街地の区域内のマンション建設はコンスタントに行われてきており、人口は増加傾向で推移している。その中で、近年、商店街の店舗跡地に大規模な高層住宅が建築されるケースが増加しており、商店街のまちなみやにぎわいが分断され、良好な都市環境が失われつつある。 ・商店街に面する低層階に商業店舗が入居することで、魅力ある商業環境と住環境が調和したまちなみを形成し、街なか居住推進と商業環境向上の両立を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

平成 21 年度から平成 26 年度にかけて本市に出店した 1,000 m²を超える大規模小売店舗の数と店舗面積については、8 店舗 36,095 m²となっており、中心市街地での出店はなく、すべてそれ以外での出店であった。また、川越市と隣接している狭山市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、川島町の 6 市町に平成 21 年度以降に出店された 1,000 m²を超える大規模小売店舗は 9 店舗であり、1 万 m²を超える店舗の出店は存在しなかった。

また、中心市街地と川越市全体の平成 9 年度における小売業の年間販売額は、それぞれ 1,319 億 8 千万円、3,551 億 6 千 7 百万円、平成 19 年度では 1,009 億 6 千 4 百万円、3,103 億 4 千 8 百万円となっており、川越市全体の 12.6%の減少に比べると、中心市街地では 23.5%の減少となっており著しく減少している。

さらに、中心市街地と川越市全体の平成 9 年度の小売業に係る売場面積は、118,039 m²、268,839 m²、平成 19 年度では、112,296 m²、309,076 m²となっており、川越市全体では 14.9%増加している一方で中心市街地では 4.8%の減少となっている。

歩行者・自転車通行量をみても、商業の中心地域であるクレアモールを中心に休日の通行量が減少していることから、大規模小売店舗が郊外や近隣市町に出店したことに伴い、中心市街地から郊外へ人が流れてしまっている。

基本的方針である「にぎわいの創出」を実現するためには、多様化する消費者ニーズ、少子高齢化といった大きな時代の変化を的確に捉え、各個店や商店街が中心市街地の大規模小売店舗との共存共栄を図りつつ、一方で独自に経営努力をし、アイディアを出して大規模小売店舗にはできないサービスを創出していくことや、新規創業者等への支援措置、空き店舗対策事業、にぎわいを創出するための拠点施設の整備などが必要不可欠である。また、そのためには官民一体となった取組が必要である。

本市の商業の中心は川越駅から本川越駅周辺の中心市街地の南部地域であり、また、北部地域については、蔵造りの町並みや菓子屋横丁など観光資源に恵まれ、多くの観光客が訪れている地域となっている。中心市街地の独自の魅力を高めていくため、その結節地域に位置する物資の集散地川越を今に伝える「旧川越織物市場」や、大衆娯楽など門前のにぎわいの様子を今に伝える「旧鶴川座」等の既存ストックの総合的な再生・利活用を図り、新たな価値を生み出し発信することで、にぎわいを復活させ、さらにイベント等の独自の取組を推進することで、また、南北の結節ルートとなる中央通りや連雀町新富町線の空間整備等をしていくことで、中心市街地の歩きながらの連続性を高め、商業と観光の連携によるまち歩きの楽しさを演出していくことが必要である。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座再生・利活用事業 ●事業内容 ・賑わい創出の拠点となる商業施設整備 ・導入機能 交流機能 ●実施時期 平成 28 年度～	・TKM 株式会社 (民間事業者・地元商店会)	・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちなのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。 ・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界隈の商店街の空洞化の象徴となっている。 ・このため、来街者が滞在できる空間を備え、かつ地域との交流機能を有する「まちなのにぎわい拠点」としての機能を継承した商業施設を整備し、この界隈ににぎわいと活力を創出する象徴として再生させる必要がある。 ・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・本事業により、この界隈の個店との連動性が高まり、まち歩きの楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ●実施時期 平成 31 年度	①地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事業 ②特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 ・実施時期 ①②平成 31 年度



(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座再生・利活用事業（再掲） ●事業内容 ・賑わい創出の拠点となる商業施設整備 ・導入機能 交流機能 ●実施時期 平成 28 年度～	・TKM 株式会社（民間事業者・地元商店会）	・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。 ・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界隈の商店街の空洞化の象徴となっている。 ・このため、来街者が滞在できる空間を備え、かつ地域との交流機能を有する「まちのにぎわい拠点」としての機能を継承した商業施設を整備し、この界隈ににぎわいと活力を創出する象徴として再生させる必要がある。 ・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・本事業により、この界隈の個店との連動性が高まり、まち歩きの楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ①地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事業 ②特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 ●実施時期 ①②平成 31 年度	・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ・実施時期 平成 31 年度



●事業名 7-2 チャレンジショップ事業 ●事業内容 ・空き店舗等の借り上げにより、新規起業家の立ち上げを支援、経営指導の実施、中心市街地エリアでの開業支援 ●実施時期 平成 25 年度～	・(株)まちづくり川越	・前計画に位置付けていた「チャレンジショップ事業」は2年間で3組が卒業し、1名（1組）が市内で開業しており、空き店舗対策及び商業創業者支援に一定の成果を挙げており、引き続き事業を継続する。 ・本事業は、中心市街地商店街の空き店舗を借り上げて、チャレンジショップとして出店を希望する新規開業者等に対し貸し出し、経営指導等を行い、独立開業を支援していくものである。 ・旧TMOの結果からは、空き地・空き店舗の発生要因の分析等から、それらの貸手・借手をそれぞれ支援する機能、商店街やまち全体からの出店企画する機能が求められている。 ・そのため、空き地・空き店舗活用支援事業との情報連携やテナントミックスの考え方も加味し、卒業生の中心市街地エリアでの開業も併せて支援する。 ・本事業は、商業の担い手の育成と空き店舗解消、ひいては商店街の活性化に資する事業であることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月	区域内
●事業名 7-3 小江戸川越春まつり ●事業内容 ・毎年3月下旬から5月上旬にかけて、オープニングイベント、縁日大会、謎解きゲーム等様々なイベント	・小江戸川越観光事業実行委員会 ・(公社)小江戸川越観光協会	・昭和40年から実施されてきたさくら祭りが平成2年に小江戸川越春まつりとなった。 ・蔵造りの町並みにおいて、春まつり開催式典のほか、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武やマーチングバンドパレードなどのオープニングイベントが行われる。また、蓮馨寺、熊野神社の境内において、まつり囃子やステージイベントが楽しめる縁日大会、市内各所を巡って数々の謎を解いていく謎解きゲーム、蓮馨寺での民謡大会のほか、	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成 30 年 5 月～令和 2 年 3 月	区域内

の開催 ●実施時期 平成2年～		期間中に様々な協賛事業等が実施される。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。  【オープニングイベント】 【緑日大会】		
●事業名 7-4 川越百万灯夏まつり ●事業内容 ・夏祭りとして中心市街地の商店街に提灯の飾り付けのほか、パレード、手づくりみこし行進、OH!通リゃんせ KAWAGOE、地元商店街のイベント等の開催 ●実施時期 昭和57年～ (7月下旬)	・川越百万灯夏まつり実行委員会(川越商工会議所内)	・嘉永3年(1850)、城主松平斉典の徳をしのび、軒先に灯ろうを掲げたことが起源とされている。 ・昭和35年に百万灯ちょうちん祭りが始められたが、昭和57年から百万灯夏まつりと名称を変えて、市民まつりとして川越駅から一番街までとその周辺において提灯の飾り付けのほか、パレード、手づくりみこし行進、OH!通リゃんせ KAWAGOE、地元商店街のイベントなどが行われている。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成27年7月～令和元年7月	区域内
●事業名 7-5 川越まつり ●事業内容 ・約370年の歴史があり、江戸との交流に合わせ、江戸天下祭りの様式を取り	・川越まつり協賛会	・川越まつりは、慶安元年(1648)、川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、次第に江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら変遷を重ね、およそ360年にわたって受け継がれてきた。 ・昭和43年から川越まつり協賛会へ運営が変わったことなどにより全市民的なまつりとしての意味合いが強く	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成27年10月～令和元	区域内

入れた川越の総鎮守である氷川神社の祭礼行事 ●実施時期 毎年10月の第3土曜日、日曜日		なり、平成17年2月には川越氷川祭の山車行事として、国の重要無形民俗文化財に指定され、平成28年12月にはユネスコ無形文化遺産に登録された。 ・本川越駅から蔵造りの町並み周辺を中心とした市街地において山車を曳き廻して、激しいテンポで囃子の掛け合いが行われる。また、市の所有する山車の曳き回しを小学生が体験することでまつりへの参加意識を高めている。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 	年10月	
●事業名 7-41 KAWAGOE REMIX 食と音と灯りの融合 ●事業内容 ・ライトアップ、ライブパフォーマンス、川越蔵まちバル ●実施時期 平成30年度～31年度	・食と音と灯りの融合実行委員会	・観光客数は増加傾向にあるものの、滞在時間は短く、また夕方以降のにぎわいが不足しているという現状を踏まえ、夜のにぎわいの創出のため、当初、民間有志により「小江戸川越ライトアップ実行委員会」が組織され、市や関係団体も協力してライトアップ事業が実施された。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成30年9月～令和元年9月	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座再生・利活用事業（再掲） ●事業内容 ・賑わい創出の拠点となる商業施設整備 ・導入機能 交流機能 ●実施時期 平成 28 年度～	・ TKM 株式会社（民間事業者・地元商店会）	・ 明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。 ・ しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界隈の商店街の空洞化の象徴となっている。 ・ このため、来街者が滞在できる空間を備え、かつ地域との交流機能を有する「まちのにぎわい拠点」としての機能を継承した商業施設を整備し、この界隈のにぎわいと活力を創出する象徴として再生させる必要がある。 ・ 更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・ 本事業により、この界隈の個店との連動性が高まり、まち歩きの楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 	●支援措置の内容 ・ 商店街活性化・観光消費創出事業 ●実施時期 平成 31 年度	

●事業名 7-6 旧川越織物市場 保存整備事業 ●事業内容 ・歴史的建造物の保存・活用敷地面積 1,475.85 m² ・導入機能（施設） ◎文化創造インキュベーション機能、交流拠点機能 ●実施時期 平成24年度～	・川越市	・明治後期に建築された旧川越織物市場は、当時の市場形状を現在に残す全国的にも希少価値の高い文化財建造物（市指定）である。 ・本市の中心市街地の北部地域は、首都圏に残る貴重な歴史的町並みとして、重要伝統的建造物群保存地区にも選定され、多くの観光客を集めている。 ・旧川越織物市場はその観光エリアと駅周辺を中心とした南部地域の商業エリアの結節地域（谷間）に位置し、主要な道路からも外れている。また、周辺一帯には、未活用の歴史的建造物や空き店舗も点在し、にぎわいに欠けるエリアとなっている。 ・このため、旧川越織物市場を新しい価値を生み出す文化創造のためのインキュベーション機能や来街者も気軽に憩える交流休憩機能を有する拠点施設として整備し、このエリアのにぎわいを創出していく必要がある。 ・更に、起業支援機関をはじめ、エリア内の文化芸術発信拠点として再生を検討している旧鶴川座や未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・本事業により、このエリアの魅力が向上し、にぎわいが創出されるほか、鉄道駅方面、重要伝統的建造物群保存地区、川越城跡や、喜多院周辺等相互の回遊の中継地ともなりうることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成27年度～
---	-------------	---	--



●事業名 7-7 川越市蔵造り資料館耐震化事業 ●事業内容 ・蔵造り資料館の建物の耐震診断・耐震設計及び補強等改修工事を実施 ●実施時期 平成 26 年度～	・川越市	・蔵造り資料館は、昭和 52 年 10 月から川越市文化財保護協会が管理運営を任せられオープンした。昭和 58 年 10 月からは蔵造り資料館の管理運営を川越市教育委員会が引き継ぎ、平成 2 年から博物館が分館的施設として運営している。 ・蔵造り資料館として活用している旧小山家住宅は、明治 26 年（1893）の建築以来、大規模な改修工事を施していないため、建物の歪み及び漆喰壁のクラック等が生じ、雨漏り等が確認されている。 ・蔵造り資料館は、年間約 7 万人の観光客が訪れるなど、川越市を代表する観光施設でもあり、貴重な歴史遺産でもある。 ・本事業により、この地域のにぎわいが創出され、新たな観光客の流れが創出されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 【川越市蔵造り資料館】	●支援措置の内容 ・重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業 ●実施時期 平成 26 年度～	
●事業名 7-38 東京 2020 オリンピック・パラリ	・川越市	・東京 2020 オリンピック競技大会のゴルフ競技が、川越市の霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催される。	●支援措置の内容 ・地域活性	

ンピックの推進 ●事業内容 ・東京 2020 オリ ンピック・パラ リンピックの開 催に係る周知及 び開催を契機と した市の魅力発 信などの地域活 性化に係る取組 ●実施時期 平成 26 年度～		・これを好機とし、国内外の観光客を誘客するためのPR活動を行う。 ・また、ハード面、ソフト面ともに「おもてなし」を整備し、「まちの顔」ともいべき中心市街地の魅力を高めることで、来街の動機づけを行う。 ・大勢の観光客が訪れることが想定される本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	化・地域住 民生活等緊 急支援交付 金 ●実施時期 平成 27 年度	
---	--	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-8 旧小林斗あん宅跡地整備事業 ●事業内容 ・旧小林斗あん宅跡地の活用に向けた整備事業 ●実施時期 平成 28 年度～令和元年度	・川越市	・川越市出身の著名な篆刻家である小林斗あんの住居があった場所で、川越まつり会館に隣接し、蔵造りの町並みに面している。 ・建物取り壊し後、川越市が土地を取得し、にぎわいの場や、文化創出の場としての活用を検討している。 ・川越まつり会館に隣接していることから、川越まつり会館と一体的な活用をすることで本市の歴史・文化を生かしたまちづくりを推進し、中心市街地の回遊性の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用	・川越市 ・民間事業者	・旧山崎家別邸は大正 13 年、保岡勝也の設計によって建てられ、貴重な建物及び庭園が今もなお保存されているが、一部老朽化していることから、建物の保存復原工事を行い、		

●事業内容 ・旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用検討 ●実施時期 平成 27 年度～		平成 28 年 4 月から一般公開を開始している。 ・令和元年に国の重要文化財に指定され、新たな観光スポットとして、建物・庭園の公開等を通じて、蔵造りの町並み界限をはじめとする他の観光スポットとの連携による回遊性の向上を図っていく。 ・また、旧山崎家別邸の周辺には、隣接して建つ市指定文化財の蔵造りの建物やキリスト教会があり、重要伝統的建造物群保存地区とは趣を異にした落ち着いたロケーションを醸し出している。 ・これらの歴史的資産と連携を図りながら、川越を訪れる人たちにとって、本エリアが新たな交流の場となるよう、その活用方策を検討、推進する。 ・本事業により、歴史的資産が活かされ、この界限ににぎわいが生まれるほか、回遊性の向上にもつながり、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業 ●事業内容 ・歴史的建造物活用によるにぎわい等創出の企画及び施設の管理運営 ・地域の食・特産物の提供 ・各種イベントの企画・運営	・(株)まちづくり川越	・前計画で、多くの買物客が集まる南部地域のクレアモールと観光客でにぎわう北部地域の歴史的町並み地区の結節地域に立地する酒造会社の跡地を、川越市産業観光館（小江戸蔵里）として整備し、活用を開始した。 ・地域ではぐくまれた食や特産物の提供（飲食・物販）、各種イベントの企画・運営、市民の文化活動の場の提供、地域情報・観光情報の発信等を行い、市民をはじめ観光客、買物客等の目的地となりうる施設として運営し、中心市街地の回遊性を高め		

・市民の文化活動の場の提供 ・地域情報・観光情報の発信 ●実施時期 平成 22 年度～ 31 年度		る。 ・また、飲食・物販を通じた地場産の食材等の消費促進・需要喚起により、農業をはじめとする地域産業の振興を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-11 空き店舗情報登録制度 ●事業内容 ・空き店舗の情報収集・情報提供 ●実施時期 平成 24 年度～	・川越市	・中心市街地では、空き店舗の存在が商店街の連続性を阻害し、活性化の支障となっている。 ・空き店舗に関する、間取り・家賃等の情報を、貸主の提供により掲載し、空き店舗対策事業と連動させることにより中心市街地に存在する空き店舗の減少を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-12 空き店舗対策事業 ●事業内容 ・空き店舗対策事業補助金の交付 ・店舗改修費補助 ・賃借料補助 ●実施時期 平成 25 年度～	・川越市	・中心市街地では、空き店舗の存在が商店街の連続性を阻害し、活性化の支障となっている。 ・空き店舗情報登録制度により登録された空き店舗を利用した事業に関して、店舗改修費や賃借料を補助することにより、中心市街地に存在する空き店舗の減少を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・川越市商店街空き店舗対策事業費補助金 ●実施時期 平成 25 年度～	
●事業名 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 ●事業内容 ・空き地・空き	・(株)まちづくり川越	・商店街やその町並みの連続性にとって空き地や空き店舗は負の要素となっている。 ・旧 TMO の結果からは、空き地・空き店舗の発生要因の分析等から、それらの貸手・借手をそれぞれ支援		

店舗の情報収集・情報提供、活用方策検討・調整 ●実施時期 平成 21 年度～		する機能、商店街やまち全体からの出店企画する機能が求められている。 ・そのため、チャレンジショップ事業やテナントミックス事業とも連動した、空き地・空き店舗の情報の収集・提供を行い、また、必要に応じて、業種・業態を考慮した店舗誘致に向けた調整も併せて行う。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-14 テナントミックス事業 ●事業内容 ・空き店舗対策と一体となったテナントミックスの実施 ●実施時期 平成 21 年度～	・(株)まちづくり川越	・中心市街地が活性化していくためには、特に店の魅力を向上させることにより街の魅力の向上につなげていくことが必要である。 ・そのためには、「空き店舗を活用したチャレンジショップの整備」の他、「不足業種の誘致によるテナントミックスの推進と空き店舗解消」が必要であり、具体的には、商店街内の空き店舗を利用した魅力的な店舗の展開、個店の業種構成の見直し、不足業種や魅力的な店舗の空き店舗への誘致等を行っていく必要がある。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-15 経営力向上・創業等支援 ●事業内容 ・地域力連携拠点事業による個店の経営診断、経営戦略立案及びフォローアップ	・川越商工会議所 ・パートナー機関	・中心市街地の商業・サービス業等の活性化には、個店の経営力・企画力等の向上が不可欠である。 ・中心市街地の商店街には、中小企業者が多く、個店が抱えている課題やその解決方法が見出せないケースも多い。 ・そのため、地域力連携拠点（商工会議所）が窓口となり、様々な分野のパートナー機関と連携し、中小企業者の経営力向上、新事業展開、事業承継等の課題解決に向けた支援を		

・創業希望者等を対象とした研修会（セミナー等）の実施 ●実施時期 平成 20 年度～		行う。 ・また、創業希望者を対象とした研修（セミナー）等を実施する。 ・これらにより、経営力の向上だけでなく、創業・新事業、事業転換等の効果も期待できる。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-16 若手人材育成事業 ●事業内容 ・若手経営者・商店主を対象とした経営研究会・勉強会等の実施・支援 ●実施時期 平成 20 年度～	・川越商工会議所 ・関係研修機関	・中心市街地の商業等が、継続的に発展していくためには、後継者の確保・育成が不可欠である。 ・本事業により、若手経営者・商業主等を対象に、時代の変化や消費者等のニーズにあった商業経営のあり方等について、研究会・勉強会を実施・支援し、後継者となる若手人材の育成を図れることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット ●事業内容 ・情報収集体制の確立 ・大規模小売店舗立地法の特例要請検討 ●実施時期 平成 21 年～	・川越市	・大規模小売店舗は多数の集客の見込める地域の核施設であることから、中心市街地のにぎわいの創出に資する施設である。 ・本事業は既存の大規模小売店舗の閉店・撤退等による大型空き店舗の発生時に、情報収集や大規模小売店舗立地法の特例の活用等により、迅速に他の事業実施者の誘致を図るためのセーフティネットの整備を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-18 中小企業向け融資事業	・川越市	・本市において事業を営む中小企業者に、経営の安定及び向上に必要な資金を円滑に調達していただけるよう融資のあっ旋を金融機関に対し行		

●事業内容 ・市内中小企業者を対象に、事業を営む中小企業者に必要な資金を融資することによって、企業の振興に寄与することを目的とする。 ・融資のあつ旋 ・保証料に対する補助 ●実施時期 平成 19 年度～		うことにより、企業の振興を図ることを目的とした事業である。 ・本事業を利用する市内中小企業者に対し、当該融資に関し埼玉県信用保証協会へ支払った保証料の一部を補助している。中小企業者の負担の軽減と経営の安定の寄与を目的としている。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-19 川越ものづくり ブランド KOEDO E-PRO 認定事業 ●事業内容 ・市内の中小企業が開発したすぐれた工業製品を「川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO」として認定し、市内外に広く情報発信する。 ●実施時期 平成 25 年度～	・川越市 ・川越商工会議所	・市内のものづくり中小企業を支援することにより、工業振興を図るとともに、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）内にて展示を行い、ビジネスマッチングやPRを通じて中心市街地のにぎわい演出に寄与する。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 6-4 共同住宅低層階 への商業施設等 入居啓発(再掲) ●事業内容	・川越市 ・商店街	・中心市街地の区域内のマンション建設はコンスタントに行われてきており、人口は増加傾向で推移している。その中で、近年、商店街の店舗跡地に大規模な高層住宅が建築されるケースが増加しており、商店街の		

・商店街に面した高層共同住宅を新築する場合に、低層階に店舗の入居を促進させ、商店街の連続性を保つ ●実施時期 平成 20 年度～		まちなみやにぎわいが分断され、良好な都市環境が失われつつある。 ・商店街に面する低層階に商業店舗が入居することで、魅力ある商業環境と住環境が調和したまちなみを形成し、街なか居住推進と商業環境向上の両立を図れることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-20 パッサージュ (横道・小道) の演出 ●事業内容 ・商店街の横道・小道等の商業空間の演出検討 ●実施時期 平成 21 年度～	・(株)まちづくり川越 ・商店街 ・民間事業者	・本市の中心市街地は南北方向に細長い構造となっているが、東西方向の広がりがないため、買物客の動線は、主要な通りのみを通過していくことも多く、まちの滞在時間向上の阻害要因の1つとなっている。 ・そのため、パッサージュ（横道・小道）の演出を検討し、歴みち事業等と効果的に組み合わせることで、まちの滞在時間の向上を図っていく。 ・本事業により、商業空間の魅力も向上し、その広がりも演出できることから、基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-21 商店街一店逸品 運動推進事業 ●事業内容 ・商店街又は個店のオリジナル商品の開発・P R ●実施時期 平成 21 年度～	・商店街 ・(株)まちづくり川越	・各個店が個性的な逸品・サービスを開発・再発見し、それを提供・P Rしていくことで、このまちの商店街ならではの個性・魅力が創出できる。 ・また、各商店街の取組を中心市街地の広域的な取組に発展させていくことで、買物客の回遊性の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		

●事業名 7-22 中心商店街魅力 創出事業 ●事業内容 ・中心市街地商店街において実施されるストリートファニチャー等の整備などの商店街共同施設整備事業 ●実施時期 平成 24 年度～	・商店街 ・民間事業者等	・商店街の街路を歩行者にとって快適な空間として整備し、ベンチ等のストリートファニチャーを設置することにより、来街者がくつろげる場所を提供する。 ・これにより来街者の商店街での滞在時間を長くでき、にぎわいの創出につながる。 ・本事業により、歩行者空間・商業空間の魅力向上が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-23 シャッターアート事業 ●事業内容 ・商店街各店舗のシャッターデザイン ●実施時期 平成 20 年度～	・川越名店街	・商店街の景観づくりのため、シャッターをキャンバスに見立て、地元大学の美術部により、閉店後や休業日等にも個店のPRができるよう全体的に統一したコンセプトのもと、それぞれの店をイメージさせるデザインを描く。 ・シャッターにデザインを施すことにより、休業日等シャッターが下りている商店街のさみしい雰囲気の解消になり、さらに顧客との話題の1つにもなっている。 ・また、本商店街は、観光客でにぎわう蔵造りの町並み地区と鉄道駅を結ぶ商店街でもあることから、シャッターアートを楽しみにしたまち歩きもでき、それによる観光客等の滞在時間の延長を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-24 イルミネーション事業	・商店街振興組合 ・商店街	・12月初旬～1月下旬まで、商店街のゲート及びモール並びに商店街にある公園をイルミネーションで装飾		

●事業内容 ・商店街のゲート及びモールをイルミネーションにより装飾 ●実施時期 平成 21 年度～		し、夕方から夜にかけての集客力の向上を図る。 ・本事業により、商店街の夜間集客強化とまち歩きによる回遊性の向上が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-25 サテライトスタジオ設置事業 ●事業内容 ・サテライトスタジオ設置 ・観光情報等の発信 ●実施時期 平成 21 年度～	・川越サンロード商店街振興組合	・商店街の一角に放送局のサテライトスタジオを設置し、まちのにぎわいを創出することで集客力の向上を図る。 ・併せて、社団法人小江戸川越観光協会と協力し観光情報等の発信基地としても活用し、まちの回遊性の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-26 素人ちんどんフェスティバル ●事業内容 ・イベント開催 ●実施時期 平成 16 年度～	・川越新富町商店街振興組合	・普段は目にする事ののない各地の素人ちんどんが、商店街を練り歩くイベントを開催する。 ・まちのにぎわいを創出し、商店街や各個店の集客力の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-27 創作門松装飾事業 ●事業内容 ・商店街の創作門松による装飾 ●実施時期 平成 20 年度～	・川越一番街商業協同組合	・正月時期に商店街を様々な創作門松により装飾し、集客力・回遊性の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		

●事業名 7-28 二升五合市（商 い益々繁盛市） ●事業内容 ・商店街一斉売 り出し ・スタンプラリ ーの実施 ●実施時期 平成 20 年度～	・川越一 番街商業 協同組合	・「春夏秋冬二升五合市」と書かれた暖 簾を店頭に掲げて商店街の一斉売り 出しを実施する。（秋がない…商い、 二つの升…ますます、『五合』は一升 の半分、はんしょう…繁盛、これを 並べて『商いますます繁盛』という 意。） ・商店街で利用できる金券木札を当 てるスクラッチカードやスタンプラ リーを実施することで、商店街内の 回遊性の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちな みづくり」、「にぎわいの創出」に寄 与する中心市街地活性化に必要な事 業である。		
●事業名 7-29 英語でおもてな し事業 ●事業内容 ・個店での外国 人客に英語で接 客 ●実施時期 平成 20 年度～	・川越一 番街商業 協同組合	・近年、外国人の来街者や居住者が 増加しているため、商店街で外国人 と接する機会も増加している。 ・そのため、商店街において、N P O団体の講師を招き勉強会等を行っ ている。 ・各個店において、外国人に英語で おもてなしをすることで、外国人来 街者の集客力の向上等を図れること から、基本方針である「魅力あるま ちなみづくり」、「にぎわいの創出」 に寄与する中心市街地活性化に必要 な事業である。		
●事業名 7-30 にぎわいづくり 推進事業 ●事業内容 ・ワゴンセール、 フリーマーケット、朝市等イベ ントの開催 ●実施時期 平成 21 年度～	・(株)まち づくり川 越	・本市の中心市街地中心部は、南部 地域の中心商業地と北部地域の歴史 的、文化的地区の結節地域に位置し ているものの、空き店舗等が散在す るなど商業集積が薄く、まちのにぎ わいや活力が不足している。 ・この地域に新たなにぎわいを創出 するため、公共施設を活用し、ワゴ ンセール、フリーマーケット、朝市 等の各種イベントを開催し、新たな にぎわいの創出を図る。 ・本事業により新たなにぎわいが生		

		まれるだけでなく、商業地域と観光地域の結節機能も強化されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与するために必要な事業である。		
●事業名 7-31 中心市街地文化活動の推進 ●事業内容 ・蔵のコンサート、野外コンサート、写真展、絵画展、生け花展等の各種イベントを開催 ●実施時期 平成 21 年度～	・ ㈱まちづくり川越	・ 本市中心市街地の結節地域は、空き店舗等が散在するなど商業集積が薄く、まちのにぎわいや活力が不足している。 ・ 公共施設等を活用し、コンサート、写真展、絵画展、生け花展等の各種イベントを開催し、市民の文化活動の推進によりにぎわいを創出する。 ・ また、他の地域と連携したイベントを展開し、回遊性の向上も図る。 ・ 基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与するために必要な事業である。		
●事業名 7-32 川越スカラ座整備運営事業 ●事業内容 ・ 空き店舗を活用したコミュニティ・シアターの整備・運営 ・ 導入機能（施設） ◎文化交流機能（映画上映施設） ●実施時期 平成 19 年度～	・ N P O 法人プレイグラウンド	・ 戦前から「まちの映画館」として親しまれてきた川越スカラ座が立地する周辺地域は集客力・吸引力が弱く、まちのにぎわいや活力が低下している。 ・ このため、映画文化の発信などを通じて集える空間・活性化の拠点として、まちのにぎわいと活力を創出していく必要がある。 ・ 「コミュニティ・シアター」として市民参加型の運営や、展示・情報発信など交流機能の充実などを図り、人とまちのコミュニティを醸成する。 ・ 更に、川越市産業観光館（小江戸蔵里）、旧川越織物市場、旧鶴川座などと一体的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かしたまちづくりを推進する。 ・ 基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄		

		与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展 ●事業内容 ・川越の四季折々の風景・風物等と川越の特徴や印象等を題材とした美術展の開催。 ●実施時期 平成15年～ (3年に1度開催)	・川越商工会議所	・川越を全国にPRするために、川越の四季折々の風景・風物等と川越の特徴や印象等を題材とした美術展を3年ごとに開催。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導 ●事業内容 ・違法広告物の除却、是正指導等 ●実施時期 平成19年度～	・川越市 ・警察 ・商店街等	・クレアモール周辺地区については、地域住民の合意形成を得て平成19年1月より川越市都市景観条例に基づく「都市景観形成地域」に指定されており、屋外広告物のみならず総合的により魅力的な商業地形成と暮らしやすい環境整備を行う必要がある。 ・市のみならず関係機関の協力を仰ぎ、住民及び来街者の安全確保及び良好な景観の形成に真摯に取り組むとともに、行政・住民・商店街の三者協働で意識改革を図りつつ、自分達のまちづくりを積極的にアピールし、集客力の向上を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-35 路上喫煙防止条例推進事業	・川越市	・道路や公園、広場などでの喫煙は、吸い殻のポイ捨てにより環境の美化を損ねている。 ・火の付いたたばこの投げ捨てによ		

●事業内容 ・市民及び観光客等は、市内全域で路上喫煙をしないように努める。 ・路上喫煙禁止地区（中心市街地の一部）での路上喫煙の禁止（違反者には過料が適用） ●実施時期 平成 19 年度～		る火災の危険性、さらには、副流煙による周囲の人たちへの健康被害の問題がある。 ・たばこの吸殻が散乱しない清潔なまちを作ることにより、飲料容器など他のごみも捨てさせない環境が醸成される。 ・路上喫煙の規制は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 		
●事業名 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度 ●事業内容 ・環境にやさしい活動を行っている事業者を、エコストアまたはエコオフィスに認定する。また、さらに積極的にを行っている事業者には、条件を満たせば、ゴールドエコストアまたはゴールドエコ	・川越市	・環境にやさしい事業者を認定することにより、事業者と消費者である市民の環境に対する意識を高め、資源の循環型社会の構築を推進する。 ・認定されると認定証と認定板が授与されるので、それらを掲示していただくことによって環境に配慮している事業者としてイメージアップが図れ、集客力が向上することから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		

フィスに認定する。 ●実施時期 平成 10 年度～				
●事業名 7-37 街なか花壇の充実 ●事業内容 ・街なかの空間に花壇を設置する。 ●実施時期 平成 19 年度～	・川越市 ・民間事業者 ・市民	・市民と事業者の協働により、中心市街地に街なか花壇を設置し、歩行者に潤いとゆとりの空間を提供する。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 ●事業内容 ・鉄道・バス会社や旅行会社と連携した川越観光ツアーの企画等 ●実施時期 平成 20 年度～	・小江戸川越観光協会 ・㈱まちづくり川越	・さらなる観光客誘致のため、バス会社や旅行会社と連携し、各種の川越観光ツアーを中心とした「着地型観光ビジネス」の展開を図る。 ・着地点である川越から観光ツアーの企画等を発信することで、新たな観光資源や回遊ルートの掘り起こしが可能になることなどから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-40 観光振興計画推進 ●事業内容 ・観光まちづくりの実現を目指した「観光振興計画」の事業推進	・川越市 ・民間事業者等	・歴史や伝統文化を生かした観光振興に取り組むことで、市民が誇りを持てるまち、市民が住み続けたいと思える魅力あるまちを実現する。 ・外国人観光客が増加する中で、インバウンド施策を重点的に取り組むとともに、広域連携により、国内外にも認知され、持続可能な観光を推進する。 ・現計画は平成 28 年度から令和 7 年度を計画期間として推進してい	●支援措置の内容 ・埼玉県補助金等	

●実施時期 平成 28 年度～ 令和 7 年度		る。 ・各方面との連携を密にし、多くの情報を発信する等、本計画推進により、多くの観光客を誘致することができ、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 （個別の事業内容については第二次観光振興計画による）		
--	--	--	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

路線バスは、川越駅、本川越駅を起点として運行しており、複数の路線が重なる中心部では本数が多くなっているが、郊外に行くにつれて本数が少なくなる。また、中心市街地においては渋滞のため路線バスの定時性が損なわれ、利用者にとっては利用しづらい状況となっている。

市中心部を通る主要幹線である中央通り線は駅利用者の送迎や買い物客の一時的駐車や荷捌きなどによる渋滞が発生している。中央通り線の一番街周辺は、当初昭和11年に都市計画道路として拡幅が決定され、その後昭和37年に幅員を20mとする計画に変更されたが、事業実施に至らなかった。そのことが蔵造りの町並みにとっては幸いとなり、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定へとつながったといえる。平成11年に伝統的建造物群を保存する措置として仲町から札の辻間の計画幅員を、全国的にも類を見ない現道幅員へと縮小変更をしている。しかし、この中央通り線は主要幹線道路として今なおその役目を果たしており、地域の交通上必要不可欠なものとなっている。観光客が多く訪れるこの地域についても、通行車両が多く渋滞を引き起こしており、自動車、自転車と歩行者が交錯するような状況が見られる。

そのため、中心市街地の活性化には、道路整備の他、公共交通機関の利便性の向上や交通円滑化方策により、渋滞の緩和を図り、中心市街地内での移動を円滑に行えるようにする必要がある。

一番街周辺においては幹線道路としての機能を保持しつつ歩行者の安全を確保するといった課題の解決を図るため、交通規制等の何らかの交通円滑化方策が必要である。さらに、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドの利用促進を図る必要がある。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-1	・川越市	・川越駅東口エレベーターは川越駅	●支援措置の	

市道 0006・0007 号線（エレベーター改修工事）		東口第一種市街地開発事業として平成2年～平成3年にかけて設置されており、経年劣化が進んでいる。また、部品供給は平成29年に終了してしまい、耐震性にも課題がある。改修を行うことにより円滑に移動できる機能を確保し安全で安心なまちづくりが図られる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。	内容 ・防災・安全 交付金（道路事業） ●実施時期 平成28年度～29年度	
--------------------------------	--	--	---	--

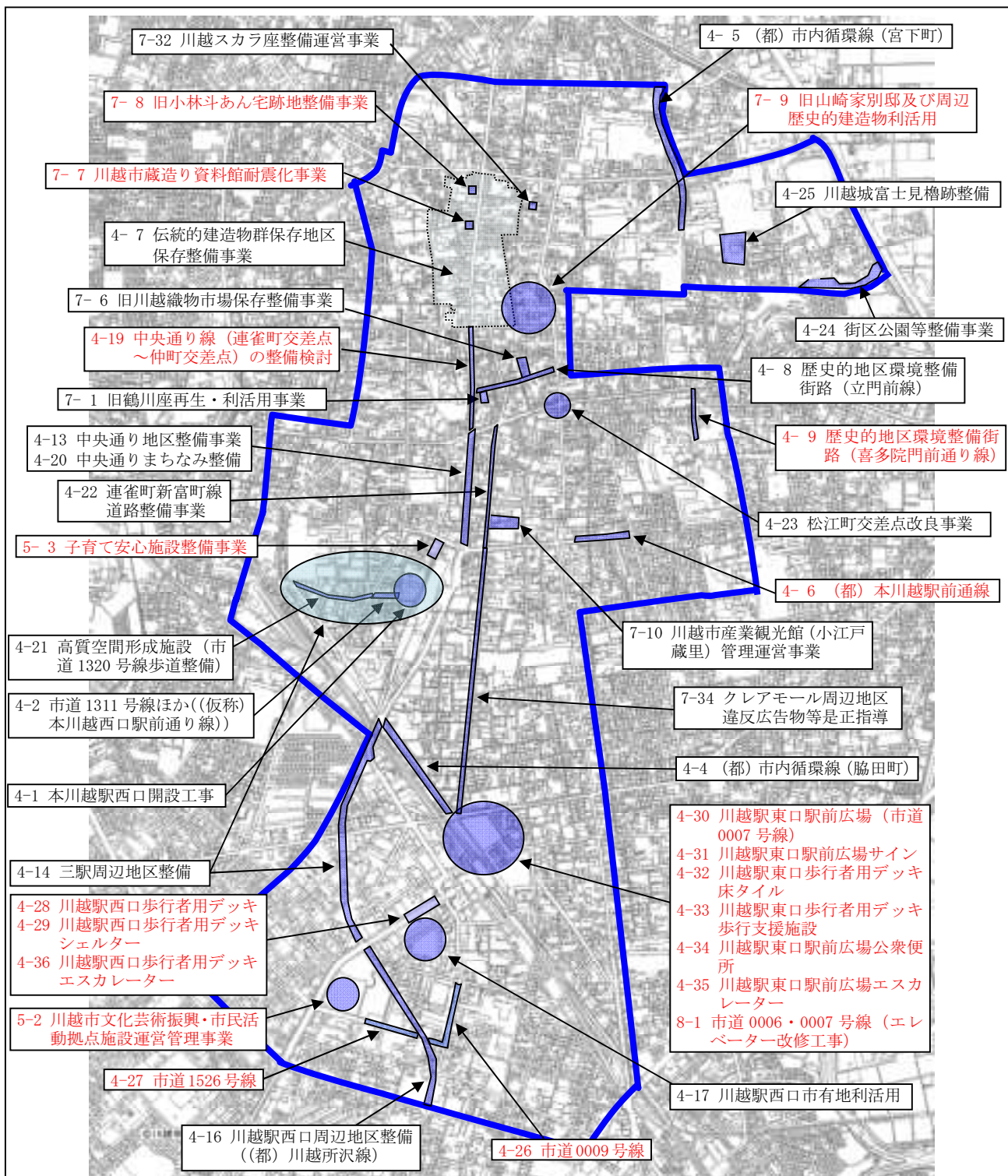
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
特になし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-2 交通円滑化方策 ●事業内容 ・北部中心市街地の交通円滑化方策の調査、検討、実施 ・公共交通機関の利用促進 ●実施時期 平成19年度～	・川越市 ・バス事業者 ・川越市公共交通利用促進協議会	・一番街周辺地域の交通規制等の方策を用いて、本計画期間内に歩行者等の交通上の安全を確保する。 ・蔵造りの町並み保全のため、この地域の都市計画道路中央通り線は、拡幅しないこととし縮小変更したことから、混雑する市内の交差点について、実証実験やシミュレーション結果等により、その方策を検討していく。 ・バスや鉄道などの公共交通機関の利用促進のほか、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドにより中心市街地に流入する交通量を抑制することで交通渋滞の緩和を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。		

		 【第三次川越市総合計画から抜粋】		
●事業名 8-3 川越市自転車シェアリング ●事業内容 ・有人窓口 2 箇所 ・自転車 145 台 ・サイクルステーション 17 箇所 ●実施時期 平成 25 年度～	・川越市	・中心市街地、特に川越駅周辺から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。 ・観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。 ・自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。 ・本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



事業位置が特定されない事業

- | | | |
|---------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 | 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 | 7-27 創作門松装飾事業 |
| 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣 | 7-14 テナントミックス事業 | 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市） |
| 4-12 新築修繕補助事業 | 7-15 経営力向上・創業等支援 | 7-29 英語でおもてなし事業 |
| 5-1 地域子育て支援拠点事業 | 7-16 若手人材育成事業 | 7-30 にぎわいづくり推進事業 |
| 6-1 建築物耐震化促進事業 | 7-17 大規模小売店舗撤退時のセーフティネット | 7-31 中心市街地文化活動の推進 |
| 6-2 住環境改善事業 | 7-18 中小企業向け融資事業 | 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展 |
| 6-3 住宅改修支援事業 | 7-19 川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定事業 | 7-35 路上喫煙防止条例推進事業 |
| 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発 | 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出 | 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度 |
| 7-2 チャレンジショップ事業 | 7-21 商店街一店逸品運動推進事業 | 7-37 街なか花壇の充実 |
| 7-3 小江戸川越春まつり | 7-22 中心商店街魅力創出事業 | 7-38 東京2020オリンピック・パラリンピックの推進 |
| 7-4 川越百万灯夏まつり | 7-23 シャッターアート事業 | 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 |
| 7-5 川越まつり | 7-24 イルミネーション事業 | 7-40 観光振興計画推進 |
| 7-11 空き店舗情報登録制度 | 7-25 サテライトスタジオ設置事業 | 7-41 KAWAGOE REMIX食と音と灯りの融合 |
| 7-12 空き店舗対策事業 | 7-26 素人ちんどんフェスティバル | 8-2 交通円滑化方策 |
| | | 8-3 川越市自転車シェアリング |

凡例	
赤字	新規事業
黒字	継続事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 川越市の推進体制の整備等

(1) 川越市における内部推進体制について

・川越市中心市街地活性化推進委員会

川越市では、中心市街地活性化基本計画を着実に実施し、中心市街地の活性化を推進するため、産業観光部長を委員長とし、関係課長 23 名を委員とする中心市街地活性化推進委員会を組織し、事業進捗の管理、事業間の連携促進等を実施している。

【川越市中心市街地活性化推進委員会】

役職名	所属及び職名
委員長	産業観光部長
副委員長	産業振興課長
委員	政策企画課長
〃	オリンピック大会室長
〃	財政課長
〃	障害者福祉課長
〃	高齢者いきがい課長
〃	文化芸術振興課長
〃	こども育成課長
〃	環境政策課長
〃	資源循環推進課長
〃	産業振興課長
〃	雇用支援課長
〃	観光課長
〃	都市計画課長
〃	都市景観課長
〃	都市整備課長
〃	交通政策課長
〃	公園整備課長
〃	建築指導課長
〃	川越駅西口まちづくり推進室長
〃	道路街路課長
〃	道路環境整備課長
〃	文化財保護課長
〃	博物館長

【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】

役職名	所属及び職名
部会長	産業振興課長
副部会長	産業振興課副課長又は副主幹
部会員	政策企画課職員
〃	オリンピック大会室職員
〃	財政課職員
〃	障害者福祉課職員
〃	高齢者いきがい課職員
〃	文化芸術振興課職員
〃	こども育成課職員
〃	環境政策課職員
〃	資源循環推進課職員
〃	産業振興課職員
〃	雇用支援課職員
〃	観光課職員
〃	都市計画課職員
〃	都市景観課職員
〃	都市整備課職員
〃	交通政策課職員
〃	公園整備課職員
〃	建築指導課職員
〃	川越駅西口まちづくり推進室職員
〃	道路街路課職員
〃	道路環境整備課職員
〃	文化財保護課職員
〃	博物館職員

【新計画策定に向けた検討状況】

平成 25 年 9 月 30 日（中心市街地活性化推進委員会検討部会）

（1）次期計画の策定意向について

平成 26 年 7 月 2 日（中心市街地活性化推進委員会検討部会）

（1）新川越市中心市街地活性化基本計画に関する内閣府とのヒアリング結果について

（2）新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 26 年 8 月 8 日（中心市街地活性化基本計画関係課会議）

（1）新川越市中心市街地活性化基本計画の区域について

平成 26 年 8 月 12 日（中心市街地活性化基本計画関係課会議）

(1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた事業の検討について
平成 26 年 9 月 3 日（中心市街地活性化基本計画関係部長会議）

(1) 新中心市街地活性化基本計画素案について

①経過説明について

②素案の内容について

③今後のスケジュールについて

平成 26 年 10 月 3 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 新中心市街地活性化基本計画（素案）について

①新中心市街地活性化基本計画（素案）について

②今後のスケジュールについて

平成 26 年 10 月 30 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 新中心市街地活性化基本計画について

①策定作業状況について

②庁議への付議について

平成 27 年 1 月 8 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 川越市中心市街地活性化基本計画（素案）について

(2) 意見募集の結果について

〔 2 〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（ 1 ） 川越市中心市街地活性化協議会

川越市では、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 8 日に設立し、中心市街地活性化基本計画及び、その実施に必要な事項のほか中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議を行っている。

【中心市街地活性化協議会構成員】

区分	構成
経済活力の向上	川越商工会議所
都市機能の増進	株式会社まちづくり川越
商業者等	川越商店街連合会、川越料理店組合
観光	社団法人小江戸川越観光協会
地域経済等	いるま野農業協同組合、東京電力株式会社、株式会社 N T T 東日本ー埼玉、武州ガス株式会社、株式会社埼玉りそな銀行
地域住民	川越市自治会連合会、十カ町会
まちづくり団体	社団法人川越青年会議所、N P O 法人川越蔵の会、N P O 法人プレイグラウンド
福祉・医療団体	川越市社会福祉協議会、N P O 法人川越子育てネットワーク
交通事業者	西武鉄道株式会社、イーグルバス株式会社
行政機関	埼玉県（川越比企地域振興センター、商業・サービス支援課、川越県土整備事務所、市街地整備課）、川越市、川越地区消防組合

【新計画策定に向けた検討状況】

平成 26 年 10 月 23 日

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 26 年 11 月 19 日

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 27 年 1 月 21 日

- (1) 川越市中心市街地活性化基本計画について

①策定状況について

②川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見について

【協議会の開催状況】

- | | | |
|-------------------|--------|---|
| 平成 27 年 5 月 22 日 | 第 1 回 | ・平成 26 年度認定中心市街地活性化基本計画
フォローアップに関する報告書の件 |
| 平成 27 年 11 月 11 日 | 第 2 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について |
| 平成 28 年 2 月 15 日 | 第 3 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップ
について |
| 平成 28 年 5 月 12 日 | 第 4 回 | ・中心市街地活性化基本計画変更に関する認定に
ついて（報告）
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて（報告） |
| 平成 28 年 10 月 27 日 | 第 5 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・ワーキンググループの進捗状況について |
| 平成 29 年 2 月 6 日 | 第 6 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて |
| 平成 29 年 5 月 11 日 | 第 7 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更およびフォロ
ーアップ報告について（報告）
・ワーキンググループの進捗状況について（報告） |
| 平成 29 年 11 月 1 日 | 第 8 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・ワーキンググループの進捗状況について |
| 平成 30 年 2 月 5 日 | 第 9 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて |
| 平成 30 年 5 月 16 日 | 第 10 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更及びフォロ
ーアップについて
・旧鶴川座の利活用について
・ワーキンググループの進捗状況について |

- | | |
|--------------------------|---|
| 平成 30 年 11 月 19 日 第 11 回 | ・ 中心市街地活性化基本計画に掲げる指標の推移
・ 立門前界限まちづくり事業推進について
・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
・ ワーキンググループについて 他 |
| 平成 31 年 2 月 13 日 第 12 回 | ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
・ 旧鶴川座について
・ ワーキンググループの進捗状況について 他 |
| 令和元年 5 月 22 日 第 13 回 | ・ 中心市街地活性化協議会 事業報告等
・ ワーキンググループの進捗状況について 他 |
| 令和元年 11 月 21 日 第 14 回 | ・ 中心市街地活性化基本計画の指標の推移について
・ ワーキンググループの進捗状況について
・ 川越市中心市街地活性化協議会の今後の在り方について 他 |
| 令和 2 年 2 月 12 日 第 15 回 | ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
・ ワーキンググループの進捗状況について 他 |

◎川越市中心市街地活性化協議会の意見書

平成 27 年 1 月 21 日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市中心市街地活性化協議会
会長 新 津 重 幸

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見について（提出）

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見を別紙のとおり提出します。

（別 紙）

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に掲げられている事項については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、当基本計画の運用・実施にあたりまして、事業効果を高めるためにも、下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

- 川越市の中心市街地の特性は、周辺地域との関係性を抜きに成立しません。当市での2020年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技の開催が目される中、中心市街地の外周部をはじめ、当市の近隣地域と連携した広域的な意味での中心となるまちづくりが期待されます。
- 地域住民、事業者、団体等の持つ力をより統合的な形で発揮していただきたい。そのために、組織横断的な協力体制の整備が望まれます。
- 基本的方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」には、地域にあるヒト・モノを活かしてコトを興す必要があります、中心市街地及び周辺住民が活性化を実感できる取組の実施に努めていただきたい。
- 計画（素案）のエリアマネジメントとして、市街地南部地域の商業、業務等の機能の充実、市街地北部地域の商業・文化等の機能を高めた魅力ある都市空間の創造、そして、特にそれら両地域の結節地域及び周辺について、未活用の歴史的、文化的資産の活用、回遊性の向上に重点的に取組むことが掲げられています。個々の事業の実施においては、そのエリアでの位置付けや将来への方向性を再度確認し、中心市街地全体として、1つの方向軸としての集約に努めていただきたい。
- 計画（素案）に掲げる施策・事業の実効性を確保するため、各事業の進捗管理及びフォローアップにより事業の成果の検証に努めるとともに、当協議会の議を経て検証結果に応じた施策・事業の見直しや新規取組等について柔軟に対応していただきたい。
- 計画（素案）に掲げる各事業の実施については、全体計画の中での他の事業との関連にも留意し、連動性のある事業実施に努めていただきたい。

川越市中心市街地活性化協議会は、基本計画の推進や中心市街地の活性化策について継続的に協議を行うとともに、市民や商店街、事業者等との連携を密にし、中心市街地のまちづくり全体を担うマネジメント組織として活動を展開するものです。川越市におかれましても、当協議会と協働して中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいただくことを強く要望します。

(2) まちづくり会社

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条に規定する「良好な市街地を形成するためまちづくりの推進を図るための事業活動を行う会社」として、以下の事業を目的に、平成20年3月3日に設立した。

- 目的・都市開発、観光開発及び土地・建物の有効利用に関する調査、企画等
- ・商店街等の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計等
- ・公共施設の管理および運営の受託業務

- ・上記のほか、市街地の商業振興のための事業等

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（1）地域住民のニーズ等の客観的な把握

1）市民意識調査

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[4] 市民ニーズ等の把握・分析（P 33～P 37 参照）

- ・まちづくりについての要望
- ・道路交通政策についての要望
- ・観光施策についての要望
- ・商店街の施設についての要望
- ・商店街の事業・サービスについての要望
- ・市政全般で力をいれるべき施策

2）観光アンケート調査（P. 20～P. 23 参照）

- ・出発地調
- ・外国人観光客の出発地内訳調
- ・性別調
- ・年齢調
- ・交通手段調
- ・来訪回数調
- ・滞在期間調
- ・観光時間調
- ・市内飲食費調
- ・土産購入費調
- ・市内交通費調
- ・市内宿泊費調

3）市民意見の募集

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 26 年 12 月 30 日（火）までの期間において、「川越市中心市街地活性化基本計画(素案)」についての意見募集を実施したところ、9 件の意見が寄せられ、基本計画の策定に当たっての参考とした。

（2）地域住民等との取組

① 川越町並み委員会

現在は、多くの観光客でにぎわいを見せている蔵造りの町並みの住民・商店主達は、中心市街地が南下し、段々と衰退していったこの町並みを何とか活性化しようと独自の町づくりの活動に取り組んでいった。昭和 62 年 4 月「川越一番街町づくり規範に関する協定書」を締結し、この協定書により「町並み委員会」を組織した。この委員会は、商店街の組織として関係自治会、研究者・専門家、行政により構成された。各個店家の改装の際に、昭和 63 年に策定した「町づくり規範」に基づき、助言指導を行い、これに沿った町並みに合う個店の改装を行うことで、町の景観保持

に努めてきた。平成 21 年に商店街から独立し、伝統的建造物群保存地区内の町並み景観形成を図る住民団体として、現在も、毎月 1 回程度開催し、町並みの保全に努めている。

② NPO 法人 川越蔵の会

北部地域の歴史的エリアは、昭和 30 年代後半からの衰退により商業地として大きな危機を迎えていた。川越蔵の会は、これらを背景に青年会議所OBや若手商店主が中心となり、住民が主体となったまちづくり、商業活性化による町並み保存を理念に掲げて、昭和 58 年に発足した市民団体である。まちづくりの提言や商店街活動への参画、イベントなども行うこの会のメンバーは、地元商店主や住民、専門家、行政職員、一般市民のほか、市外在住の川越ファンなど大変幅広い。平成 14 年には、NPO 法人として法人登記し、川越のまちづくりの基軸として、さらに活動範囲を拡げている。

③ 十カ町会

十カ町会は、平成 4 年に市から提示された北部町づくり案について、北部町づくり自治会長会議が白紙に戻したことを契機に、旧城下町の範囲の自治会長が中心となって自主的にまちづくりを考えるため、平成 5 年に発足した団体である。これまで、自主的な町づくりの調査研究、視察、住民アンケート、ワークショップなどによる検討の末、伝統的建造物群保存地区指定及び十カ町地区の都市景観形成地域指定について市へ要望書を提出している。また、川越氷川祭りの山車行事の重要文化財指定や交通問題等に関する協議を行うなど、地区に関わる重要課題の検討組織としての役割を担っている。

④ 大正浪漫委員会

古くから銀座通りの名で親しまれた商店街には、蔵造りから昭和初期にかけての近代建築が建ち並んでいることから、平成 6 年に「大正浪漫のまちづくり」をテーマに掲げたまちづくり協定を締結し、大正浪漫委員会及び専門部会を設置している。商店街、専門家、NPO 法人川越蔵の会、商工会議所、関係事業機関、行政から組織された委員会では、独自のまちづくり規範を制定し、専門部会により新築や個店改装のデザイン誘導を図り、大正浪漫にふさわしい町並みの形成、活力ある商業環境と良好な生活環境の整備が進められている。

⑤ クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会

新富町まちづくり協議会は、川越駅東口の再開発や道路計画を契機に魅力あるまちづくりを検討するため昭和 59 年に設立された団体である。自治会、商店街、事業所から組織されるこの協議会では、来街者アンケートの実施やニュースの発行などを行いながら検討を重ね、自主協定の締結という結論に至っている。昭和 63 年に新富町まちづくり協定を制定し、建築行為の誘導による魅力的な商業地景観と良好な住環境の整備に向けた取組が進められている。

なお、隣接するサンロード商店街においても、同様のまちづくり協定が平成3年に施行されているほか、平成19年には、並行する八幡通り周辺と連携して、「クレアモール・八幡通り地区都市景観協議会」を組織した。さらに、中央通りについても平成20年7月にまちづくりルールを定め、「クレアモール・八幡通り・中央通り地区都市景観協議会」を組織することで、今後のまちづくりに取り組んでいる。

⑥ 中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会

中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会は、前身となる「仲町交差点から連雀町交差点までの中央通りを活性化する会」が、本川越駅と蔵造りの町並みを結ぶ都市計画道路中央通り線のうち、連雀町交差点以南及び仲町交差点以北の都市計画道路の整備が進む中、この間の商店街の活性化及び道路整備について検討するために組織され、「川越市地区街づくり推進条例」に規定する「地区街づくり協議会」の登録を目指し、平成26年に沿道住民、商店主、商店会によって組織された。「昭和の街」をコンセプトとして、今後のまちづくりについて検討を始めている。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

第三次川越市総合計画（平成 18 年 3 月策定）において、歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に位置づけ、川越市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図るとしている。

このように位置付けられている都心核は、中心市街地活性化基本計画区域を包括する区域である。

都市計画マスタープラン（平成 12 年 3 月策定、平成 21 年 7 月改定）において、中心市街地活性化基本計画区域を都心核に位置づけ、広域拠点として駅を中心に高度な都市機能を充実するとしている。

〔2〕 都市計画手法の活用

準工業地域の用途について、中心市街地の東側の国道 16 号、国道 254 号沿道については、現状で土地利用が図られており、新たな大規模集客施設の開発は想定していないため、特別用途地区等の指定を検討してはいない。

また、中心市街地の北部に広がる準工業地域については、都市計画マスタープランにおいて、流通系業務地区として中低層住宅地との環境調和に配慮した複合市街地を形成するとしている。

〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地における 5,000 m²以上の大規模建築物等は以下のとおりである。

用途としては店舗が最も多く、次いで事務所という状況である。

平成 18 年 8 月に丸井川越店が閉店したが、改装工事後、平成 19 年 3 月に丸井子会社の川越モディが開店している。

現在のところ、閉店等しているものは無い状況である。

中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況(延べ床面積5,000㎡以上)

No.	建築物等名称	所在地	用途	延べ床面積	建築年月
1	川越プリンスホテル、本川越ペペ	新富町1-22-7	ホテル、店舗	39,107.23	平成 3年 8月
2	アトレ	脇田町105	店舗	31,555.50	平成 2年 3月
3	丸広百貨店川越店	新富町2-6-1	百貨店	21,458.27	昭和39年 9月
4	川越マイン	脇田町103	店舗	14,551.98	昭和57年 3月
5	丸井川越店(川越モディ)	脇田町4-2	店舗	12,916.27	昭和48年 8月
6	藤沢プラザ川越店(PALAZZO)	新富町1-10-9	娯楽場	12,378.06	昭和45年11月
7	東上パールビルディング	脇田本町15-13	店舗、事務所	11,206.64	昭和53年 1月
8	まるひろ立体駐車場	新富町2-20-9	駐車場	10,158.15	昭和60年12月
9	川越東武ホテル	脇田町29-1	ホテル	9,282.40	昭和62年 1月
10	埼玉医科大学かわごえクリニック	脇田本町21-7	医院、事務所	8,498.67	平成 4年 2月
11	丸広百貨店アネックスA	新富町2-9-4	店舗	8,139.25	昭和46年 2月
12	赤心堂病院	脇田本町25-19	病院	8,103.80	昭和49年 8月
13	住友生命川越ビル	脇田本町23-2	事務所	7,657.32	平成 1年 8月
14	JR川越駅ビル	脇田本町1-8	店舗、事務所	7,465.69	平成 3年 3月
15	立体駐車場PARK1	脇田本町13-4	駐車場	6,737.82	昭和63年 9月
16	東武スポーツクラブかわごえ	田町1-15	店舗	6,596.87	昭和47年 8月
17	川越第一生命ビルディング	脇田本町13-5	事務所	6,406.34	昭和59年 1月
18	イトーヨーカドー	新富町1-20-1	店舗	6,330.57	昭和42年11月
19	山口病院	脇田町16-13	病院	6,258.67	平成 1年11月
20	日本生命川越ビル	脇田本町14-1	事務所	6,011.38	昭和52年 6月
21	パーラービッグスペース	新富町2-31-2	娯楽場	5,939.53	平成10年 1月
22	アトランタI	菅原町23-1	店舗	5,588.72	平成 4年 1月
23	ラ・ボア・ラクテ	脇田本町22-5	ホール、店舗	5,377.32	昭和56年 9月
24	損保保険ジャパン川越ビル	脇田本町11-15	事務所	5,376.84	平成 5年 1月
25	パーキング西口24	脇田本町1-1	駐車場	5,348.15	昭和63年 1月
26	Kスクエアビル	脇田町9-3	店舗	5,266.67	平成 4年 4月

(2) 市内の行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

主な公共施設、病院・福祉施設、教育・文化施設等の立地状況は以下のとおりである。

各施設等の移転については、現在のところ、埼玉県川越地方庁舎が当計画に位置付けられている西部地域振興ふれあい拠点(ウェスタ川越)へ移転の予定である。

主な公共施設の立地状況(次に掲げる病院・福祉施設及び教育・文化施設を除く)

No.	施設名	所在地	立地
1	川越市役所	元町1-3-1	中心市街地
2	川越市上下水道局	三久保町20-10	
3	川越市保健所	小ヶ谷817-1	
4	総合保健センター	小ヶ谷817-1	
5	埼玉県川越地方庁舎	新宿町1-17-17	中心市街地
6	川越県土整備事務所	旭町2-13-6	
7	パスポートセンター川越支所	新宿町1-17-17	中心市街地
8	国際交流センター	菅原町23-10	中心市街地
9	女性活動支援のひろば	菅原町23-10	中心市街地
10	川越駅東口児童館	菅原町23-10	中心市街地
11	児童センターこどもの城	石原町1-41-2	
12	高階児童館	藤間27-1	
13	女性会館	脇田新町10-2	
14	農業ふれあいセンター	伊佐沼887	
15	川越警察署	大仙波410-1	
16	川越地区消防局	神明町48-4	
17	川越北消防署	神明町48-4	
18	川越中央消防署	新宿町2-14-7	中心市街地
19	川越西消防署	伊勢原町5-3	
20	川越郵便局	三久保町13-1	
21	川越西郵便局	小室22-1	
22	川越税務署	並木452-2	
23	川越労働基準監督署	豊田本277-3	
24	さいたま地方方法務局川越支局	豊田本277-3	
25	川越公共職業安定所	豊田本277-3	
26	さいたま地方裁判所川越支部	宮下町2-1-3	
27	さいたま家庭裁判所川越支部	宮下町2-1-3	
28	川越簡易裁判所	宮下町2-1-3	
29	さいたま地方検察庁川越支部	宮下町2-1-3	
30	川越区検察庁	宮下町2-1-3	
31	川越年金事務所	脇田本町15-13 東上パールビル3階	中心市街地

病院・福祉施設の立地状況

施設名	施設数	中心市街地に立地
病院	26(私立26)	6
診療所・医院	348(市立1、私立347)	108
保育園	41(市立20、私立21)	3
社会福祉施設・事業所等	206(市立20、私立186)	6

教育・文化施設の立地状況

施設名	施設数	中心市街地に立地
幼稚園	32(私立32)	5
小学校	33(市立32、私立1)	4
中学校	26(市立22、私立4)	1
高等学校	15(市立1、県立7、私立7)	2
大学	4(私立4)	0
その他学校	4(市立1、県立3)	0
図書館	4(市立4)	1
市民会館・文化センター	6(市立6)	2
公民館	17(市立17)	1
博物館・美術館・資料館等	19(市立5、私立14)	14

(3) 市内及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画の状況

本市及び周辺市町の10,000㎡を超える大規模集客施設の立地状況は以下のとおりである。

本市商圏を含む周辺市町には、近年、大規模集客施設の出店が続いている。

中心市街地のにぎわいの観点から、既存大規模小売店舗と商店街の共存は必要であることから、中心市街地の既存大規模小売店舗の閉店・撤退等による大型空き店舗の発生時には、大規模小売店舗立地法の特例の設定を行う等、他の事業実施者の速やかな誘致を図るためのセーフティネットの整備に努める。

市内及び周辺の大規模小売店舗(店舗面積10,000㎡を超える)

No.	店舗名称	市名	所在地	店舗面積	開店年月	立地
1	丸広百貨店川越店	川越市	新富町2-6-1	26,156	S39.10	中心市街地
2	ユニクス南古谷	川越市	泉町3-1外	21,759	H15.03	
3	アトレマルヒロ	川越市	脇田町105	21,129	H02.05	中心市街地
4	島忠川越店	川越市	松郷926-1外	17,868	H19.04	
5	本川越ベベ	川越市	新富町1-22-1	13,050	H03.09	中心市街地
6	カインズホーム川島インター店	川島町	上伊草191-1外	11,320	H18.12	本市商圏
7	イオン狭山店	狭山市	上奥富1126-1外	18,472	H14.10	
8	イオン武蔵狭山店	狭山市	入間川3-30-1	16,691	S54.11	
9	Market City 入曽	狭山市	北入曽720-1	12,467	H12.12	
10	ペイシアひだかモール店	日高市	森戸新田88-5	17,107	H18.04	
11	ビバモール埼玉大井	ふじみ野市	西鶴ヶ岡1-3-15	24,439	H16.11	
12	イオン大井店	ふじみ野市	ふじみ野1-2-1	24,240	H10.10	
13	㈱西友上福岡店	ふじみ野市	上福岡1-8-8	11,007	S59.11	
14	イトーヨーカ堂 (上福岡東ショッピングプラザ)	ふじみ野市	大原2-1-30	16,393	H11.10	
15	ワカバウォーク	鶴ヶ島市	富士見1-2外	15,515	H16.06	本市商圏
16	カインズホーム鶴ヶ島店	鶴ヶ島市	三ツ木新町1-1-13	14,505	H14.05	本市商圏

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市福利、街なか居住及び商業等の充実と歴史的な建造物等の文化資産の活用によって都市機能の集積を図り、魅力ある都市空間の創造に資するため、以下の事業に取組み中心市街地の活性化を推進する。

4. 市街地の整備改善のための事業

- 4- 1 本川越駅西口開設工事
- 4- 2 市道 1311 号線ほか（(仮称) 本川越西口駅前通り線）
- 4- 4 都市計画道路 市内循環線（脇田町）
- 4- 5 都市計画道路 市内循環線（宮下町）
- 4- 6 都市計画道路 本川越駅前通線
- 4- 7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- 4- 8 歴史的地区環境整備街路（立門前線）
- 4- 9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線）
- 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用
- 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
- 4-12 新築修景補助事業
- 4-13 中央通り地区整備事業
- 4-14 三駅周辺地区整備
- 4-16 川越駅西口周辺地区整備
- 4-17 川越駅西口市有地利活用
- 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討
- 4-20 中央通りまちなみ整備
- 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備）
- 4-22 連雀町新富町線道路整備事業
- 4-23 松江町交差点改良事業
- 4-24 街区公園等整備事業
- 4-25 川越城富士見櫓跡整備
- 4-26 市道 0009 号線
- 4-27 市道 1526 号線
- 4-28 川越駅西口歩行者用デッキ
- 4-29 川越駅西口歩行者用デッキシェルター
- 4-30 川越駅東口駅前広場（市道 0007 号線）
- 4-31 川越駅東口駅前広場サイン
- 4-32 川越駅東口歩行者用デッキ床タイル
- 4-33 川越駅東口歩行者用デッキ歩行支援施設
- 4-34 川越駅東口駅前広場公衆便所
- 4-35 川越駅東口駅前広場エスカレーター
- 4-36 川越駅西口歩行者用デッキエスカレーター

5. 都市福利施設の整備のための事業

- 5- 1 地域子育て支援拠点事業

- 5- 2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業
- 5- 3 子育て安心施設整備事業
- 6. 街なか居住の推進のための事業**
 - 6- 1 建築物耐震化促進事業
 - 6- 2 住環境改善事業
 - 6- 3 住宅改修支援事業
 - 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発
- 7. 商業の活性化のための事業**
 - 7- 1 旧鶴川座再生・利活用事業
 - 7- 2 チャレンジショップ事業
 - 7- 3 小江戸川越春まつり
 - 7- 4 川越百万灯夏まつり
 - 7- 5 川越まつり
 - 7- 6 旧川越織物市場保存整備事業
 - 7- 7 川越市蔵造り資料館耐震化事業
 - 7- 8 旧小林斗あん宅跡地整備事業
 - 7- 9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用
 - 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業
 - 7-11 空き店舗情報登録制度
 - 7-12 空き店舗対策事業
 - 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
 - 7-14 テナントミックス事業
 - 7-15 経営力向上・創業等支援
 - 7-16 若手人材育成事業
 - 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット
 - 7-18 中小企業向け融資事業
 - 7-19 川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業
 - 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発（再掲）
 - 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出
 - 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
 - 7-22 中心商店街魅力創出事業
 - 7-23 シャッターアート事業
 - 7-24 イルミネーション事業
 - 7-25 サテライトスタジオ設置事業
 - 7-26 素人ちんどんフェスティバル
 - 7-27 創作門松装飾事業
 - 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市）
 - 7-29 英語でおもてなし事業
 - 7-30 にぎわいづくり推進事業
 - 7-31 中心市街地文化活動の推進

- 7-32 川越スカラ座整備運営事業
- 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展
- 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導
- 7-35 路上喫煙防止条例推進事業
- 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度
- 7-37 街なか花壇の充実
- 7-38 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの推進
- 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
- 7-40 観光振興計画推進
- 7-41 KAWAGOE REMIX 食と音と灯りの融合

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進するための事業

- 8- 1 市道 0006・0007 号線（エレベーター改修工事）
- 8- 2 交通円滑化方策
- 8- 3 川越市自転車シェアリング

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

（１）観光振興計画の推進

本市の観光振興の指針の一つである川越市観光振興計画は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年を計画年度とし、平成 20 年 3 月に策定された。

計画に基づき、既存の観光資源見直しや新規の観光資源発掘による観光ルートの回遊性向上、観光産業に携わる関係者のホスピタリティ向上、本市のイメージアップを図るための観光キャンペーン実施などの施策を推進する。ハード、ソフト両面の取組からさらに川越ファンを増やし、魅力ある観光まちづくりの推進によって観光客の滞在時間を延ばし、「歩いて回遊したいまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を進めていく。

まもなく現行計画の計画期間満了を迎えることから、新たに今後の川越市の観光振興の将来目標を定め、それを実現するための具体的な施策を総合的に検討していく。

（２）一番街の交通円滑化方策

観光客が多く訪れる一番街周辺については、曜日や時間帯によって、交通渋滞が生じており、自動車、自転車、歩行者が交錯する状況がみられる。

このようなことから、本市では当該地の通行が安全に行われるよう、平成 19 年度から地元住民・商店街や関係機関により組織された「川越市北部中心市街地交通円滑化方策検討委員会」を設置し、また、平成 21 年度に歩行者天国・一方通行に係る社会実験を実施して交通規制を行った場合の影響を調査した。

現在、観光客の自動車を郊外型駐車場に誘導する等、中心市街地の自動車交通量を削減する施策を展開しているところであり、今後は、周辺道路の交差点改良等に努め、適切な交通規制のあり方を検討していく。

これら交通円滑化方策により交通渋滞が緩和されることは、「歩いて回遊したいまちづくり」に寄与するものであり、中心市街地の活性化のため、市全体で取組んでいくものである。

（３）商店街等によるまちづくりの推進

本市の中心市街地は、北部地域の歴史的町並み地区と南部地域の商業、業務集積地区とに大きく分けて考えることができる。

北部地域の歴史的町並み地区は、重要伝統的建造物群保存地区とも重なるところであるが、その中の一番街商店街においては、昭和 58 年に発足した NPO 法人川越蔵の会が商業の活性化による景観保全を掲げ、自らの商業力の向上なくして、歴史的建築物の維持はあり得ず、現代の店舗展開に歴史的建築物を最大限利用しようということからスタートした。

昭和 60 年のコミュニティマート構想を受け、川越市一番街商業協同組合は、町並みの形成について策定することとした。町並み委員会が発足し、ここでの協議を重ねて昭和 63 年に自らのまちづくりの原則について「町づくり規範」を策定した。この町づくり規範は、全国的にも先進的なルールとして評価されたものとなっている。

大正浪漫夢通りも、一番街商店街と同様に歴史的建築物が多く存在しているところである。川越銀座商店街振興組合では、平成 6 年に諮問機関の大正浪漫委員会によりまちづくりの指針を集成した「まちづくり規範」を策定した。

また、南部地域の商業、業務集積地区において、本市で最もにぎわいのあるショッピングエリアである「クレアモール」は、2つの商店街振興組合で成り立っているが、その1つである川越新富町商店街振興組合は、まちづくりを検討する中で、新富町まちづくり協議会を設立し、昭和 63 年に「まちづくり協定」を策定した。その後、もうひとつの川越サンロード商店街振興組合においても、平成 3 年に同内容のまちづくり協定を策定した。また、クレアモールに並行する八幡通りと連携し、「クレアモール・八幡通り地区都市景観協議会」を組織している。

さらに、北部地域と南部地域を結ぶ中央通り商店街を中心とする周辺地区においては、中央通り沿道街区土地区画整理事業による整備と併せて、地元住民が主体となった中央通りまちづくり委員会により、「中央通りまちづくりルール」が平成 20 年 7 月に策定された。その後、隣接する 3 地区が「クレアモール・八幡通り・中央通り地区都市景観協議会」を組織し、都市景観形成地域に追加指定することで今後のまちづくりに取り組んでいる。

このように本市の中心市街地では、商店街等によるまちづくりについての 5 つの自主協定地区があり、それぞれの委員会等が、建築、都市計画、デザイン等の学識者や専門家によるアドバイザーから協力を得て運営にあたっている。

このほか、連雀町交差点以北から仲町交差点以南の中央通りにおいては、平成 26 年に沿道住民、商店主、商店会によって中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会が組織され、昭和の街をコンセプトとして、今後のまちづくりについて検討を始めている。

本市のまちづくりは、こうした商店街等と連携しながら推進していくことが重要である。

〔2〕都市計画との調和等

（1）第三次川越市総合計画

第三次川越市総合計画（平成 18 年度から 27 年度）では、本市の目指すべき姿、10 年後の本市が表現された姿として、将来都市像を「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と 6 つの分野別の基本目標を定めているが、分野別の基本目標のうち第 3 章「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち—都市基盤・生活基盤—」第 1 節「都市の魅力創出」施策 2「都市拠点の整備」において、中心市街地活性化基本計画の推進として、

計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総

合的かつ一体的に推進します。

としている。

また、第4章「にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち—産業・観光—」第1節「地域経済の活性化と産業振興」施策4「商業の振興」において、中心市街地の活性化として、

中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。

産業観光館（鏡山酒造跡地）の効果的な管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的、文化的価値がありながら活用されていない建物の活用の方角性を検討するなど、まちの回遊性を高め市街地の活性化に努めます。

としている。

（2）川越市都市計画マスタープラン

川越市都市計画マスタープランは、本市が主体となって市民の意見を反映しつつ、これからの都市づくりの基本的な方向を定めるために、平成12年3月に策定し、平成21年7月に改定したものである。

このマスタープランでは、本市の都市づくりの理念を実現し、本市が目指すべき都市づくりの方向を将来都市像として「豊かな自然と暮らしやすさを創造する美しいまち川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、第一章「全体構想」中の6「市街地整備の方針」において、

土地利用の高度化を促進し、都市型住宅や商業施設、業務施設の集積を促すことにより、中心市街地の活性化を図ります。

としている。

（3）川越駅西口周辺地区基本構想（川越駅西口グランドデザイン）

川越駅西口周辺地区基本構想は、川越駅周辺の都市整備課題を把握し、基本構想の検討、策定を目標に平成6年度に策定されているが、平成22年3月に、経年変化等を踏まえ地区の将来像実現のため次の5項目を整備の目標とした見直しを行った。

- (1) 三駅周辺地区における「都心核」の形成を図ります
- (2) 大規模敷地を活用した拠点の形成を図ります
- (3) 良好な都市基盤の形成を図ります
- (4) 定住人口の確保を図ります
- (5) 中心市街地としての先進的まちづくりに取り組みます

〔3〕その他の事項

（1）関連計画による位置付け

平成11年3月、第5次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市と

して位置づけられた。

国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。

また、「一安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県5か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。

人口減少の克服と地方創生を目的として、平成28年1月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中心市街地に集積する「歴史的建造物の維持のためのコストへの対応」を課題として掲げ、歴史的建造物等を保全・活用するための取組や、本計画に位置づけがある旧川越織物市場の整備等を行うこととされている。

このほか、今後の人口減少・高齢社会を見据えた20年後のまちづくりビジョンとして現在、策定作業を進めている「川越市立地適正化計画」によりコンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりへの取組を推進し、中心市街地の商業、医療、福祉施設等の都市機能施設の新たな誘導や維持を図ることにより、中心市街地の活力と魅力の創出に努めていく。

さらに、平成29年3月策定の「川越市都市・地域総合交通戦略」においては、人々の活力を生み出す、歩いて楽しい魅力的な中心市街地の形成に資する交通関連の事業を推進することとしている。

このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。

（２）環境に配慮した都市川越

地球環境の保全のため、本市ができる省エネルギーによる地球温暖化防止策として、平成8年4月より「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに「1%節電運動」を開始し、平成10年3月には、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「川越市環境基本計画」を策定した。平成11年2月にはさらなる省エネルギー・省資源を率先して行うために「川越市環境にやさしい率先実行計画」を策定し、「1%節電運動」をすべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1（ワン）運動」にステップアップした。

これらの取組を基に、平成11年11月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、行政・事業者として環境に与える主要な要因の継続的な改善を図ってきた（平成23年3月に認証を返上し、4月からは川越市独自の環境マネジメントシステムを運用）。

さらに、市、市民、事業者及び民間団体等の責務を明らかにし、各主体が協働して環境保全活動に取り組んでいくため、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を制定し、これに基づき平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策

定した。また、地球温暖化対策の推進を図り市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、同条例に定める基本理念にのっとり、平成 19 年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定した。これらの条例等に基づいて平成 21 年 3 月に「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど（現在は「第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、平成 25 年 3 月策定）、市域全体で地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進している。

本市ではこうした環境への配慮の取組が、市民・事業者などに浸透していくことを期待し、環境への配慮について関心を促すために様々な施策・事業を実施し、また環境問題に積極的に取り組む事業者のサポートを行っている。

本市はこのようなことから環境への配慮を基本として、中心市街地の活性化を図っていく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載